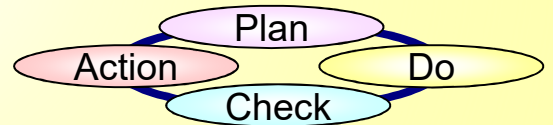


全国的な学力調査の実施

調 査 の 目 的

- 国としては、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析して、教育施策の改善・充実に生かす
- 教育委員会としては、自治体や学校の学力水準を検証し、教育委員会の施策の改善・充実に生かす
- 学校としては、個々の児童生徒の学習状況を把握して指導に生かすとともに、学校全体として指導方法の検証・改善につなげる
- 以上のような取組を通じて、教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立する



調査の概要

- 調査対象：小学校第6学年・中学校第3学年の全児童生徒
- 対象教科：
 - ①教科に関する調査（国語、算数・数学）
 - ※平成24・27・30年度は「理科」を追加。理科は3年に一度程度の実施
 - ※平成31年度からは中学校「英語」を追加。英語は3年に一度程度実施
 - ※平成31年度からはA問題とB問題を一体的に出題
(A：主として「知識」に関する問題、B：主として「活用」に関する問題)
 - ②生活習慣や学習習慣に関する質問紙調査
(児童生徒に対する調査／学校に対する調査)

R2年度調査

(当初予定)

調査日：令和2年4月16日(木)

調査対象：小学校第6学年・中学校第3学年の全児童生徒（悉皆調査）

対象教科：国語、算数・数学

(児童生徒、学校に対する質問紙調査も実施)

新型コロナウイルス感染症にかかる状況及び学校教育への影響等を考慮し、今年度は全国学力・学習状況調査を実施しないこととしました。なお、使用する予定であった問題冊子等は、各自治体や学校の判断で有効に活用していただけるよう、後日、各教育委員会及び学校等にお送りすることを予定しています。配布の時期等、詳細については、追って連絡させていただきます。

R3年度調査

調査日：令和3年4月20日(火)

調査対象：小学校第6学年・中学校第3学年の全児童生徒（悉皆調査）

詳細については、追って連絡させていただきます。

OECD 生徒の学習到達度調査2018年調査(PISA2018)のポイント

結果概要

<PISA2018について>

OECD(経済協力開発機構)の生徒の学習到達度調査(PISA)は、義務教育修了段階の15歳児を対象に、2000年から3年ごとに、読解力、数学的リテラシー、科学的リテラシーの3分野で実施(2018年調査は読解力が中心分野)。平均得点は経年比較可能な設計。前回2015年調査からコンピュータ使用型調査に移行。日本は、高校1年相当学年が対象で、2018年調査は、同年6~8月に実施。

<日本の結果>

- 三分野

◆数学的リテラシー及び科学的リテラシーは、引き続き世界トップレベル。調査開始以降の長期トレンドとしても、安定的に世界トップレベルを維持しているとOECDが分析。

◆読解力は、OECD平均より高得点のグループに位置するが、前回より平均得点・順位が統計的に有意に低下。長期トレンドとしては、統計的に有意な変化が見られない「平坦」タイプとOECDが分析。
- 読解力

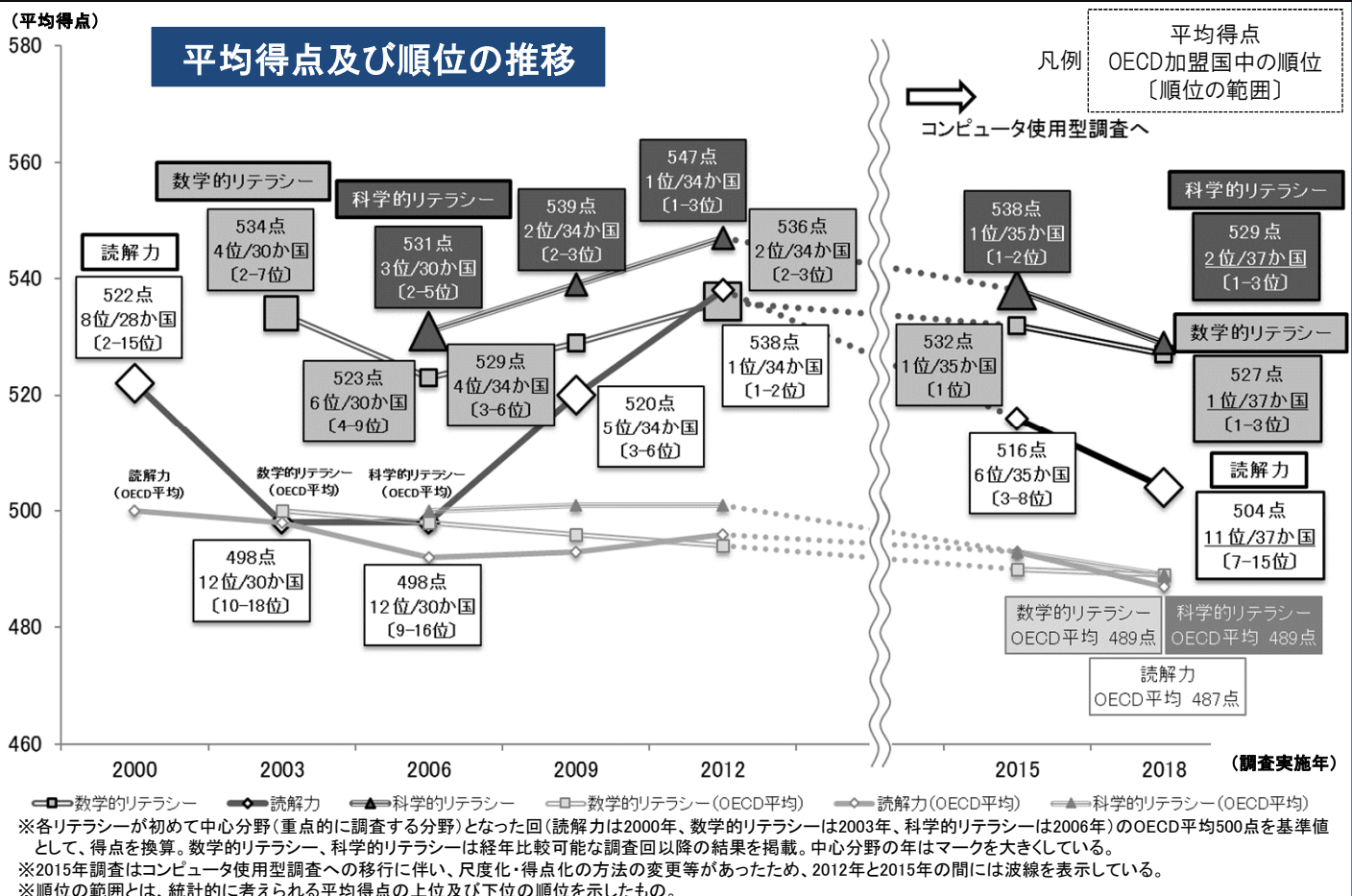
◆読解力の問題で、日本の生徒の正答率が比較的低かった問題には、テキストから情報を探し出す問題や、テキストの質と信ぴょう性を評価する問題などがあつた。

◆読解力の自由記述形式の問題において、自分の考えを他者に伝えるように根拠を示して説明することに、引き続き、課題がある。

◆生徒質問調査から、日本の生徒は「読書は、大好きな趣味の一つだ」と答える生徒の割合がOECD平均より高いなど、読書を肯定的にとらえる傾向がある。また、こうした生徒ほど読解力の得点が高い傾向にある。
- 質問調査

◆社会経済文化的背景の水準が低い生徒群ほど、習熟度レベルの低い生徒の割合が多い傾向は、他のOECD加盟国と同様に見られた。

◆生徒のICTの活用状況については、日本は、学校の授業での利用時間が短い。また、学校外では多様な用途で利用しているものの、チャットやゲームに偏っている傾向がある。



国際数学・理科教育動向調査^{ティムズ}(TIMSS2015)の概要

【調査概要】

- 国際教育到達度評価学会(IEA)が、児童生徒の算数・数学、理科の到達度を国際的な尺度によって測定し、児童生徒の学習環境等との関係を明らかにするために実施した。
- 小学校は50か国・地域(約27万人)、中学校は40か国・地域(約25万人)が参加した。
※一部の国で、調査対象と異なる学年が調査を受けているため、それらの国については含めていない。
- 我が国では、148校の小学校4年生約4400人、147校の中学校2年生約4700人が参加した。(平成27(2015)年3月に実施)

【教科別の結果概要】

- 小学校、中学校ともに、全ての教科において、引き続き上位を維持しており、前回調査に比べ、平均得点が有意に上昇している。
- 2003年以降、経年での変化をみていくと、550点未満の児童生徒の割合が減少し、550点以上の児童生徒の割合が増加している傾向が見られる。

※各国・地域の得点は、1995年調査における基準値(500点(対象児童生徒の3分の2が400点から600点に入るよう標準化))からの変化を示す値である。

【平均得点の推移】

	1995	1999	2003	2007	2011	2015
小学校4年生	算数 567点 (3位/26か国)	(調査実施せず)		565点 (3位/25か国)	568点 (4位/36か国)	585点 (5位/50か国)
	理科 553点 (2位/26か国)	(調査実施せず)		543点 (3位/25か国)	548点 (4位/36か国)	559点 (4位/50か国)
中学校2年生	数学 581点 (3位/41か国)	579点 (5位/38か国)	570点 (5位/45か国)	570点 (5位/48か国)	570点 (5位/42か国)	586点 (5位/39か国)
	理科 554点 (3位/41か国)	550点 (4位/38か国)	552点 (6位/45か国)	554点 (3位/48か国)	558点 (4位/42か国)	571点 (2位/39か国)

【質問紙調査の結果概要】

- 算数・数学、理科に対する意識について、
 - ・前回調査と同様に、小学校の「理科は楽しい」を除き、国際平均を下回っている項目が多いものの、算数・数学、理科が楽しいと思う児童生徒の割合は増加しており、中学校においては、国際平均との差が縮まっている傾向が見られる。
 - ・中学校においては、数学、理科について、「日常生活に役立つ」、「将来、自分が望む仕事につくために、良い成績をとる必要がある」という生徒の割合が増加しており、国際平均との差が縮まっている傾向が見られる。

第四次「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」概要

(H30.4.20閣議決定)

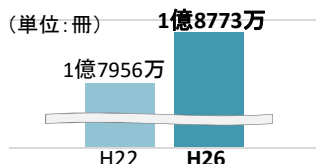
趣 旨

2001年(平成13年)に成立した「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、おおむね5年(2018～2022年度)にわたる子供の読書活動推進に関する基本方針と具体的方策を明らかにする。

第三次基本計画期間における子供の読書活動に関する状況等

主な現状

<児童用図書の貸出冊数の増加>



<全校一斉読書活動を行う学校の割合の増加>

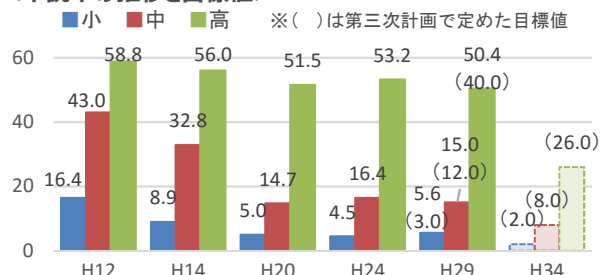
	H24	H28
小	96.4%	97.1%
中	88.2%	88.5%
高	40.8%	42.7%

主な課題

- 小中学生の不読率※は、中長期的には改善傾向にあるが、高校生の不読率は依然として高い
- いずれの世代においても第三次計画で目標とした進捗での改善は図られていない

※不読率：1か月に一冊も本を読まない子供の割合

<不読率の推移と目標値>



取り巻く情勢の変化

学校図書館法の改正(平成26年成立)

専ら学校図書館の職務に従事する職員としての学校司書の法制化。学校司書への研修等の実施について規定。

学習指導要領の改訂

(平成29,30年公示) 総則において学校図書館の利活用や読書活動の充実を規定。

情報化社会の進展

スマートフォンの普及やコミュニケーションツールの多様化。

分 析

- ① 中学生までの読書習慣の形成が不十分
- ② 高校生になり読書の関心度合いの低下
- ③ スマートフォンの普及等による子供の読書環境への影響の可能性

各世代の施策に反映

計画改正の主なポイント

- ① 読書習慣の形成に向けて、
発達段階ごとの効果的な取組を推進
乳幼児期：絵本や物語を読んでもらい、興味を示すようになる 等
小学生期：多くの本を読んだり読書の幅を広げたりする読書 等
中学生期：内容に共感したり将来を考えたりする読書 等
高校生期：知的興味に応じた幅広い読書 等
- ② 友人同士で本を薦め合うなど、
読書への関心を高める取組を充実
読書会、図書委員、「子ども司書」、ブックトーク、書評合戦(ビブリオバトル)等の活動
- ③ 情報環境の変化が子供の読書環境に与える影響に関する実態把握・分析
スマートフォンの利用と読書の関係 等

推進体制

子供の読書環境を充実させるため、国・都道府県・市町村は、学校・図書館・民間団体・民間企業等、様々な機関と連携し、各種取組を充実・促進

市町村推進計画策定率

◆第三次基本計画で定めた目標

市：100% 町村：70%

◆平成28年度実績

市：88.6% 町村：63.6%

※H29末目標

※第四次計画でも引き続き達成を目指す

市 町 村：計画未策定→策定、策定済→見直し、地域での幅広い関係者との連携 等

都道府県：高校生の不読率改善に関する取組実施(高校を所管する立場から)、市町村への蔵書貸出、計画未策定市町村への助言 等

国：情報環境と読書の関連調査・分析、地方公共団体への財政措置、国民の関心と理解の増進(子ども読書の日、優良事例の表彰等) 等

第四次「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」 推進のための主な方策

- ポイント：** ①発達段階に応じた取組により、読書習慣を形成
②友人同士で行う活動等を通じ、読書への関心を高める

家庭

- ◆家庭での読書の習慣付けの重要性の理解促進
- ◆家庭での読書活動への支援（次のような活動の推進）
 - ・読み聞かせ体験とともに乳幼児と保護者に絵本を手渡すブックスタート
 - ・子供を中心に家族で同じ本を読み、絆(きずな)の一層の深まりを目指す家読(うちどく) 等

学校等

【幼稚園・保育所等】

- ◆幼稚園教育要領・保育所保育指針等に基づき、絵本や物語に親しむ活動の充実と環境の整備

【小学校、中学校、高等学校等】

◆学習指導要領を踏まえた読書活動の推進

- ・児童生徒の主体的、意欲的な読書活動の充実(学校図書館の計画的な利活用)
- ・障害のある子供の読書活動の促進

◆読書習慣の形成、読書の機会の確保

- 全校一斉の読書活動、卒業までの読書目標の設定、子供による図書紹介 等

◆学校図書館の整備・充実

- ・学校図書館図書整備等5か年計画の推進
- ・学校図書館図書標準の達成
- ・情報化の推進
- ・司書教諭・学校司書等の人的配置促進

地域

- ◆図書館未設置市町村における設置
設置率(H27)：市98.4%、町61.5%、村26.2%

◆図書館資料、施設等の整備・充実

- 移動図書館の活用、情報化の推進、児童室等の整備、障害のある子供のための諸条件の整備・充実 等

◆図書館における子供や保護者を対象とした取組の企画・実施

- ・読み聞かせ会等の企画・実施
- ・インターネット等を活用した情報提供

◆司書・司書補の適切な配置・研修の充実

◆学校図書館やボランティア等との連携・協力

- ・学校図書館や地域の関係機関との連携
- ・ボランティア活動の促進
- ・地域学校協働活動における読書活動の推進

子供の読書への関心を高める取組

- ◆友人同士で本を薦め合うなど、読書への関心を高める取組
→ 読書会、図書委員、「子ども司書」、ブックトーク、書評合戦(ビブリオバトル) 等

民間団体の活動への支援

- ◆民間団体やボランティアの取組の周知
- ◆活動への助成（子どもゆめ基金）

普及啓発活動

- ◆「子ども読書の日」(4月23日)
- ◆「文字・活字文化の日」(10月27日)
- ◆優れた取組の奨励(地方自治体・学校・図書館・民間団体・個人を表彰 等)

みんなで使おう！ 学校図書館

学校図書館の整備充実に係る基本的な考え方を御紹介します。

子供たちの確かな学力や豊かな人間性を育むため、
学校図書館の整備充実に共に努めてまいりましょう。



学校図書館整備5か年計画？

司書教諭と学校司書？

学校図書館法の改正？

政策効果？

蔵書の整備目標？



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

学校図書館は、読書好きを増やし、確かな学力等を育む施設です。

学校図書館は、図書館資料を児童生徒や教員の利用に供すること等により、「学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童又は生徒の健全な教養を育成すること」を目的とするものであり、以下の3つの役割を担っています。

- ① 読書センター 読書活動の拠点となること。
- ② 学習センター 授業に役立つ資料を備え学習支援を行うこと。
- ③ 情報センター 情報活用能力を育むこと。



学校図書館が充実し、その役割を果たすことで…

読書好きの子供を増やし、確かな学力、豊かな人間性を育む

探究的な学習活動等を行い、子供の情報活用能力を育む

授業で蔵書・新聞等を利活用し、思考力・判断力・表現力等を育む

ことなどが期待されます。

※ 学力と読書の関係、学校司書と読書量の関係等は5ページを参照

また

言語活動、読書活動等の充実を通じ教員の指導力も向上する
悩みを抱える子供の「心の居場所」となる

ことも考えられます。

■ 学校図書館の充実には図書館資料・人材の双方の充実が必要です。

蔵書や新聞等の
図書館資料の整備



司書教諭・学校司書等の
人材の配置



学校図書館の充実

■ 図書館資料の整備・人材の配置の双方について地方財政措置が講じられています

第4次学校図書館図書整備5か年計画

- ◆平成24年度から5年間で学校図書館図書標準の達成を目指す：(単年度約200億円(5年で約1,000億円))
増加冊数分：単年度約86億円(5年で約430億円)
更新冊数分：単年度約114億円(5年で約570億円)
- ◆新聞配備：(単年度約15億円(5年で約75億円))
各校新聞1紙配備分を処置



- ◆学校司書の配置：(単年度約150億円)
1週当たり30時間の職員をおおむね2校に1名程度配置することが可能な規模を措置

蔵書整備の目標は「**学校図書館図書標準**」であり、その達成を目指すのが「**学校図書館図書整備計画**」です。

「**学校図書館図書標準**」達成率は、小学校で56.8%、中学校で47.5%

※ 学校図書館図書標準は学校規模(学級数)に応じた整備目標であり、文科省ホームページで確認できます。

※ 達成率の数値は平成24年度現在。

各学校における図書標準の達成を目指し、平成5年、国において、最初の「**学校図書館図書整備計画**」が定められました。

現在の「**第4次学校図書館図書整備5か年計画**」の特徴は、以下のとおりです。

① 図書標準達成を目指すため、蔵書の「増加分」が計画の積算に含まれています。

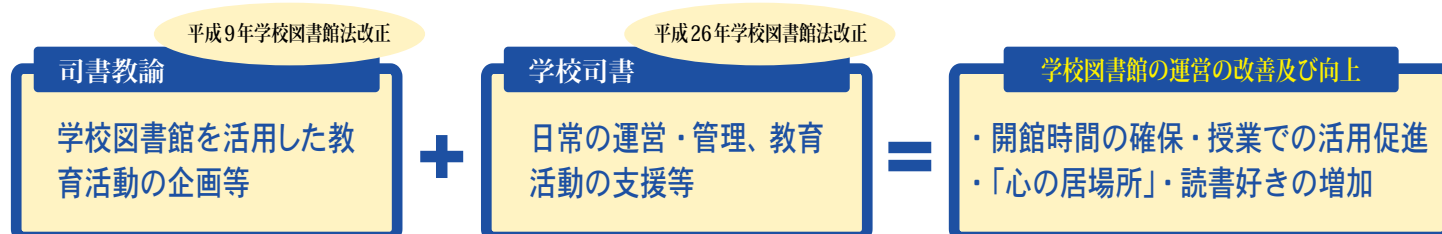
② 蔵書の「更新分」が新たに計画の積算に含まれています。

図書は、冊数が多くても、内容が古くなっている場合があります。小・中学校では年間約900万冊(全書籍の20%程度。平成23年度)の図書が廃棄されており、その更新について検討することが考えられます。

③ 「新聞」が新たに計画の積算に含まれています。

現在の学習指導要領では、新聞等を活用し、思考力・判断力・表現力等を育むことが求められています。このため、各校に新聞1紙を配備するための経費を措置することとされました。

学校図書館の運営は**司書教諭**と**学校司書**が協働して行います。

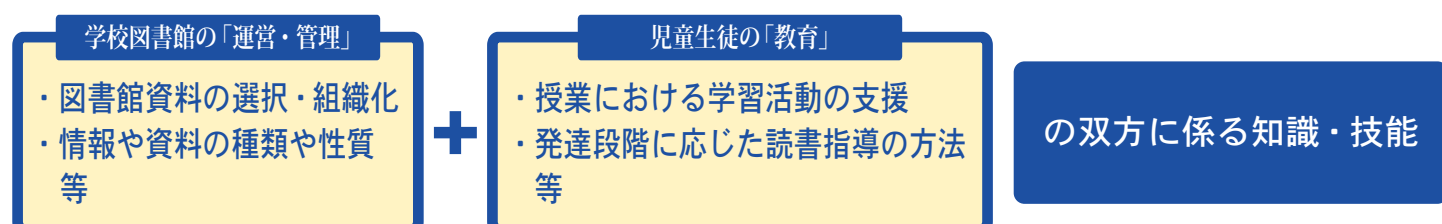


司書教諭は、「学校図書館の専門的職務を掌」とされ、平成9年の学校図書館法改正により12学級以上の学校に配置が義務付けられました。一方で、学級担任等と兼務であることが多く、学校図書館の運営等に十分携われていない実態(※1)もあります。

このような状況の下、地方公共団体独自の取組として学校司書の配置が拡大しています(※2)。こうした実態等を踏まえ、平成24年度から公立小・中学校における学校司書の配置に係る経費について地方財政措置が講じられることとなりました。また、平成26年には議員立法により学校図書館法が改正され、学校には、司書教諭のほか、学校司書を置くよう努めなければならないとされました。

※1 司書教諭が学校図書館に係る業務に携わっているのは平均週1時間程度 ※2 配置率は、小学校47.8%、中学校48.2%(平成24年度現在)

■ 学校司書に求められる資質能力は…



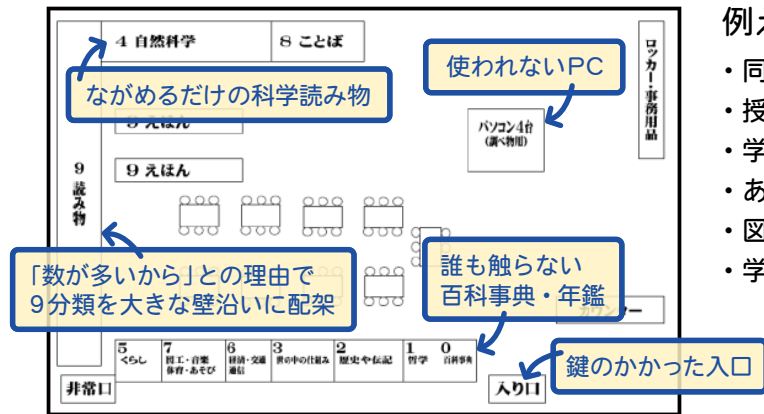
※ 「これからの学校図書館担当職員に求められる役割・職務及びその資質能力の向上方策について」(平成26年3月)

改正学校図書館法においては、地方公共団体は、学校司書の資質能力の向上のための取組を行うよう努めることとされています。

進めてみませんか。 学校図書館 BEFORE/AFTER

BEFORE (1年目)

※小学校の例



■実態把握、学校としてのビジョンの整理

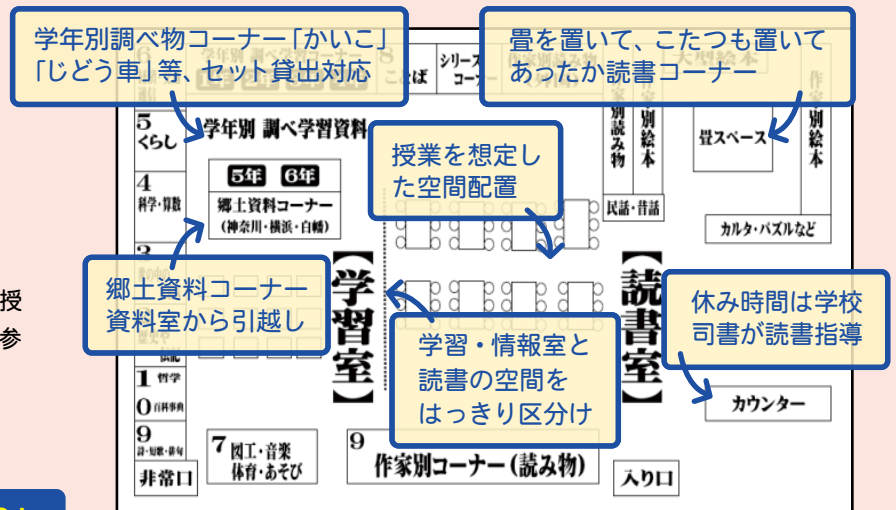
例えば、こんな現状に甘んじていませんか？

- ・同じ子供しか借りにこない。
- ・授業で学校図書館を使うことがほとんどない。
- ・学校図書館の扉は基本的に鍵がかかっている。
- ・あるべき書架に本がない。そもそも欠損本の有無が分からない。
- ・図書のデータベース化が進んでいない。
- ・学校図書館が何となく暗い。

AFTER (5年目)

■ビジョンに沿った蔵書の整備、学校司書配置等による維持発展

- ・授業を想定した空間配置への模様替え。
- ・数年かけてセット貸出しに対応するなど、授業に直結する蔵書を整備。
- ・郷土資料をあえて配置し、「物語を読む」だけではない図書館を主張。
- ・司書教諭が、全学年で一月に一度は学校図書館を活用した授業が行われるよう年間指導計画を作成。学校司書も授業に参加するように計画。
- ・学校司書(4年目から配置)は図書の保存整理・修繕、展示、飾り付け等、日常的な運営管理。

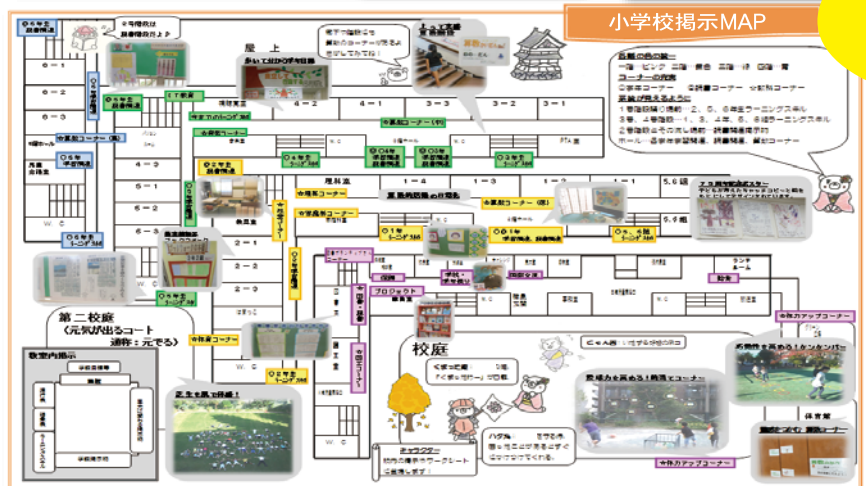


読書の拠点、授業で役に立つ学校図書館にGO! GO!

学校中に図書館に誘う仕掛け作り。



AND MORE!



他にも、教育委員会の支援を得て、

- ・学校司書の資質能力向上
 - ・公共図書館と学校図書館との間のネットワーク作り
- 等を行うことが考えられます。

学校図書館の整備は、現場での現状把握としっかりとした計画による適切な予算要求から始まります。

各教育委員会において、学校図書館の政策効果や整備充実についてよく検討するなど、それぞれの地方公共団体で議論を行うことが重要です。また、総合教育会議において、首長と教育委員会が協議・調整を行い、教育行政の大綱に学校図書館の整備計画を位置付けることも有効であると考えられます。

地方交付税措置の積算基礎に基づく学校図書整備費等の措置額の試算(モデル例)

1. 蔵書・新聞に係る積算基礎／校(小学校18学級、中学校15学級)

- ① 小学校(蔵書・新聞) 608 千円
- ② 中学校(蔵書・新聞) 825 千円

2. 学校司書に係る積算基礎／校

- ① 小学校(学校司書) 479 千円
- ② 中学校(学校司書) 471 千円

※ 上記1及び2は、平成26年度の単位費用積算等から試算した標準施設規模1校当たりの標準的な所要額(単年度)
標準施設規模 小学校：児童数 690人、学級数 18学級 中学校：生徒数 600人、学級数 15学級

〈モデル〉小学校10校(150学級)、中学校6校(80学級)の地方自治体の場合の試算

(蔵書・新聞) 608 千円／18 学級×150 学級 + 825 千円／15 学級×80 学級 = 9,467 千円
(学校司書) 479 千円×10 校 + 471 千円×6 校 = 7,616 千円

計 17,083 千円

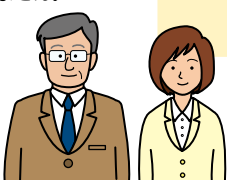
※ 基準財政需要額(一般財源ベースでの歳出規模)の算定に用いる測定単位の学級数は、義務標準法に規定する学級編制の標準により算定したものである。なお、実際の基準財政需要額算定の際は、寒冷補正(暖房費や除雪費等の増加需要)など、測定単位の数値を割増する補正がある。

【予算要求のフロー】

学校図書の整備や学校司書の配置そのものを目的にするのではなく、その整備充実により、いつまでにどのように学校を変えようとしているかが整理されていないと、議会や財政当局には納得していただけません。



学校



教育委員会

総合教育会議



地方公共団体財政部局等

① 学校現場での整理、状況報告

- ・校長を中心に、教頭、教務主任、事務職員等による予算委員会を組織するなど、校内組織を生かして全校的な対応を図り、整備が必要な図書の優先順位付け、学校司書の活用方法等を検討。それを踏まえ、教育委員会に情報提供・要望

② 教育委員会内での整理

- ・学校現場で新規購入・更新が必要な図書の把握(学校からのヒアリング、他の地方公共団体の整備状況の照会等)
- ・図書館資料や学校司書に係る目標となる水準を明確化し、複数年次につながる計画の策定
- ・学校の意見を聴きつつ、図書館資料充実や学校司書の配置に伴う政策目標、政策効果等を整理(例えば、伝記や自然科学書等授業に直結する蔵書の割合を高める、読書好きの子供の数を増やす等具体的でフォローアップ可能な目標を定める。)

③ 総合教育会議における協議、調整

- ・教育条件整備に関する施策(学校図書館の環境整備計画の策定等)

④ 予算要求

- ・政策効果等の説明に当たっては、必要に応じ、文部科学省の資料等を活用



学校図書館の整備充実は学力の向上等、 子供たちが未来を生きる力につながっています。

学校図書館の利活用の一層の促進を 文部科学省初等中等教育局長 小松 親次郎

平成24年度、総務省の御協力の下、新たな「学校図書館整備5か年計画」が策定されました。また、平成26年、学校図書館法が議員立法により改正され、学校司書が初めて法令に位置付けられました。

平成27年4月より設置される総合教育会議において、首長と教育委員会が協議・調整を行い、教育行政の大綱に学校図書館に係る環境整備計画を位置付けるなど、教育委員会及び学校関係者におかれては、学校図書館の整備充実を進め、子供たちの確かな学力、豊かな人間性の育成に一層努めていただければと存じます。

地域の実情に応じた学校図書館の整備・充実を 総務省 自治財政局 調整課 課長補佐 八矢 拓

文部科学省では、平成28年度までに学校図書館図書標準の標準冊数を整備することを目指し、平成24年度から平成28年度までを期間とする「学校図書館図書整備5か年計画」を策定したところです。

これを受け、総務省では、地方団体の標準的な経費として、計画的な学校図書館の図書の整備に必要な経費、学校図書館への新聞配備及び学校図書館担当職員（学校司書）の配置に要する経費について、地方交付税等による財政措置の対象としております。

地方交付税に使途の定めはなく、それぞれの地域において、学校図書の整備や学校司書の配置、その意義や効果、学校図書を活用してどのような教育の充実を図ろうとするのかなどについて議論を深めていただくことが重要です。地域の実情に応じた学校図書館の整備・充実が推進され、各学校現場での創意工夫に基づき、子供たちの健やかな学びが図られることを期待しております。

生きる力の育成につながる学校図書館の充実 全国連合小学校長会長 堀竹 充

学校図書館は、子供たちの確かな学びや豊かな心を育む、学校における総合的な学習センターとして重要な役割があります。今回、学校図書館法が議員立法により改正され、学校司書が法令に位置付けられました。このことは、学校図書館の役割とその機能をより一層充実することの重要性が法的に位置付けられたことと受け止めております。

是非、子供たちに確かな学びや豊かな心等、未来につながる生きる力を育てるため、今後も学校図書館の充実に向け、教育委員会及び学校関係者の方々の一層の御努力をお願いいたします。

読書活動の拠点となり、授業に役立ち、そして 「心の居場所」にもなる学校図書館の充実 全日本中学校長会長 松岡 敬明

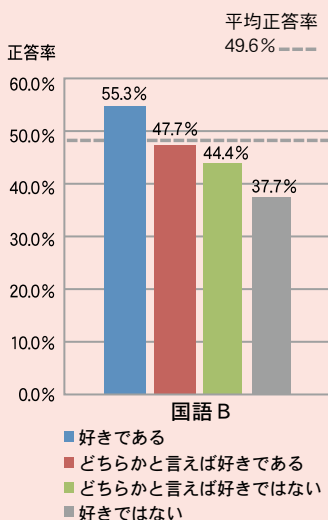
学校図書館は、本が集まることで、元来から読書活動の拠点になってきました。平成24年度から全面实施された中学校の学習指導要領の総則及び国語の記載の中にも、学校図書館の活用が想定されており、言語活動の学習の柱でもあるとともに、調べ学習における活用によって、学習の展開を図れる場でもあります。

また、誰かが必ずいること、静かに安心して過ごせる場であることなどから、子供たちの「心の居場所」ともなっています。読書活動の拠点であるとともに、授業に役立つ、そして子供たちの「心の居場所」でもある学校図書館の充実に期待しております。

- ① 全国学力・学習状況調査では、読書が好きな児童生徒の方が、正答率が高い傾向が見られました（左のグラフ）。また、学力に影響を与える保護者の関与としても読書は大きな影響があることも確認されています（右のグラフ）。このようなことを踏まえると、読書は身に付けるべき生活習慣であるとさえ考えられます。

- ② 全国学力・学習状況調査においては、学校司書が配置されている学校の方が児童生徒の読書量が多いことが確認されています（左のグラフ）。また、貸出冊数についても、学校司書を配置することにより、大きく増加していることが確認できます（右のグラフ）。読書活動を充実し、読書好きの子供を増やすことは学校図書館の重要な役割です。

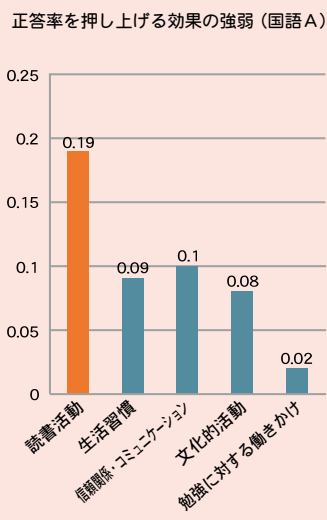
読書は好きですか（小学校）



（出典）平成25年度全国学力・学習状況調査（文部科学省）

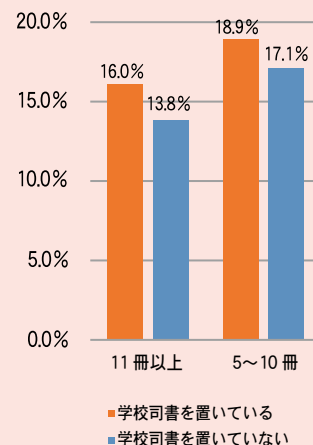
※ 小学校の国語、算数、中学校の国語、数学の結果において全て同じ傾向。

保護者の関与と学力の調査



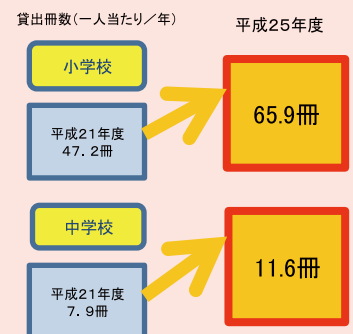
（出典）平成25年度全国学力・学習状況調査（きめ細かい調査）の結果を活用した学力に影響を与える要因分析に関する調査研究（国立大学法人お茶の水女子大学）

1か月に何冊くらい本を読みますか



（出典）平成25年度全国学力・学習状況調査（文部科学省）を基に作成

【参考】平成21年度から学校司書全校配置をした地方公共団体における一人当たり貸出冊数の推移





学校図書館を、
もっと身近で、
使いやすく

新しい
「学校図書館図書整備等5か年計画」が、
平成29年度からスタートします！



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

詳しくはうらへ！ ▶▶▶

学校図書館の果たす役割

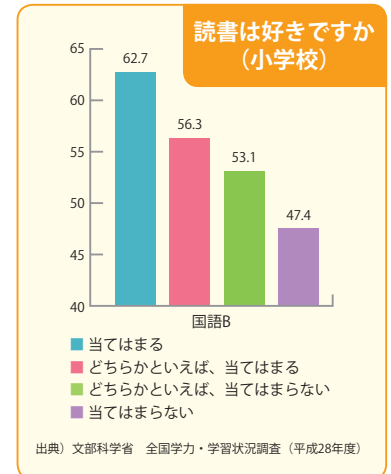
- 学校図書館は、次のような機能を有しています。
 - ・児童生徒の**読書活動や児童生徒への読書指導**の場である「**読書センター**」
 - ・児童生徒の**学習活動を支援**したり、授業の内容を豊かにしてその理解を深めたりする「**学習センター**」
 - ・児童生徒や教職員の情報ニーズに対応したり、児童生徒の**情報の収集・選択・活用能力を育成**したりする「**情報センター**」
- また、これからの学校図書館には、**主体的・対話的で深い学び**（アクティブ・ラーニングの視点からの学び）を**効果的に進める基盤**としての役割も期待されています。
- 学校図書館がこれらの機能を一層発揮するためには、**図書館資料の充実**と、**司書教諭及び学校司書の配置充実**やその**資質能力の向上**の双方が重要です。

こういったことを踏まえ、新たに平成29年度からの5年間を期間とする「**学校図書館図書整備等5か年計画**」を策定しました。

読書活動と学力

読書が好きな児童生徒の方が、全国学力・学習状況調査における正答率が高い傾向があります。

※小学校の国語、算数、中学校の国語、数学の結果においてすべて同じ傾向



学校図書館図書整備等5か年計画

計画の策定に伴う
地方財政措置

1

学校図書館図書の整備

各学校における**学校図書館図書標準***の達成を目指すのに加え、児童生徒が正しい情報に触れる環境の整備の観点から、**古くなった本を新しく買い替えることを促進**します。

※文部科学省の定める、学校規模（学級数）に応じた蔵書の整備目標

単年度約220億円
(総額約1,100億円)

2

学校図書館への新聞配備

児童生徒が**現実社会の諸課題を多面的に考察し、公正に判断する力等を身につけることの重要性**に鑑み、発達段階に応じた学校図書館への**新聞の複数紙配備**を図ります。

※小学校等1紙、中学校等2紙、高等学校等4紙を目安として想定

単年度約30億円
(総額約150億円)

3

学校司書の配置

学校図書館の日常の運営・管理や、学校図書館を活用した教育活動の支援等を行う、**専門的な知識・技能を持った学校司書のさらなる配置拡充**を図ります。

単年度約220億円
(総額約1,100億円)

- 地方財政措置は、**使途を特定しない一般財源として措置**されているものです。
- したがって、各市町村等において**予算化が図られることによって、はじめて図書や新聞の購入費や、学校司書の配置のための費用に充てられます。**
- 各市町村等におかれては、**学校図書館の現状把握**と、それに基づく**適切な予算措置**をお願いします。

地域と学校の連携・協働の在り方

学校

地教行法

H29.3法改正により、設置が努力義務に

教職員

校長

地域連携の中核を担う教職員

学校運営協議会

委員：保護者、地域学校協働活動推進員、地域住民 など



学校運営・その運営に必要な支援に関する協議 等（地教行法第47条の5）

地域学校協働活動

○協働活動

地域人材育成、郷土学習、協働防災訓練、学習・部活動等支援、花壇整備、登下校の見回り 等

○放課後等の学習活動

放課後、土曜日、休日における学習、スポーツ活動 等

○体験活動

社会奉仕体験活動、自然体験活動、職場体験活動 等

H29.3法改正により新たに規定

地域

地域学校協働本部

社会教育法

地域学校協働活動推進員

【地域と学校をつなぐコーディネーターの役割】

- ・地域住民と学校との情報共有
- ・地域住民等への助言 等

教育委員会が「委嘱」



地域住民

保護者

PTA

社会教育施設・団体

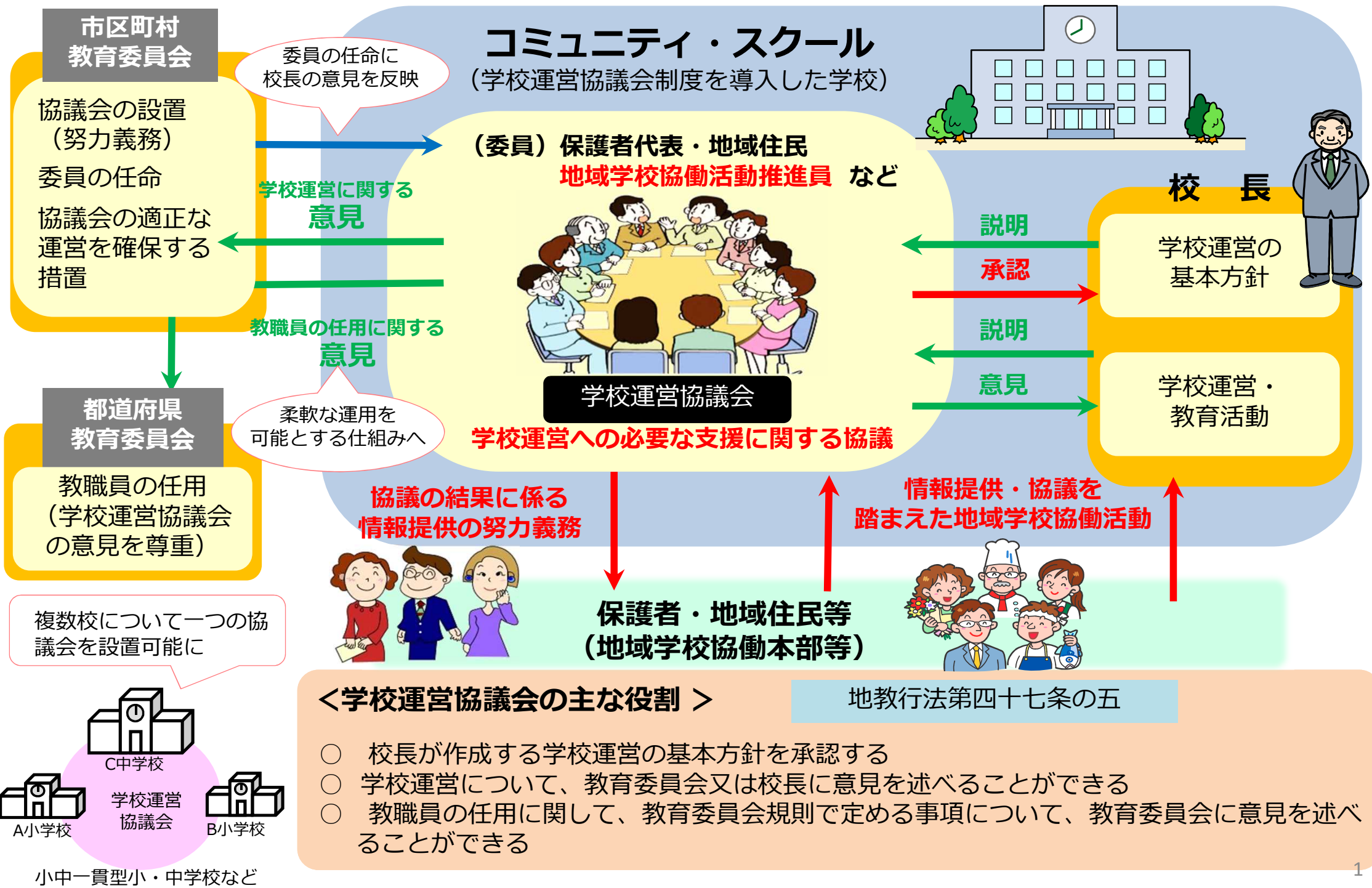
文化団体

スポーツ団体

企業・NPO

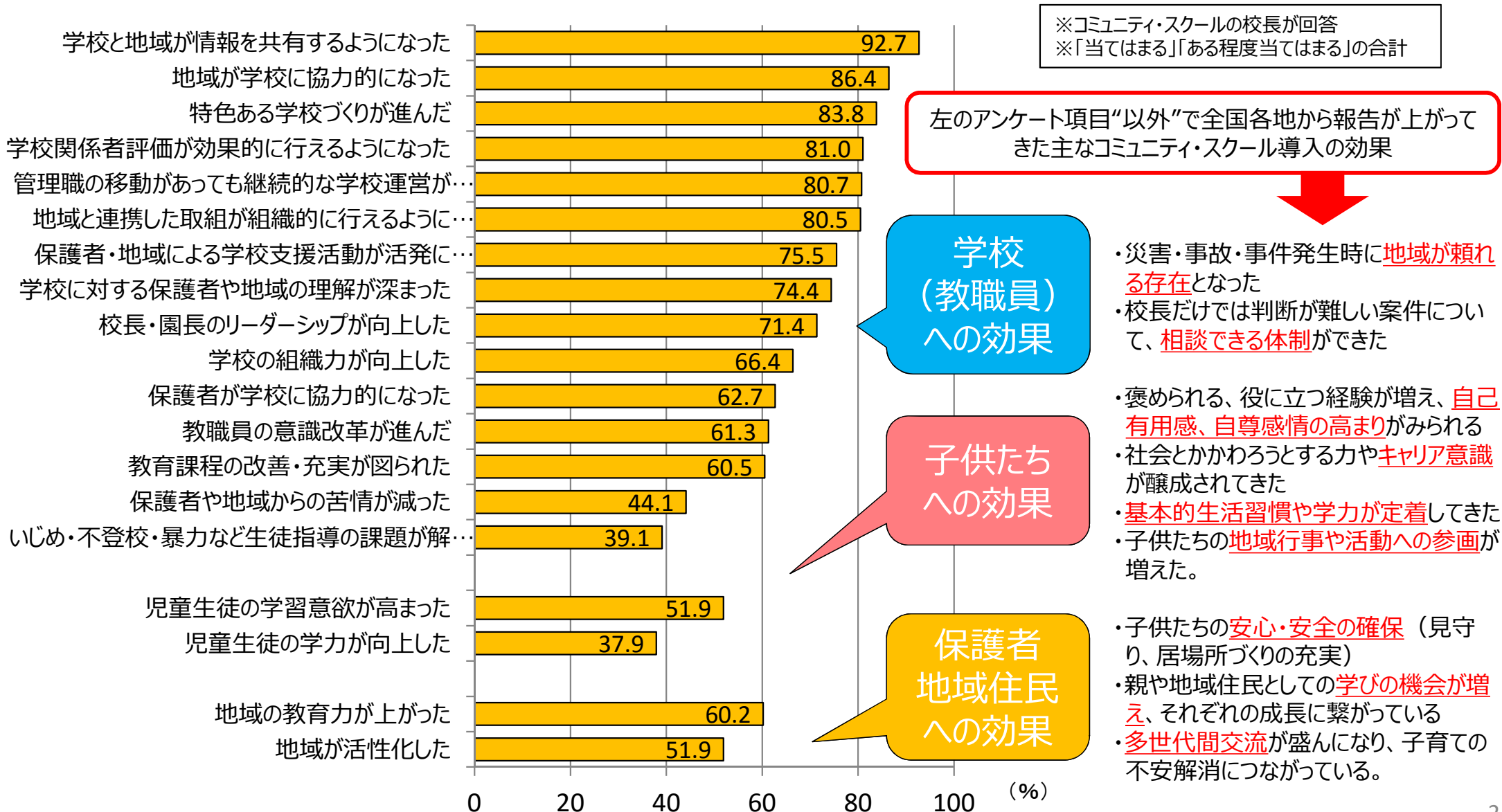
「コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）」と「地域学校協働本部」が**一体的に機能**することで、目標・ビジョンの共有を通じて、学校と地域の更なる連携・協働が推進されるなど、**相乗効果**が期待

コミュニティ・スクールは“地域とともにある学校づくり”の有効なツール



コミュニティ・スクールに関する成果認識

学校運営協議会や熟議の実施を通して、地域でどのような子供たちを育てるのか、何を実現していくのかという「目標」や「ビジョン」を共有し、学校・家庭・地域が一体となって取り組むことで、子供たちの学力向上、生徒指導上の課題解決、教職員の意識改革・業務改善など、学校運営に関する様々な効果が表れている。



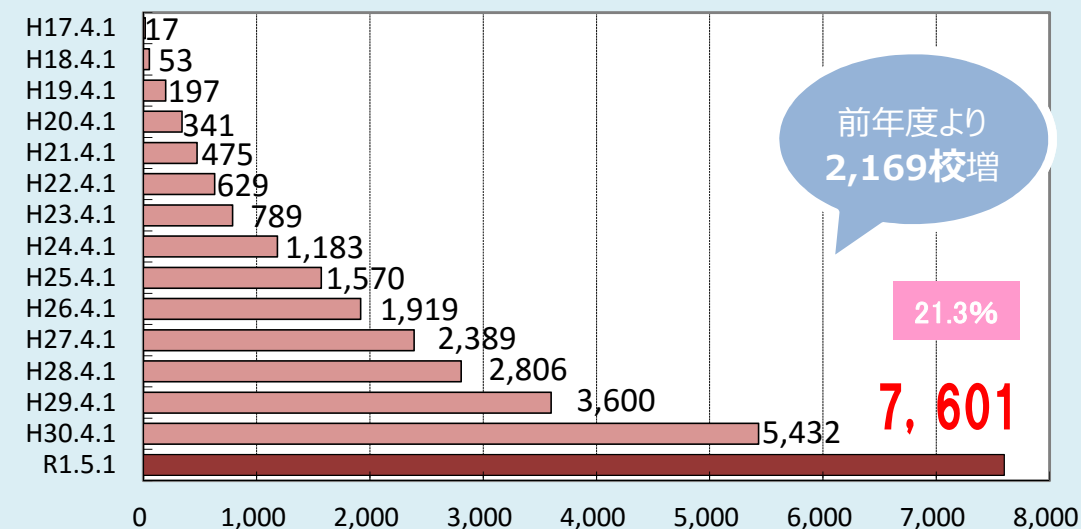
コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)の導入状況【学校数】

学校運営協議会を設置している学校数

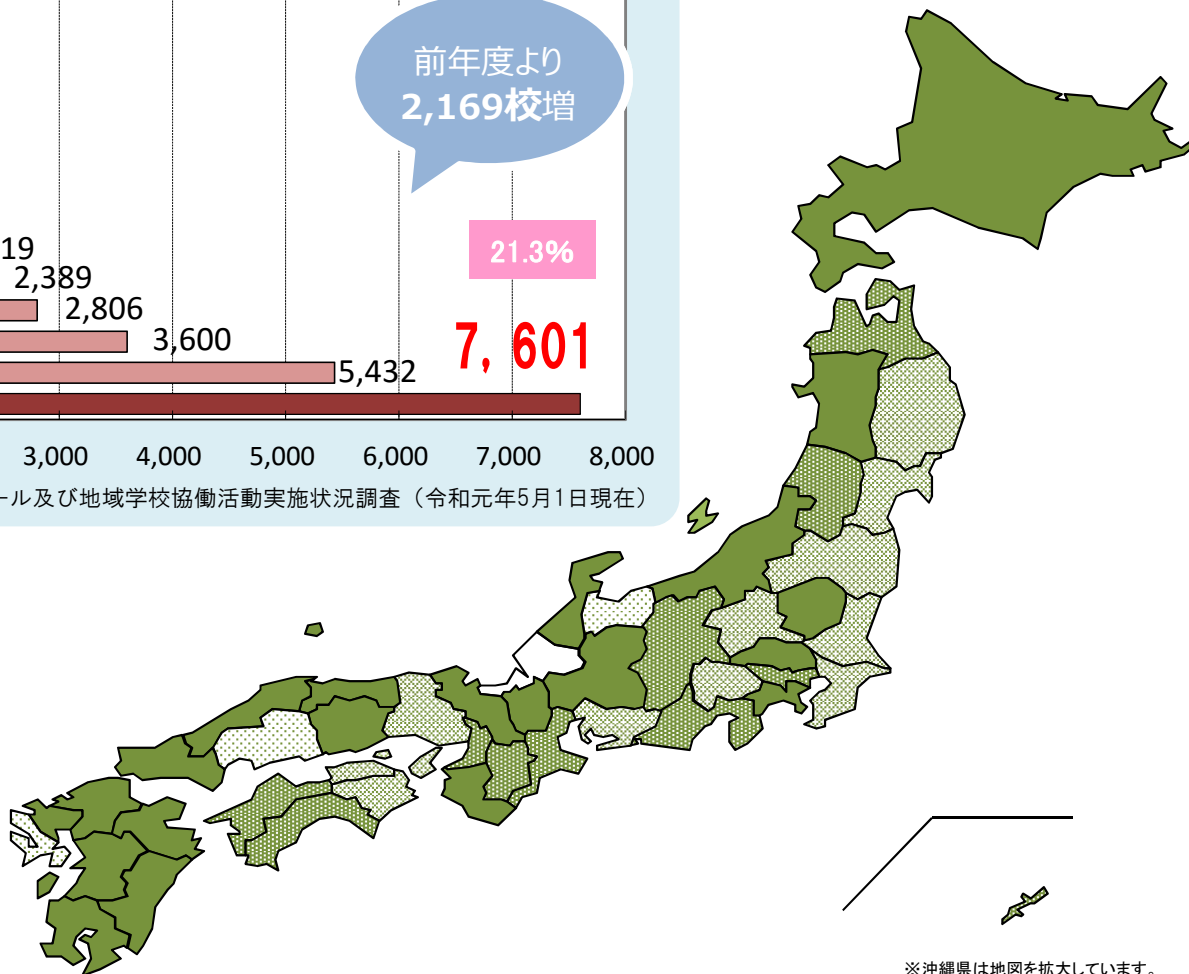
46都道府県内 **7,601校** (令和元年5月1日現在)

(幼稚園197、小学校4,618、中学校2,099、義務教育学校50、中等教育学校3、高等学校507、特別支援学校127)

全国の学校のうち、**21.3%**がコミュニティ・スクールを導入



(出典) 文部科学省コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動実施状況調査(令和元年5月1日現在)



コミュニティ・スクールを導入している
学校の割合

【設置率】※

- 20%以上 ...
- 10%以上20%未満 ...
- 5%以上10%未満 ...
- 5%未満 ...
- 設置なし...



※母数は令和元年5月1日調査で、
各教育委員会から報告があった学校数。

※ここでのコミュニティ・スクール
は、「地方教育行政の組織及び運営に関
する法律」第47条の5に規定された学校
運営協議会が置かれた学校を指す。

※沖縄県は地図を拡大しています。

学校運営協議会に関する地教行法の主な改正内容(地教行法第47条の5関係) H29.4.1改正

改正事項	改正前	改正内容
①学校運営協議会の設置を努力義務化	協議会は各教育委員会が任意に設置するものとなっていたが、さらなる設置の促進が必要。	各教育委員会に対して、協議会の設置の努力義務を課すこととした(第1項関係)。
②学校運営への必要な支援に関する協議の役割を追加し、必要な委員を追加	- 学校運営に関して協議し、意見を述べる役割のみ規定されていたが、<u>地域住民等の支援・協力を得て学校運営を改善していく</u>必要性が高まっていた。 - 委員は、<u>地域住民や保護者一般</u>のみが規定されていた。	- 協議会において、学校運営への必要な支援に関する協議も行うよう、役割を見直す(第1項関係)とともに、協議会は、協議の結果に関する情報を地域住民等に提供しよう努めることとした(第5項関係)。 - 地域学校協働活動推進員(※社教法に規定)等の学校運営に資する活動を行う者を協議会の委員に加えることとした(第2項関係)。
③委員の任命に関する校長の意見申出を規定	委員の任命について、校長の関与は特段規定がなかったが、<u>校長とともに責任感をもって学校運営に参画できる人材が必要</u>。	委員の任命に当たり、校長が意見申出を行えることとし(第3項関係)、校長がリーダーシップを発揮できる仕組みとした。
④任用に関する意見の柔軟化	教職員の任用に関する意見を任命権者に申し出ることができる他、<u>特段の規定がないことで、抵抗感が強かった</u>。	どのような事項について教職員の任用に関する意見の対象とするか、教育委員会規則で定めることとした(第7項関係)。
⑤複数校で一つの協議会を設置することを可能に	学校ごとに協議会を設置することとされていたが、<u>学校間の円滑な接続を図れるようにすること等が必要</u>。	小中一貫教育など、二以上の学校に関し相互に密接な連携を図る必要がある場合には、二以上の学校について一の協議会を置くことができることとした(第1項関係)。

※ このほか、協議会の運営が適正を欠き、学校運営に支障をきたすときには、教育委員会が協議会の適正な運営を確保するための措置を講ずることとした(第9項関係)ほか、協議会の在り方の見直しに関する検討規定を置いている(附則第5条関係)

※ 令和2年4月1日より、地教行法第47条の6が第47条の5となった。

地域と学校の連携・協働体制構築事業 (旧 地域学校協働活動推進事業)

令和2年度予算額

6,737百万円

(前年度予算額

5,924百万円)

【補助率】

国 1/3

都道府県 1/3

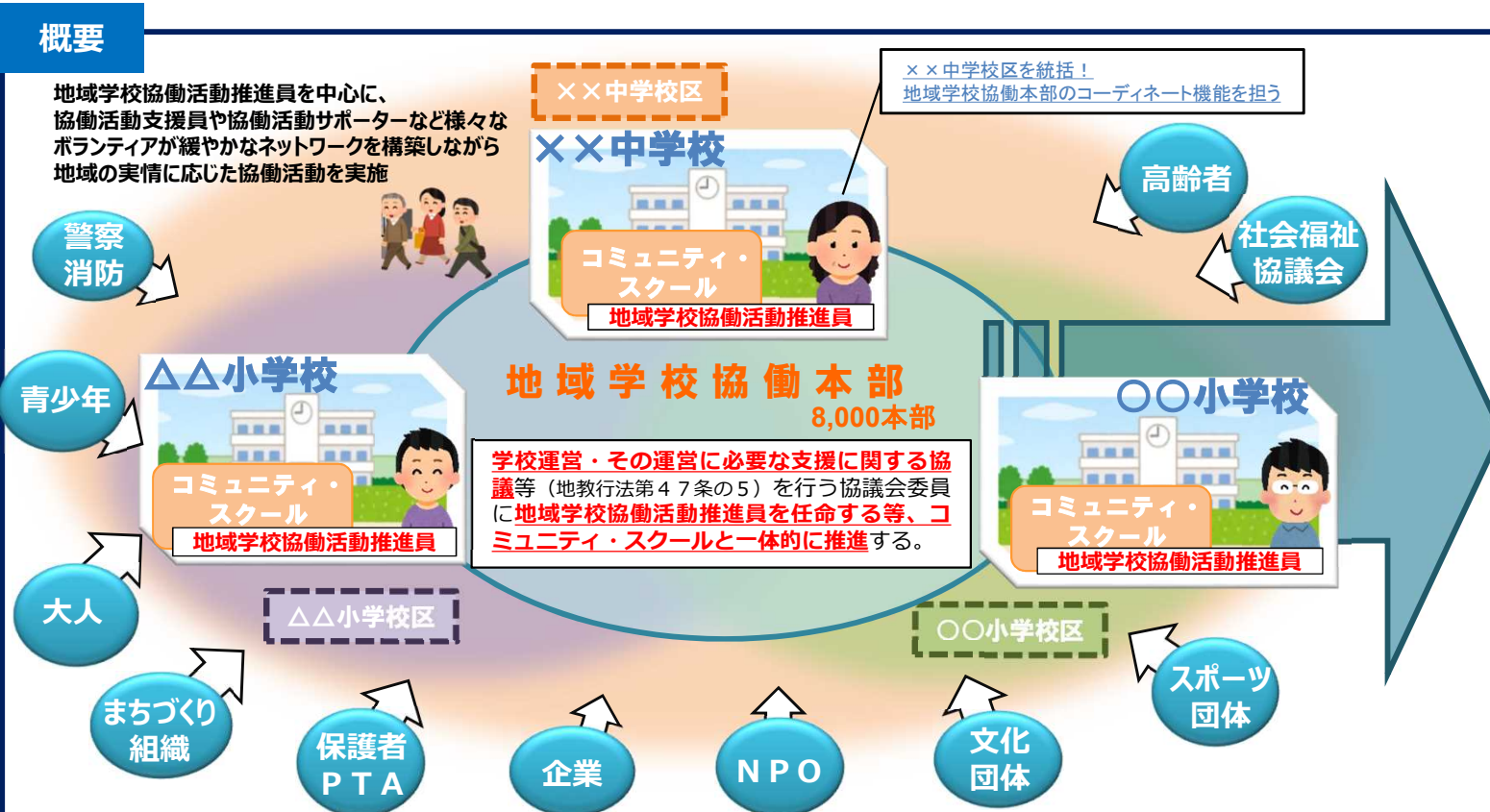
市町村 1/3



文部科学省

地域社会のつながりや支え合いの希薄化等による地域の教育力の低下や、学校が抱える課題の複雑化・困難化といった社会的課題の解決を目指すとともに、「社会に開かれた教育課程」の実現に向けた基盤として、地域と学校が連携・協働し、地域全体で未来を担う子供たちの成長を支えていくため、「コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）」と「地域学校協働活動」の一体的な推進が必要。

目標	2022年度までに全小中学校区において、幅広い地域住民や地域の多様な機関・団体等の参画を通じた地域学校協働活動の推進を図る。その際、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）との一体的な推進を図る。
事業内容	「社会に開かれた教育課程」の実現に向けた基盤となる体制を構築するために、「 <u>コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）</u> 」と「 <u>地域学校協働活動</u> 」を <u>一体的に推進</u> するとともに、地域における学習支援や体験活動などの取組を支援する。 「地域学校協働活動」を推進するため、地域と学校をつなぐ「 <u>地域学校協働活動推進員</u> 」を配置し、地域の実情に合わせた様々な地域学校協働活動の総合化、ネットワーク化を目指し、組織的で安定的に継続できる「 <u>地域学校協働本部</u> 」の整備を推進するほか、コミュニティ・スクールの導入に向けた取組を支援する。これらの活動を通じ、各地方自治体における地域と学校との連携・協働を進め、 <u>社会全体の教育力の向上及び地域の活性化</u> を図る。
補助要件	①コミュニティ・スクールを導入していること、または導入に向けた具体的な計画があること ②地域学校協働活動推進員を配置すること
補助対象	学校・家庭・地域を取り巻く喫緊の課題の解決に向けた取組に重点化 ①「学校における働き方改革」を踏まえた活動 ② 地域における学習支援・体験活動



地域学校協働活動

幅広い地域住民や企業・団体等の参画により、地域全体で未来を担う子供たちの成長を支え、地域を創生するための活動

多様な地域学校協働活動のうち、学校・家庭・地域を取り巻く喫緊の課題の解決に向けた取組を必須の活動と位置づけ、重点的に補助を行う。

【重点的に補助を行う地域学校協働活動】

- 「学校における働き方改革」を踏まえた活動
例) 働き方改革答申における以下の活動等を実施。
 - ①登下校に関する対応
 - ②放課後から夜間などにおける見守り、児童生徒が補導されたときの対応
 - ③児童生徒の休み時間における対応
 - ④校内清掃
 - ⑤部活動
- 地域における学習支援・体験活動
(放課後等における学習支援活動等)

CSディレクターを活用したコミュニティ・スクールの導入に向けた取組

(地域と学校の連携・協働体制構築事業の内数 令和2年度予算額 6,737百万円)



文部科学省

導入に向けての問題

- 所管の公立学校にコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）を導入していきたいが、委員となる地域の人材を探さなければならない
- 導入に向けて取り組めば、教職員の負担が増えてしまうのではないか
- そもそも、何から始めたら良いかわからない

CSディレクターの活用

地域人材の活用により、円滑なコミュニティ・スクールの導入及び推進体制構築を支援

CSディレクターの活用イメージ

<200箇所>

所管の学校へのコミュニティ・スクールの導入を実施する教育委員会の取組に対し補助を行う

推進委員会^{*1}・運営委員会^{*2}

- ① 所管の「全ての学校」においてコミュニティ・スクールの導入を目指し、推進方策を検討
- ② 「地域学校協働活動」との一体的な推進方策を検討

*1:地域と学校の連携・協働体制構築事業において、都道府県・政令市・中核市に設置することとしているもの

*2:地域と学校の連携・協働体制構築事業において、市区町村に設置することとしているもの

会議への参加

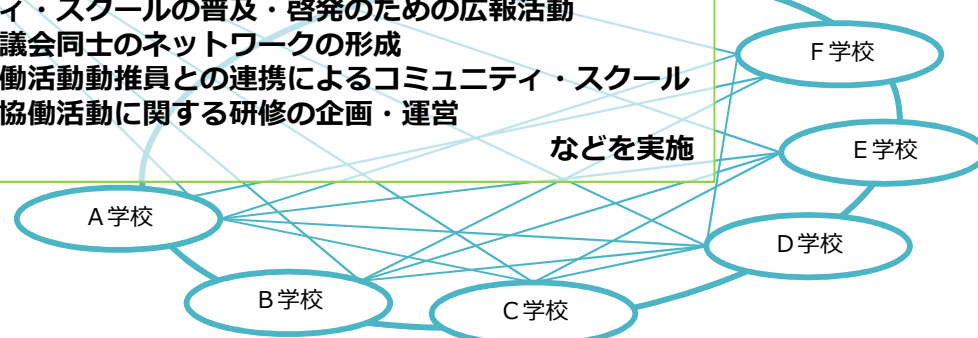
CSディレクター

学校運営協議会の会議運営の補助や、学校間、関係者との連絡・調整など、学校運営協議会に関わる業務を担う地域人材

※CSディレクターは、中学校区に配置、教育委員会に配置など、自治体の実情に応じて様々なケースが考えられる。

- 学校運営協議会設置に向けた会議の運営等、立ち上げに係る業務
- 学校運営協議会における会議内容の企画、協議会開催準備
- コミュニティ・スクールの普及・啓発のための広報活動
- 学校運営協議会同士のネットワークの形成
- 地域学校協働活動推進員との連携によるコミュニティ・スクールと地域学校協働活動に関する研修の企画・運営

などを実施



補助対象経費

- CSディレクターへの謝金
 - 先進地視察や文科省主催フォーラム等に参加するための旅費、バス借上料
 - 消耗品
 - 印刷製本費
 - 等
- ※ このほか、推進委員会・運営委員会における研修会等において、コミュニティ・スクールに係る研修を開催し、謝金・旅費等を支出することも可能

活用の効果

- 域内でのコミュニティ・スクールの導入がスムーズに行われ、学校運営協議会が充実する
- コミュニティ・スクールの導入に向けた取組に係る教職員の負担軽減が図られる
- 広報及び研修の充実が図られ、学校と地域の連携・協働に関わる地域人材の発掘や育成につながる

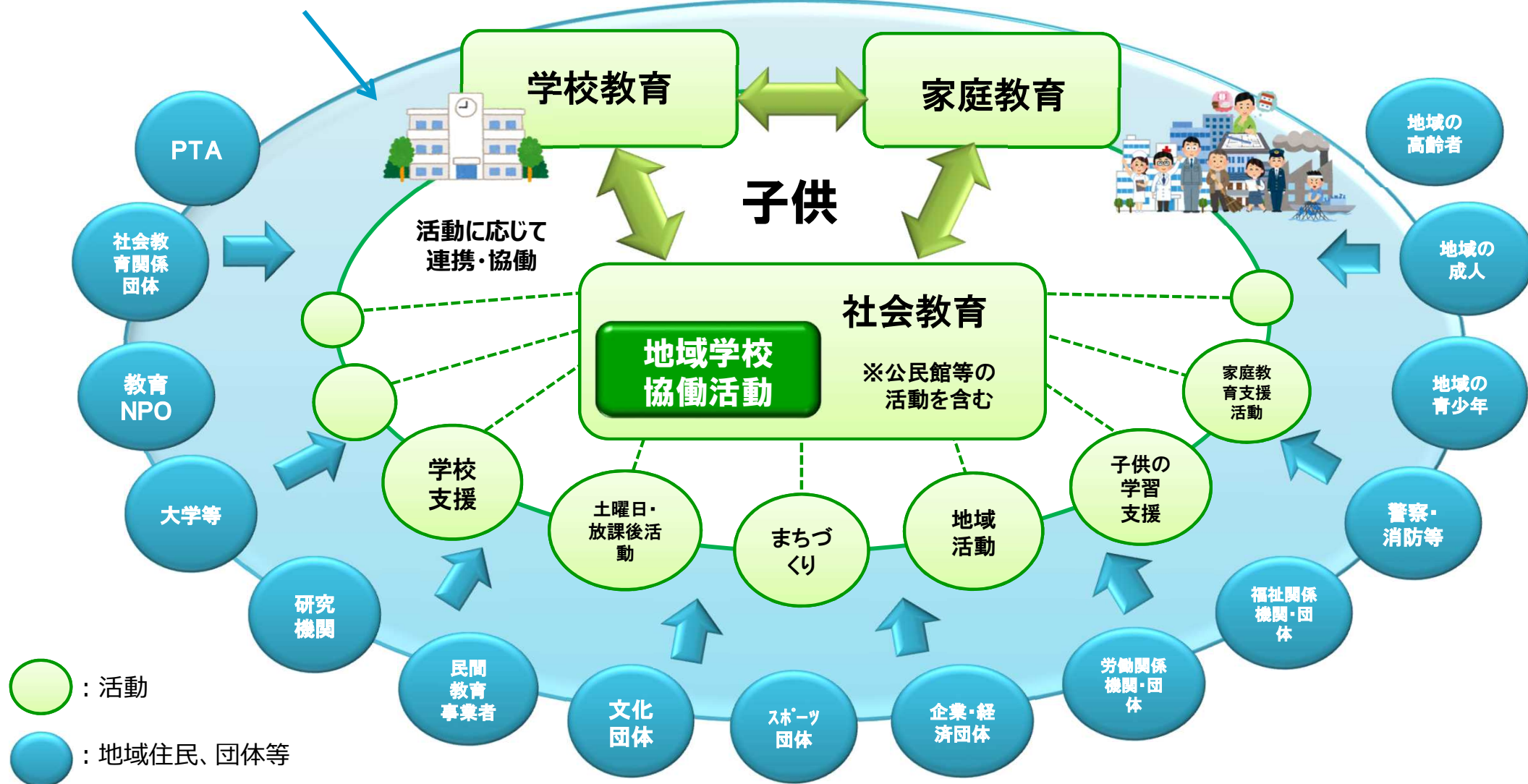
地域学校協働活動との一体的な推進に向けて

- 各教育委員会等で行われる地域学校協働活動に係る推進委員会や運営委員会において、コミュニティ・スクールの導入に向けた議論や一体的推進についても協議が可能
- CSディレクターと地域学校協働活動推進員の連携により、より学校・地域のニーズに応じた活動の展開が可能

地域学校協働活動の概念図

- 「地域学校協働活動」とは、幅広い地域住民の参画を得て、地域全体で子供たちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして行う様々な活動
- 次代を担う子供に対して、どのような資質を育むのかという目標を共有し、地域社会と学校が協働
- 従来の地縁団体だけではない、新しいつながりによる地域の教育力の向上・充実は、地域課題解決等に向けた連携・協働につながり、持続可能な地域社会の源となる

★より多くの、より幅広い層の地域住民、団体等が参画し、目標を共有し、「**緩やかなネットワーク**」を形成



地域学校協働活動の例

- 「地域学校協働活動」とは、幅広い地域住民の参画を得て、地域全体で子供たちの学びや成長を支えるとともに、「**学校を核とした地域づくり**」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして行う様々な活動
- 次代を担う子供に対して、どのような資質を育むのかという目標を共有し、地域社会と学校が連携・協働
- 社会教育法第5条第2項に定める地域住民等と学校が協働して行う活動（第5条第1項第十三号～第十五号に規定する活動）

「社会に開かれた教育課程」の実現

放課後等の学習支援・体験活動等
(放課後子供教室・地域未来塾等)

社会総掛かりでの教育活動
(地域産業の職場体験学習、自然体験学習、
地域課題解決型学習、キャリア教育等)

○ **学校の授業の終了後、
休日の学習及び
その他の活動**

学校に対する多様な協力活動
(防犯の見守り・本の読み聞かせ・
学校環境整備・企業の出前授業等)

**地域学校
協働活動**

○ **社会教育における
学習の機会を利用
して行った学習の
成果を活用する
活動**

○ **ボランティア活動、
社会奉仕体験活動、
自然体験活動、
その他の体験活動**

学びによるまちづくり
(防災・環境・伝統文化・地域活性化等)

家庭教育支援活動
(保護者が学び合う機会づくり)

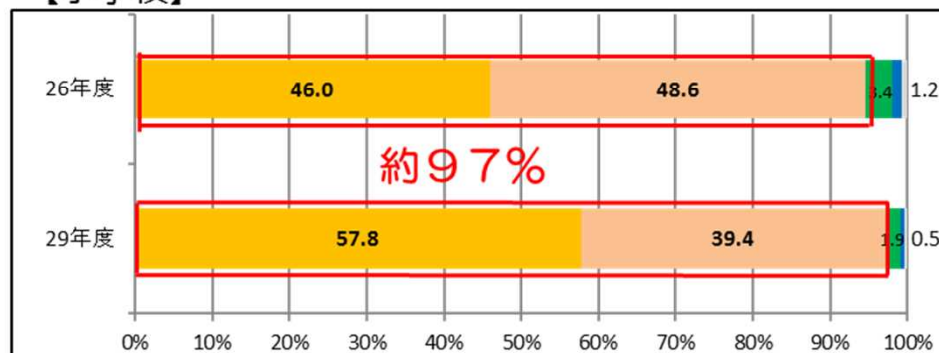


地域学校協働活動の効果（学校の教育水準、学力）

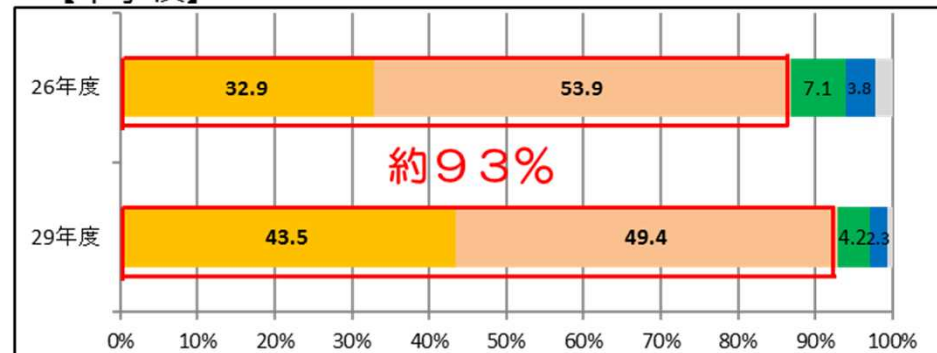
◆ 保護者や地域住民の学校支援ボランティア活動は、学校の教育水準の向上に効果があると思う学校は約9割にのぼる。

そう思う
 どちらかといえば、そう思う
 どちらかといえば、そう思わない
 そう思わない
 その他、無回答

【小学校】



【中学校】



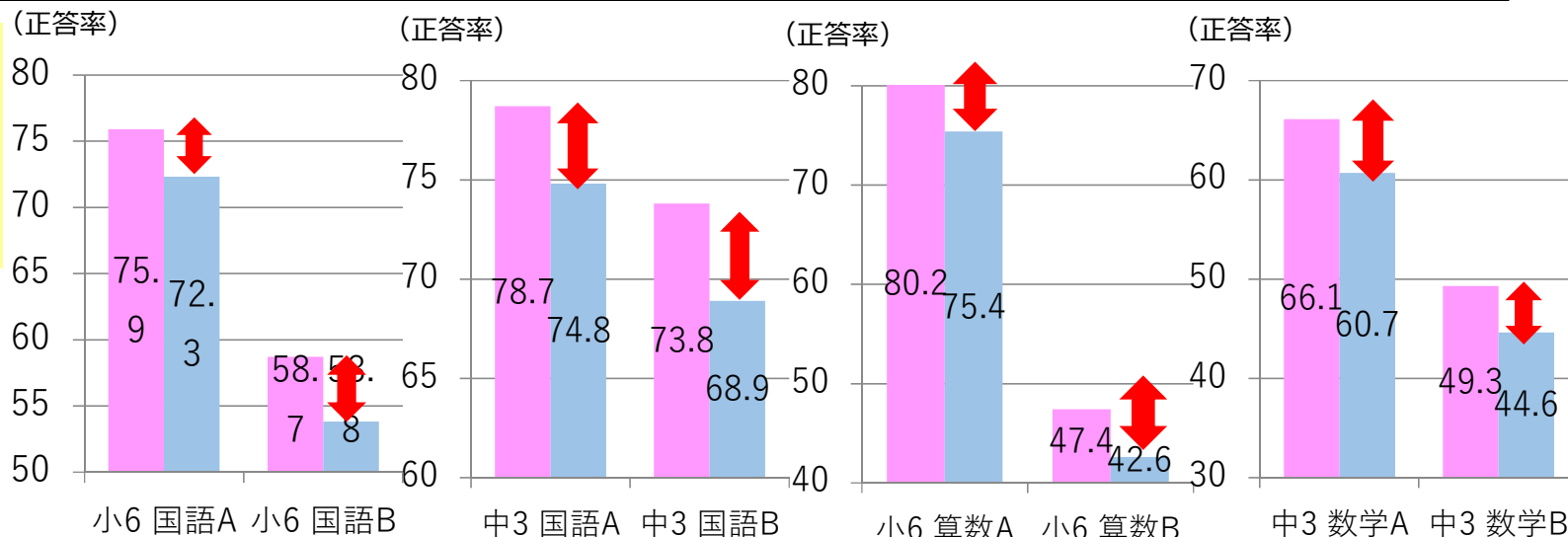
（平成29年度全国学力・学習状況調査 学校質問紙調査）

◆ 保護者や地域住民の学校支援ボランティア活動が進んでいる学校ほど学力が高い。

「地域には、ボランティアで学校を支援するなど、地域の子供たちの教育に関わってくれる人が多いと思うか」への回答と学力テストの正答率

そう思う
 そう思わない

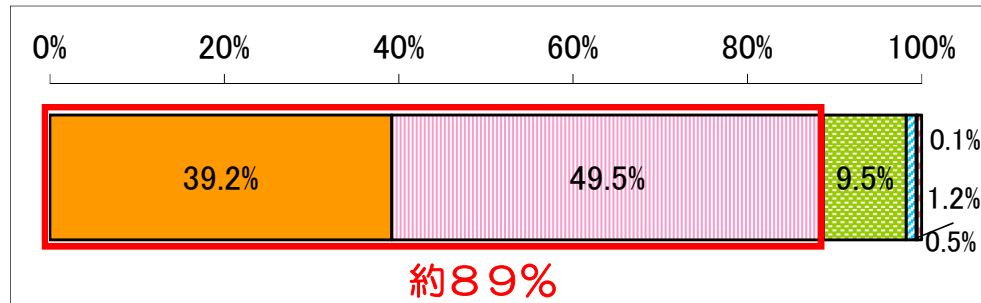
（平成29年度 学力調査を活用した専門的な課題分析に関する調査研究「保護者に対する調査の結果と学力等との関係の専門的な分析に関する調査研究」 国立大学法人お茶の水女子大学 平成30年3月）



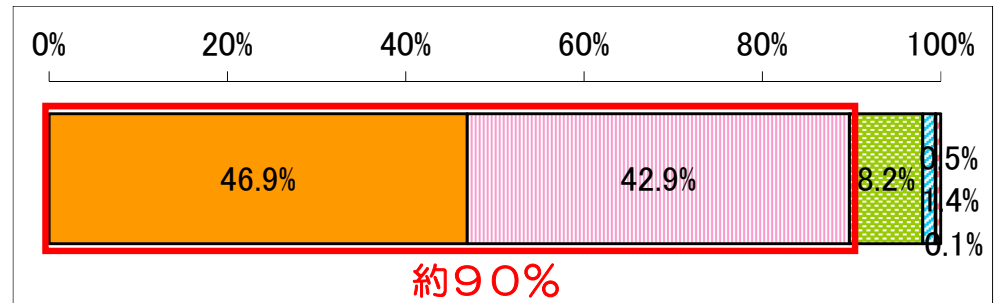
地域学校協働活動の効果（子供、地域住民）

1. 子供たちへの効果

◆実際に本部事業に参加してみて、子供たちが地域住民と交流することにより、様々な体験や経験の場が増え、**コミュニケーション能力の向上**につながった。

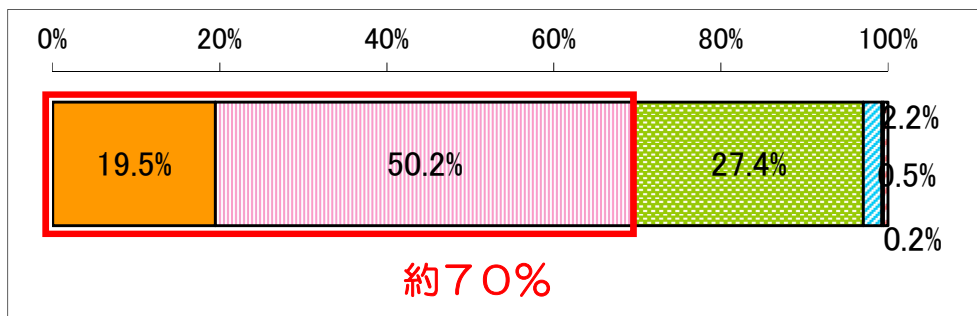


◆実際に本部事業に参加してみて、子供たちが地域住民と交流することにより、様々な体験や経験の場が増え、**地域への理解・関心が深まった**。

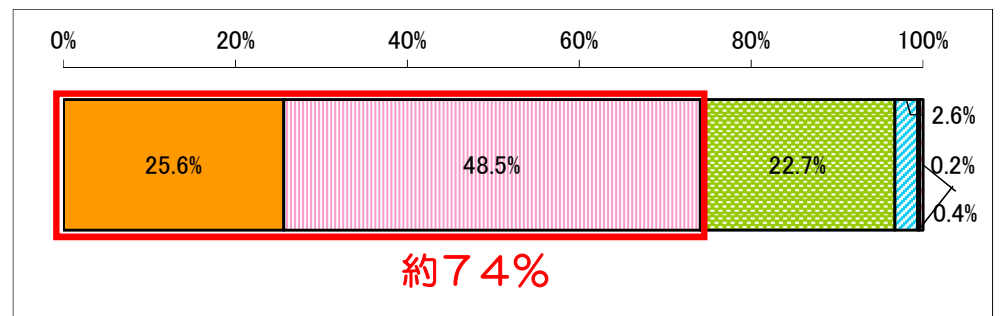


2. 地域への効果

◆実際に本部事業に参加してみて、地域住民が学校を支援することにより、**地域の教育力が向上し、地域の活性化**につながった。



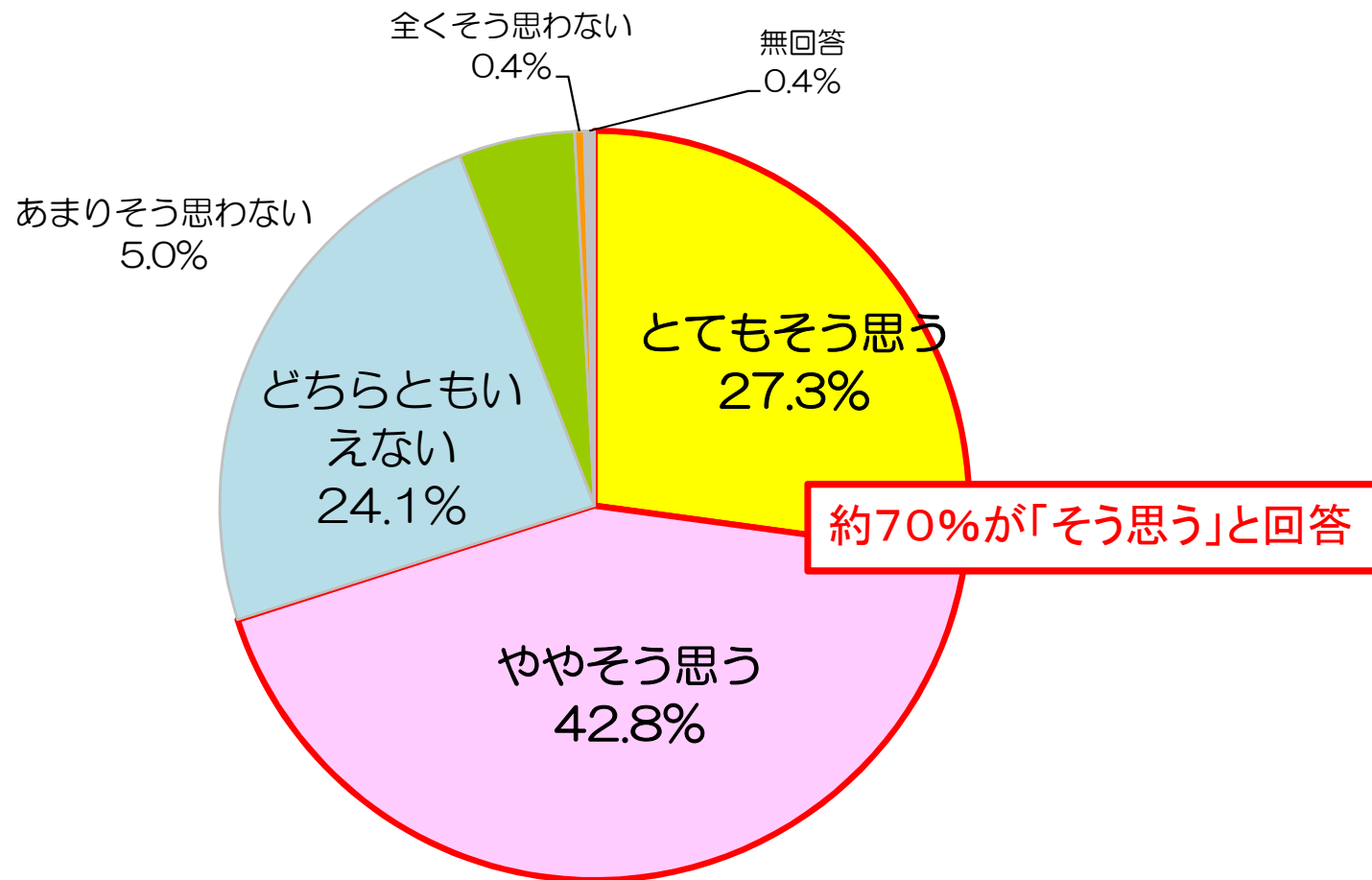
◆実際に本部事業に参加してみて、地域住民の**生きがいづくりや自己実現**につながった。



とてもそう思う ややそう思う どちらともいえない あまりそう思わない まったくそう思わない 無回答

地域学校協働活動の効果（教師）

地域学校協働活動を実施する学校に対する調査によると、「地域住民が学校を支援することにより、教師が授業や生徒指導などにより力を注ぐことができたか」という問いに、約7割以上の学校が「そう思う」と回答。



（「平成27年度地域学校協働活動の実施状況アンケート調査」文部科学省・国立教育政策研究所）

地域住民等の参画による放課後等の学習支援・体験活動 (放課後子供教室・地域未来塾)

(前年度予算額 5,924百万円)

(地域と学校の連携・協働体制構築事業の内数 令和2年度予算額 6,737百万円)



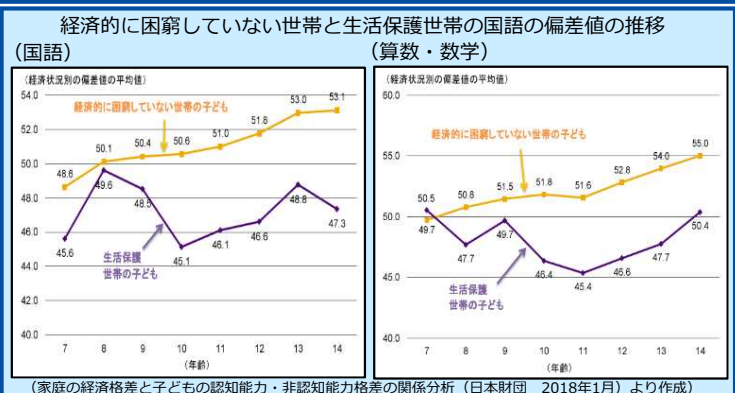
文部科学省

趣旨・目的 全ての児童生徒を対象に、退職教員や大学生等の地域住民等の協力により実施する原則無料の学習支援・体験活動等

現状と課題

児童生徒や家庭の社会的経済的背景 (SES) と学力には相関関係があるとされている

家庭の事情に左右されず、誰もが学習できる環境づくりが必要



地域学校協働本部において、地域住民等の協力を得ながら地域における学習支援等を実施

- 社会的経済的背景によらず、誰もが学ぶことができる環境の実現
- コミュニティ・スクールとの一体的な推進により、学校での教育課程と連動したプログラムの実施や、教育課程内では不足する部分の補習等の実施が可能



地域学校協働活動※

地域住民等の参画による放課後等の学習支援

全ての児童生徒を対象に、放課後や土曜日、夏休み等に、学校の空き教室や図書室、公民館等において、退職教員や大学生等の地域住民等の協力により、学習支援等を実施

地域学校協働活動推進員
(地域と学校をつなぐコーディネーター)

連携・協働



学習支援員・協働活動支援員等
(学習支援等の実施、サポート)

参画

退職教員、大学生、地域の高齢者、民間教育事業者等の
様々な地域人材

【地域住民等の参画による放課後等の学習支援・体験活動の例】

- 予習・復習、補充学習・ICT (学習アプリ等) を活用した学習
- 英検・数検等検定試験対策、定期考査前の集中プログラム
- 大学生等による進路相談
- 実験・工作教室、英会話、文化・芸術教室、地域探検、農業体験、スポーツ教室など



- 実費以外は原則利用者負担なし
- 家庭の経済状況等にかかわらず、全ての児童生徒が参加可能
- 放課後子供教室や地域未来塾等を活用して実施
- 地域の退職教員や大学生、民間教育事業者、NPO等の多様な人材が学習を支援
- 複数校の児童生徒を対象とした教育支援や、外国籍の生徒を対象とするプログラムなど地域の実情に応じて多様な支援が可能
- 地域学校協働活動の一環として、学習支援員や協働活動支援員等への謝金や消耗品費等を補助

※地域学校協働活動：地域と学校が連携・協働し、幅広い地域住民等の参画により、地域全体で子供たちの成長を支える多様な活動

「新・放課後子ども総合プラン」の推進

(平成30年9月14日策定・公表)
令和2年1月時点更新

趣旨・目的

- 共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備を進める

目標等

【4つの推進方策】

- 市町村行動計画等に基づく計画的な整備
- 学校施設の徹底活用
- 共通プログラムの充実
- 総合教育会議の活用による総合的な放課後対策の充実

「新・放課後子ども総合プラン」に掲げる国全体の目標（2023年度末まで）

- 放課後児童クラブについて、2021年度末までに約25万人分を整備し、待機児童解消を目指し、その後も女性就業率の上昇を踏まえ2023年度末までに計約30万人分の受け皿を整備（約122万人⇒約152万人）
- 全ての小学校区で、両事業を一体的に又は連携して実施し、うち小学校内で一体型として1万箇所以上で実施することを目指す。
- 両事業を新たに整備等する場合には、学校施設を徹底的に活用することとし、新たに開設する放課後児童クラブの約80%を小学校内で実施することを目指す。
- 子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図る放課後児童クラブの役割を徹底し、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図る。

取組の現状

放課後子供教室（文部科学省）

放課後児童クラブ（厚生労働省）

趣旨	すべての子供を対象として、学習支援や多様なプログラムを実施	共働き家庭などの小学校に就学している児童を対象として、放課後に適切な遊びや生活の場を提供
2020年度予算額	67億円の内数	977.8億円
実施数	19,260教室 	25,881か所 
一体型	5,361か所	
登録児童数	—	1,299,307人
新規開設分の小学校での割合	—	58% (3,797か所のうち2,214か所)
実施場所	小学校 72.2%、その他（公民館、中学校など）27.8%	小学校 53.6%、その他（児童館、公的施設など）46.4%

※放課後子供教室の教室数は令和元年11月時点、放課後児童クラブの箇所数と一体型、新規開設分の小学校での割合、実施場所における割合は令和元年5月時点の数値を記載

土曜学習応援団について

～企業・団体等による出前授業等を見つけるためのプラットフォーム～

文部科学省では、平成26年4月より、子供の豊かな学びを支えるために、
多様な企業・団体・大学等に「土曜学習応援団」に御賛同（御参画）いただき、
平日の授業や放課後、土曜日、日曜日、夏休み、冬休み等の教育活動に、
出前授業等により参画していただくことで、**特色・魅力のある教育活動**を推進。（令和2年5月段階で803団体が賛同）

**平日可能
な出前授
業も多数！**

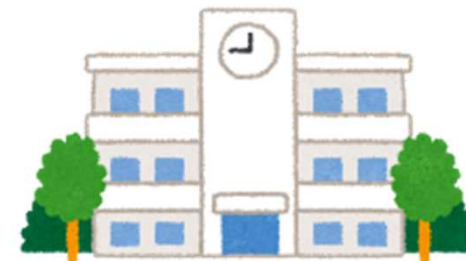


土曜学習応援団に賛同した
企業・団体・大学等

- * 高校生、中学生、小学生、幼稚園児等を対象
- * 平日の授業や放課後、土曜日、夏休み等に実施

出前授業・施設見学等

★実社会での経験に基づく多様な教育プログラム★
キャリア教育、プログラミング、
理科実験、ものづくり、環境教育、
社会課題解決 等



学校・地域の団体等

教育プログラムを
探すには・・・

土曜学習応援団WEB

- * 「地域と学校でつくる学びの未来HP」の中の
「企業等による教育プログラム」で紹介・検索が可能

<https://manabi-mirai.mext.go.jp/index.html>



☀ 出前授業では例えばこのようなことができます！

<化学>



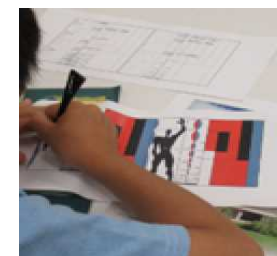
研究用の本物の機械・器具を
使用して薬の成分の抽出

<IT>



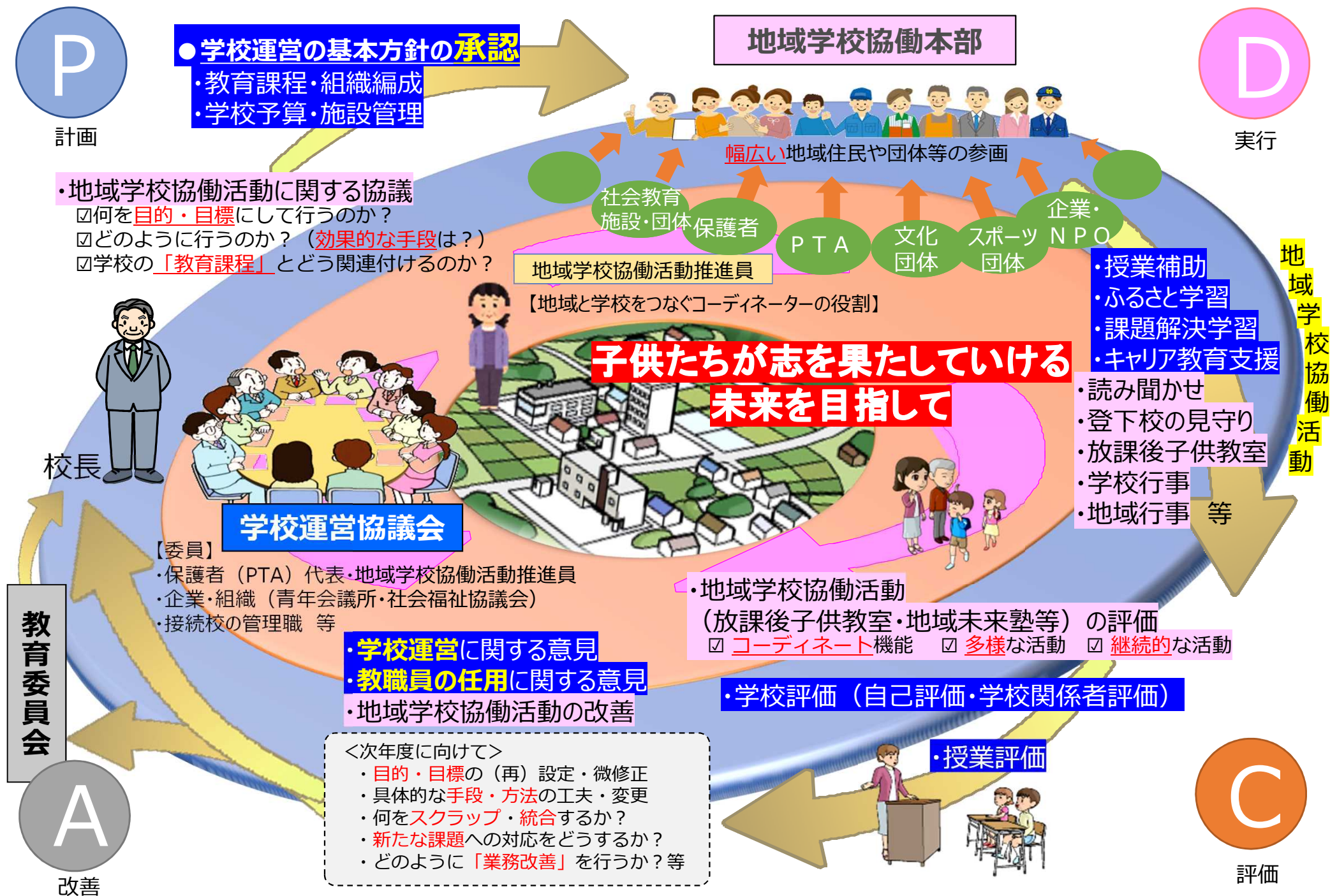
プログラミング開発授業

<建設>



スマホとモジュールを
活用して建築の寸法を決定

「地域とともにある学校づくり」に向けたコミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進



家庭教育支援の推進について

家庭教育の位置づけ

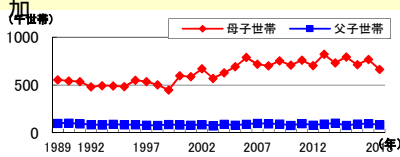
- 家庭教育は、**すべての教育の出発点**であり、父母その他の保護者が子供に対して行う教育。
 - 子供の豊かな情操、家族を大切にする気持ちや他人に対する思いやり、命を大切にする気持ち、善悪の判断などの基本的倫理観、社会的なマナーなどを含め、**子供の基本的な生活習慣や自立心の育成、心身の調和のとれた発達を図る上で重要な役割を担うもの**。
- ◆教育基本法（平成18年法律第120号）（抄）
（家庭教育）
第10条 父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。
2 国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

家庭教育を取り巻く状況

家庭教育を行うことが困難な社会

○核家族化、共働き家庭やひとり親家庭の増加、地域のつながりの希薄化など、**家庭を取り巻く環境が変化**

○子育ての悩み・不安を持つ家庭の増加



様々な家庭の実情への配慮が必要

○様々な課題を抱えつつ、地域から孤立し、自ら相談の場にアクセスすることが困難な家庭など**支援が届きにくい家庭への対応**

○**児童虐待**など、子供をめぐる状況が懸念



地域での家庭と学校の更なる連携

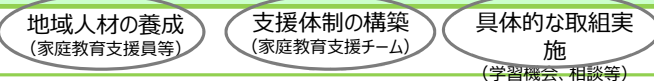
○家庭環境の多様化に伴い、**地域全体で家庭教育を支える仕組みづくりが必要**

○**学校における働き方改革の推進**に伴い、家庭と学校との連携の必要性が増加

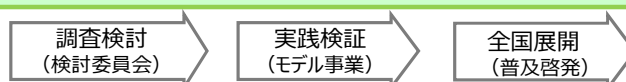
◆中央教育審議会答申（H31.1.25）（抜粋）
「学校における働き方改革を進めるに当たっては、（中略）家庭の役割や責任を明確にしつつ具体的な連携を強化し、学校における働き方改革により増加することが見込まれる子供たちの学校外における時間を生かし充実したものとすることが重要」

文部科学省における取組

①地域における取組の推進（地域における家庭教育支援基盤構築事業）



②実践的な推進方策の調査検討（家庭教育支援推進事業）



家庭教育支援に関連した施策の方向性について

「第3期教育振興基本計画」（平成30年6月15日閣議決定）（抜粋）

第2部 今後5年間の教育政策の目標と施策群

◇目標（6）：家庭・地域の教育力の向上、学校との連携・協働の推進

- ・多様化する家庭環境に対し、**地域全体で家庭教育を支える**。また、地域社会との様々ななかかわりを通じて、子供たちが安心して活動できる居場所づくりを進め、これからの時代に必要な力や、地域への愛着や誇りを子供たちに育成する。さらに、**家庭や地域と学校との連携・協働を推進**する。

○家庭の教育力の向上

- ・関係府省が連携し、妊娠期から学齢期以降までの切れ目のない支援の実現に向けて、地域における子育て支援と家庭教育支援の連携体制を構築し、教育委員会と他の部局の間、関係機関・関係者の間で、支援が必要な子供や家庭に関する情報の共有化や協働の促進を図る。
- ・家庭教育支援員となる**人材の育成や、訪問型家庭教育支援の充実**を図るとともに、必要となる個人情報や円滑かつ適切な共有に係る好事例の収集や周知を行うなど、**様々な課題を抱えながらも地域から孤立し、自ら相談の場にアクセスすることが困難な家庭やその親子に対する支援を強化**する。

◇目標（14）：家庭の経済状況や地理的条件への対応

○地域教育資源活用

- ・社会教育施設を活用した読書習慣の定着等の教育格差解消に向けた活動、**家庭教育支援チーム等による相談対応や訪問型家庭教育支援等の取組を通じた課題別の効果的な支援等を推進**し、成果の普及を図る。

「児童虐待防止対策の抜本的強化について」（平成31年3月19日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）」（抜粋）

3 児童虐待発生時の迅速・的確な対応

（5）学校・教育委員会における児童虐待防止・対応に関する体制強化

② 学校・教育委員会における児童虐待防止・対応に関する研修等の充実

- ・学校・教育委員会における児童虐待の対応を強化するため、学校の教職員・学校医等が留意すべき事項を記載したマニュアルを作成する。
- ・児童虐待対応に関する具体的な事例を想定した研修教材を作成し、学校長等の管理職に対する研修を推進する。
- ・幼児や障害のある子どもへの児童虐待防止の観点から、教育委員会と福祉・保健部局等との連携や研修等の実施を促進する。
- ・重大な事案が生じた場合には、生徒指導に関する専門的知見を有する者を現地に派遣し、教育委員会等を支援する。
- ・**地域において児童虐待の早期対応**ができるよう、**地域における家庭教育支援関係者や放課後子供教室などの地域学校協働活動関係者等**に対して、児童虐待への対応に関して留意すべき事項をまとめた資料を提供するとともに、**研修の充実**を図る。

①地域における家庭教育支援基盤構築事業

【補助率】

国	1/3
都道府県	1/3
市町村	1/3

令和2年度予算額
(前年度予算額)

75百万円
73百万円



文部科学省

背景

- 核家族化、共働き家庭・ひとり親家庭の増加、地域のつながりの希薄化など、家庭を取り巻く環境が変化
〔児童(18歳未満)のいる世帯のうち、核家族世帯の割合：70.0%(H10) → 83.3%(H30)〕〔児童(18歳未満)のいるひとり親世帯の数：約76万世帯(H30)〕
- 身近な相談相手がない、子育ての悩みや不安を抱えたまま孤立してしまうなど、家庭教育を行うことが困難な社会
〔地域において子育ての悩みや不安を相談できる人がいる保護者の割合：34.2%(H28)〕〔子育てする人にとって地域の支えがとても重要・やや重要と思う：90.9%(H25)〕
- 児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数は一貫して増加
〔児童相談所での相談対応件数：11,631件(H11) → 159,838件(H30) (H11年度に比べて、約13.7倍)〕

※以下の取組を行う自治体（都道府県、市町村）を支援（計1,000カ所）（都道府県等（指定都市、中核市を含む）の場合、補助率は国：1/3、都道府県等：2/3）

地域人材の養成

家庭教育支援員等の養成

- 家庭教育に関する情報提供や相談対応等を行う人材を養成
- 支援活動の企画・運営、関係機関・団体との連携等を担う中核的人材を養成

地域の多様な人材の参画
(例)



家庭教育支援体制の構築

家庭教育支援員等の配置

- 小学校等に家庭教育支援員を配置するなど身近な地域における家庭教育支援の体制を強化

家庭教育支援チームの組織化

- 家庭教育支援員などの地域人材を中心としたチームの組織化
【チーム構成員の例】
子育て経験者、元教員、PTA関係者、SSW、民生委員、児童委員、保健師等

家庭教育を支援する取組

保護者への学習機会の効果的な提供

- 就学時健診や保護者会など、多くの親が集まる機会を活用した学習機会の提供（子育ての方法、虐待防止等）

親子参加型行事の実施

- 自己肯定感や自立心など、子育ての不安解消や社会を生き抜く力を養成するため、親子での参加型行事やボランティア活動、地域活動等のプログラムを展開

相談対応や情報提供

- 悩みを抱える保護者、仕事で忙しい保護者など、様々な家庭の状況に応じて、家庭教育支援チーム等による情報提供や対応を実施

支援が届きにくい家庭への対応（アウトリーチ型支援）の充実（児童虐待防止等）

- 家庭教育支援員等に対する研修強化（子供の育ちをめぐる課題（虐待等）対応）
- 関係機関との協議・連携による情報共有等の実施
- 保護者に寄り添うアウトリーチ型支援(※)の実施
(※家庭教育の自主性を尊重しつつ、自宅や学校、企業等に出向いて、個々の保護者に届ける支援（情報提供、相談対応、話し相手））

全ての保護者が安心して家庭教育を行うことができる支援体制の構築

②家庭教育支援推進事業

令和2年度予算額
(前年度予算額)

13百万円
14百万円



文部科学省

背景

- 核家族化、共働き家庭・ひとり親家庭の増加、地域のつながりの希薄化など、家庭を取り巻く環境が変化
〔児童(18歳未満)のいる世帯のうち、核家族世帯の割合：70.0%(H10) → 83.3%(H30)〕〔児童(18歳未満)のいるひとり親世帯の数：約76万世帯(H30)〕
- 身近な相談相手がない、子育ての悩みや不安を抱えたまま孤立してしまうなど、家庭教育を行うことが困難な社会
〔地域において子育ての悩みや不安を相談できる人がいる保護者の割合：34.2%(H28)〕〔子育てする人にとって地域の支えがとても重要・やや重要と思う：90.9%(H25)〕
- 学校における働き方改革や「社会に開かれた教育課程」の実現に向けた、学校・家庭・地域のさらなる連携の必要性
〔中央教育審議会答申（平成31年1月）〕

家庭教育支援のための検討委員会等の実施

- 地域社会全体で家庭教育を支える体制整備の必要性
- 実態を踏まえた家庭教育支援方策を検討する必要性
- 子育ての悩みや不安など保護者が抱える課題等の実態把握
- 当該実態を踏まえた効果的な家庭教育支援方策の検討

教育と福祉の連携による家庭教育支援事業（委託事業）

- 就学や養育に不安を抱える保護者、未就園児の保護者からの相談が増加傾向
- 困難を抱える保護者への教育と福祉の連携の必要性

- 家庭教育支援チーム等と福祉関係機関等との連携体制を構築し、妊娠期から学齢期以降までの切れ目のない支援体制を整備



普及啓発・全国展開

全国家庭教育支援研究協議会の開催

家庭教育支援の全国的な普及を図るため、

- 家庭教育支援に関する優良事例の紹介や、実践検証の成果を踏まえた効果的な連携方策の共有
- 家庭教育支援チーム、家庭教育支援員等の研修・交流の場を設定



地域の実情に応じた効果的な家庭教育支援の推進

家庭教育支援チームについて

趣旨・目的

- 都市化や核家族化、地縁的つながりの希薄化等を背景として、家庭教育の困難化や家庭の孤立化が指摘されるなど、**社会全体での家庭教育支援の必要性が高まっていることを踏まえ**、文部科学省では平成20年度より、**全ての親が安心して家庭教育を行うことができるよう、地域の人材を活用した「家庭教育支援チーム」の取組を推進**。

チームの構成・業務

- 地域の人材（子育て経験者等）を中心として、教員OB、PTA等の教育関係者や民生委員・児童委員等の保健福祉関係者など、地域の実情に応じて構成。
- 主な取組は以下のとおり。
 - (1) 保護者への学びの場の提供
 - (2) 地域の居場所づくり
 - (3) 訪問型家庭教育支援

<活動事例>

親子の交流の場の提供



親子でアクセサリー作り開催時の様子
(スマイルエンジェル/宮城県石巻市)

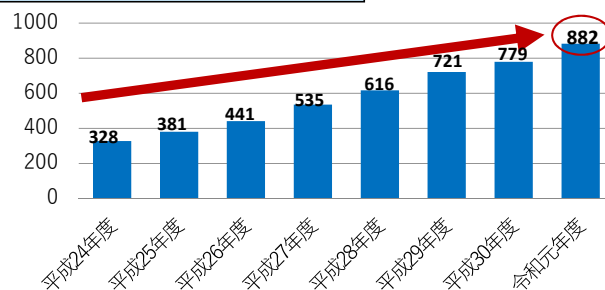
啓発資料

- 身近な地域において保護者への支援を行う「家庭教育支援チーム」の組織化や活動を支援することを目的としたリーフレットを作成（平成28年2月）。

- 地域において「家庭教育支援チーム」を立ち上げる際に必要な視点等を、事例、コラム等を交えて整理した手引書を作成（平成30年11月）。



家庭教育支援チーム数の推移



国による支援

<文部科学大臣表彰> ※平成29年度より実施【隔年予定】

- ・ 地方公共団体（都道府県・指定都市）からの推薦等によるチームの表彰。
- 令和元年度は、全国28チームの活動を優れた活動として選定し、文部科学省講堂において表彰式を実施。



<補助事業による推進>

- ・ 地域における家庭教育支援基盤構築事業（1/3補助事業）において、家庭教育支援チームの組織化及び支援活動等に係る経費を補助。

<チームの登録制度>

- ・ 各地域の取組状況の把握や、効果的な事例の収集・情報発信による各地域の取組の活性化促進に努めるため、文部科学省として、家庭教育支援チームの登録制度を実施。（→ロゴマーク使用可）



家庭教育支援の推進に関する情報

子供たちの未来をはぐくむ

家庭教育

家庭教育支援について、各地域の取組を含めた様々な情報を文部科学省のポータルサイトに掲載しています。

子供たちの未来をはぐくむ 家庭教育

文部科学省 文部科学省HPはこちら

家庭はすべての教育の出発点

子供たちにとって「家庭」は安心感のある楽しい居場所
社会へ巣立っていくために欠かせない場所
親の役割が子供の未来をつくり出す。
親子が共に学び、育ち合う「家庭教育」を地域全体で応援する。
そんな「やさしい社会」が、
子供たちの「未来（あした）」をはぐくんでいきます。

→ 家庭教育ってなんだろう？

ライブラリ → 詳しく見る

「お父さん」「お母さん」を
楽しもう！学ぼう！ → 詳しく見る

地域で家庭教育を
応援しよう！ → 詳しく見る

企業も家庭教育を
応援しよう！ → 詳しく見る

新しい
つながり合いのかたち → 詳しく見る

児童虐待から子供たちを
守るために → 詳しく見る

「めざましこども」
未来 → 詳しく見る

子ども読書の
情報誌 → 詳しく見る

インターネットで 家庭教育ってなんだろう？ と 検索

家庭教育支援に関する各種動画等の提供



家庭教育支援チームの活動例 など
（「YouTube」文部科学省動画チャンネル）
・メンバーの得意分野を生かした
多様な取り組み
・地域における支援のネットワークづくり
・全戸訪問による相談支援 など

つくろう 家庭教育支援チーム ～地域の力で家庭や子供を支える～

身近な地域において保護者への支援を行う「家庭教育支援チーム」の組織化や活動を支援することを目的としたリーフレット。



「家庭教育支援チーム」 の手引書

地域で「家庭教育支援チーム」を立ち上げる際に必要な視点等を、事例、コラム等を交えて整理した手引書（平成30年11月）。



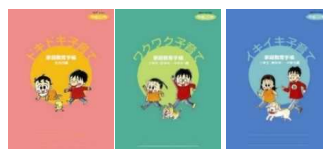
訪問型家庭教育支援の関係者のための手引き

地方公共団体で訪問型家庭教育支援を実施する際に、役立つと思われる情報や知見、ノウハウ、より良い取組とするための提案を取組のヒントとして整理しました。



家庭教育手帳

保護者等に対して子育てのヒント集として、「乳幼児編」、「小学生（低学年から中学年）編」、「小学生（高学年）編」を作成し、ホームページに掲載。



「早寝早起き朝ごはん」国民運動の推進（平成18年度より）

早寝早起きや朝ごはんを食べるといった基本的な生活習慣の乱れは、子供たちの学習意欲、体力、気力にも大きな影響を及ぼす。

家庭における食事、睡眠などの乱れを個々の家庭や子供の問題として見過ごすことなく、社会全体の問題として企業や地域が一丸となり、子供の健やかな成長を期して、基本的な生活習慣を育成し、生活リズムの向上を図るための取組を推進していくことが必要である。



「早寝早起き朝ごはん」国民運動の推進（平成18年度～）

「早寝早起き朝ごはん」全国協議会

設立：平成18年4月24日
会員数：334企業・団体・個人（令和2年3月現在）

地域全体で家庭の教育力を支える社会的機運の醸成

連携

文部科学省

関係府省及び官民連携による全国的な普及啓発の促進

平成24年度より表彰制度を創設し、優れた実践の表彰、更なる地域の取組の活性化を図る

子供たちの健やかな成長のための基本的な生活習慣の確立



文部科学省の取組

優れた「早寝早起き朝ごはん」運動の推進にかかる文部科学大臣表彰

全国各地で取り組まれている「早寝早起き朝ごはん」運動等の中で、平成30年度は53の活動に対して文部科学大臣表彰を行いました。活動の内容は文部科学省ホームページからご覧いただけます。
※平成24年度より隔年で実施。



表彰式の様子



中学生・高校生等向け普及啓発資料及び指導者用資料

生活リズムが乱れやすい環境にある中高生を中心とした子供の生活習慣づくりに関する普及啓発を進めるため、最新の科学的知見を踏まえた普及啓発資料及び指導者用資料を作成しました。



<中学生・高校生等向け>

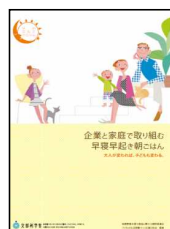


<指導者用>



企業や働く保護者向けのパンフレット

子供の生活習慣は、保護者から大きな影響を受けます。ワーク・ライフ・バランスや地域貢献活動など、企業にも「早寝早起き朝ごはん」国民運動に協力してもらうための啓発を実施しています。



<パンフレット>



小学校低学年及びその保護者向けのリーフレット

基本的な生活習慣の重要性を伝え、子供と保護者が基本的な生活習慣づくりに対して興味を持つきっかけをつくり、生活習慣づくりへの意識を高め、一緒になって取り組んでもらうことを目的としたリーフレット作成しました。



<リーフレット>



国立青少年教育振興機構の取組

①フォーラム事業 ②推進校事業

平成29年度より国立青少年教育振興機構と文部科学省は連携して、「早寝早起朝ごはん」国民運動を促進するための地域のフォーラム事業と、中学生の基本的な生活習慣の維持・向上、定着を図るための推進校事業を実施しています。

①「早寝早起朝ごはん」フォーラム事業

【目的】

子供たちの基本的な生活習慣の維持・向上、定着を図るため、その重要性を伝え、地域一丸となって取組を推進するための機運の醸成を図るとともに、「早寝早起朝ごはん」等の活動を行っている各種団体等の交流の場を創設する。

◆委託先：都道府県・指定都市教育委員会及び首長部局
又は実行委員会（青少年教育施設、地方公共団体、企業、NPO等で構成）

「フォーラム事業取組事例」

- 専門家による講演会の開催
- 食、読み聞かせ等の体験コーナーの設置
- 学校など実践団体等の取組を発表しあう交流会の実施
- 参加者アンケートによる、意識の変容の検証

②「早寝早起朝ごはん」推進校事業

【目的】

中学生の子供たちの基本的な生活習慣の維持・向上、定着を図るため、その効果的な手法等を開発することとし、推進校を設け、調査研究を実施する。

◆委託先：都道府県・指定都市・市（区）町村教育委員会又は学校単独

「推進校事業取組事例」

- 就寝時刻や朝食摂取状況等の実態把握
- 朝学習や朝読書、料理教室等による啓発
- 専門家による講演会の開催
- 全校生徒へ変容調査等を実施し効果の検証

【フォーラム事業事例（平成30年度）】

『早寝早起朝ごはん』フォーラムinしほね【島根県】

内容

- ・ネットやゲーム依存の実態と予防に関する講演
- ・学校や行政による生活習慣等に関する取組についてのパネル展示
- ・メディア、食育の実践をテーマとした分科会の開催

参加者の声

- ・学習機会のなかったスマホ・ゲーム依存について学ぶ良い機会となった。
- ・メディアの使い方について、よりよい使い方を子供たちと模索していきたい。
- ・朝ごはんをしっかりとることや、食育を通じた親子のふれあいの大切さを実感した。
- ・パネル作成者及び見学者など、それぞれの活動発信、情報共有の場となった。



「ネットやゲーム依存の実態と予防」
専門家による講演の様子



食育に関する取組のパネル展示



小学生による発表の様子

【推進校事業事例（平成30年度）】

「にこにこ三野津っ子育成事業」【三豊市立三野津中学校／三豊市教育委員会】

内容

- ・総合的な学習の時間を活用した生活習慣づくり授業の実践
- ・生徒会組織を活用した啓発運動
- ・生徒自身による「チャレンジ！朝ごはんづくり」の実践

成果

- ・生徒目線による身近で具体的な情報発信により、生徒自身が自発的に活動する原動力となった。
- ・「チャレンジ！朝ごはんづくり」を実施したことで、家庭をまきこんだ取組をすることができた。
- ・睡眠をとる規則正しい生活が、学習意欲の継続となることを生徒・保護者とともに共有できた。



生活習慣づくり授業の様子



生徒による啓発活動の様子



おすすめ朝食レシピ集の作成

第1部 我が国における今後の教育政策の方向性

Ⅰ 教育の普遍的な使命

改正教育基本法に規定する教育の目的である「人格の完成」、「平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成」と、教育の目標を達成すべく、「教育立国」の実現に向け更なる取組が必要

Ⅱ 教育をめぐる現状と課題

1 これまでの取組の成果

- 初等中等教育段階における世界トップレベルの学力の維持
- 給付型奨学金制度、所得連動返還型奨学金制度の創設
- 学校施設の耐震化の進展 等

2 社会の現状や2030年以降の変化等を踏まえ、取り組むべき課題

- (1) 社会状況の変化
人口減少・高齢化、技術革新、グローバル化、子供の貧困、地域間格差 等
- (2) 教育をめぐる状況変化
○子供や若者の学習・生活面の課題 ○地域や家庭の状況変化
○教師の負担 ○高等教育の質保証等の課題
- (3) 教育をめぐる国際的な政策の動向
OECDによる教育政策レビュー 等

Ⅲ 2030年以降の社会を展望した教育政策の重点事項

第2期計画の「自立」「協働」「創造」の方向性を継承し、以下の姿を目指す

《個人と社会の目指すべき姿》

- (個人) 自立した人間として、主体的に判断し、多様な人々と協働しながら新たな価値を創造する人材の育成
- (社会) 一人一人が活躍し、豊かで安心して暮らせる社会の実現、社会(地域・国・世界)の持続的な成長・発展

《教育政策の重点事項》

- 「超スマート社会(Society 5.0)」の実現に向けた技術革新が進展するなか「人生100年時代」を豊かに生きていくためには、「人づくり革命」、「生産性革命」の一環として、若年期の教育、生涯にわたる学習や能力向上が必要
- 教育を通じて**生涯にわたる一人一人の「可能性」と「チャンス」を最大化**することを今後の教育政策の中心に据えて取り組む

Ⅳ 今後の教育政策に関する基本的な方針

- 1 夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する
- 2 社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成する
- 3 生涯学び、活躍できる環境を整える
- 4 誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する
- 5 教育政策推進のための基盤を整備する

Ⅴ 今後の教育政策の遂行に当たって特に留意すべき視点

1. 客観的な根拠を重視した教育政策の推進

- ・ 教育政策においてPDCAサイクルを確立し、十分に機能させることが必要
企画・立案段階：政策目標、施策を総合的・体系的に示す[ロジックモデルの活用、指標設定]
実施段階：毎年、各施策のフォローアップ等を踏まえ着実に実施
[職員の育成、先進事例の共有]
評価・改善段階：政策評価との連携、評価結果を踏まえた施策・次期計画の改善
- ・ 客観的な根拠に基づく政策立案(EBPM(Evidence-Based Policy Making))を推進する体制を文部科学省に構築、多様な分野の研究者との連携強化、データの一元化、提供体制等の改革を推進

2. 教育投資の在り方(第3期計画期間における教育投資の方向)

- ・ 人材への投資の抜本的な拡充を行うため、「新しい経済政策パッケージ」等を着実に実施し、教育費負担を軽減
- ・ 各教育段階における教育の質の向上のための教育投資の確保
 - ◇学校指導体制・指導環境整備、チーム学校 ◇学校施設の安全性確保(防災・老朽化対策)
 - ◇大学改革の徹底・教育研究の質的向上 ◇社会人のリカレント教育の環境整備
 - ◇若手研究者安定的雇用、博士課程学生支援 ◇大学施設の改修 など
- ・ OECD諸国など諸外国における公財政支出など教育投資の状況を参考とし、必要な予算を財源措置し、真に必要な教育投資を確保
- ・ その際、客観的な根拠に基づくPDCAサイクルを徹底し、国民の理解を醸成

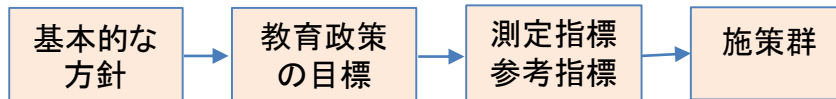
3. 新時代の到来を見据えた次世代の教育の創造

- ・ 超スマート社会(Society 5.0)の実現など、社会構造の急速な変革が見込まれる中、次世代の学校の在り方など、未来志向の研究開発を不断に推進
- ・ 人口減少・高齢化などの、地域課題の解決に向け、「持続可能な社会教育システム」の構築に向けた新たな政策を展開
- ・ 次世代の教育の創造に向けた研究開発と先導的な取組を推進

第2部 今後5年間の教育政策の目標と施策群

第1部で示した5つの基本的な方針ごとに、

- ①教育政策の目標
- ②目標の進捗状況を把握するための測定指標及び参考指標
- ③目標を実現するために必要となる施策群 を整理



基本的な方針	教育政策の目標	測定指標・参考指標(例)	施策群(例)
1 夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する	(1) 確かな学力の育成<主として初等中等教育段階>	○知識・技能、思考力・判断力・表現力等、学びに向かう力・人間性等の資質・能力の調和のとれた個人を育成し、OECDのPISA調査等の各種国際調査を通じて世界トップレベルを維持 ○自分にはよいところがあると思う児童生徒の割合の改善 ○いじめの認知件数に占める、いじめの解消しているものの割合の改善 など	○新学習指導要領の着実な実施等 ○子供たちの自己肯定感・自己有用感の育成 ○いじめ等への対応の徹底、人権教育 など
	(2) 豊かな心の育成<〃>		
	(3) 健やかな体の育成<〃>		
	(4) 問題発見・解決能力の修得<主として高等教育段階>		
	(5) 社会的・職業的自立に向けた能力・態度の育成<生涯の各段階>		
	(6) 家庭・地域教育力の向上、学校との連携・協働の推進<〃>		
2 社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成する	(7) グローバルに活躍する人材の育成	○外国人留学生数30万人を引き続き目指していくとともに、外国人留学生の日本国内での就職率を5割とする ○修士課程修了者の博士課程への進学率の増加 など	○日本人生徒・学生の海外留学支援 ○大学院教育改革の推進 など
	(8) 大学院教育の改革等を通じたイノベーションを牽引する人材の育成		
	(9) スポーツ・文化等多様な分野の人材の育成		
3 生涯学び、活躍できる環境を整える	(10) 人生100年時代を見据えた生涯学習の推進	○これまでの学習を通じて身に付けた知識・技能や経験を地域や社会での活動に生かしている者の割合の向上 ○大学・専門学校等での社会人受講者数を100万人にする など	○新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策の検討 ○社会人が働きながら学べる環境の整備 など
	(11) 人々の暮らしの向上と社会の持続的な発展のための学びの推進		
	(12) 職業に必要な知識やスキルを生涯を通じて身に付けるための社会人の学び直しの推進		
	(13) 障害者の生涯学習の推進		
4 誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する	(14) 家庭の経済状況や地理的条件への対応	○生活保護世帯に属する子供、ひとり親家庭の子供、児童養護施設の子供の高等学校等進学率、大学等進学率の改善 など	○教育へのアクセスの向上、教育費負担の軽減に向けた経済的支援 など
	(15) 多様なニーズに対応した教育機会の提供		
5 教育政策推進のための基盤を整備する	(16) 新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導体制の整備等	○小中学校の教諭の1週間当たりの学内総勤務時間の短縮 ○学習者用コンピュータを3クラスに1クラス分程度整備 ○緊急的に老朽化対策が必要な公立小中学校施設の未改修面積の計画的な縮減 ○私立学校の耐震化等の推進(早期の耐震化、天井等落下防止対策の完了) ○学校管理下における障害や重度の負傷を伴う事故等の発生件数の改善 など	○教職員指導体制・指導環境の整備 ○学校のICT環境整備の促進 ○安全・安心で質の高い学校施設等の整備の推進 ○学校安全の推進 など
	(17) ICT利活用のための基盤の整備		
	(18) 安全・安心で質の高い教育研究環境の整備		
	(19) 児童生徒等の安全の確保		
	(20) 教育研究の基盤強化に向けた高等教育のシステム改革		
	(21) 日本型教育の海外展開と我が国の教育の国際化		

義務教育段階の就学援助（概要）

令和2年度予算額 626百万円 （前年度予算額 669百万円）

1 実施主体

学校教育法第19条において、「経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。」と規定。

2 就学援助の対象者

- ①要保護者……生活保護法第6条第2項に規定する要保護者【平成30年度 約11万人】
- ②準要保護者……市町村教育委員会が生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者（認定基準は各市町村が規定）【平成30年度 約126万人】

3 要保護者等に係る支援【要保護児童生徒援助費補助金】

- ①補助の概要：市町村の行う援助のうち、要保護者への援助に対して、国は、義務教育の円滑な実施に資することを目的として、「就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律」「学校給食法」「学校保健安全法」等に基づいて必要な援助を行っている。
- ②補助対象費目：学用品費／体育実技用具費／卒業アルバム代等（新設）／新入学児童生徒学用品費等／通学用品費／通学費／修学旅行費／校外活動費／医療費／学校給食費／クラブ活動費／生徒会費／PTA会費
（最近の動向）
平成29年度からは、入学する年度の開始前に支給した「新入学児童生徒学用品費等」についても国庫補助対象とできるよう要綱を改正済み。
文部科学省としては、自治体に対してこの入学前支給の導入を通知等で積極的に促している。
- ③国庫補助率：1／2（予算の範囲内で補助）
- ④令和2年度予算：
 - ・「新入学児童生徒学用品費等」の**中学校の単価引き上げ**
中学校：57,400円 → 60,000円（＋2,600円）
 - ・その他、学用品費等について消費税増税を踏まえた単価引き上げ

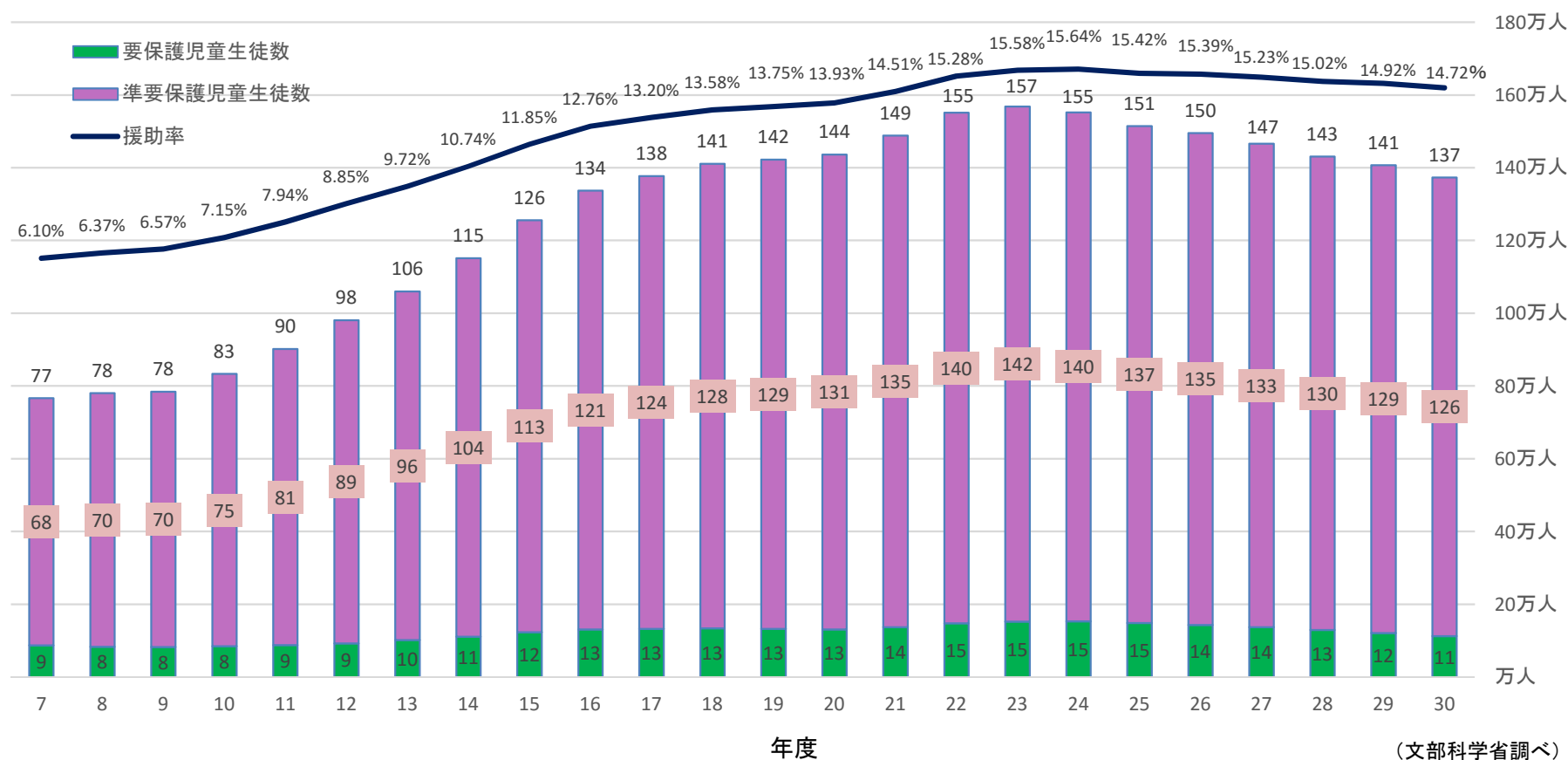


4 準要保護者に係る支援

準要保護者に対する就学援助については、三位一体改革により、平成17年度より国の補助を廃止し、税源移譲・地方財政措置を行い、各市町村が単独で実施している。

要保護及び準要保護児童生徒数の推移（H7～H30）

- 平成29年度要保護及び準要保護児童生徒数（以下「就学援助対象者数」という。）は、**1,407,088人**（対前年度▲23,723人）
平成30年度就学援助対象者数は、**1,374,897人**（対前年度▲32,191人）で7年連続減少。
- 平成29年度就学援助率は**14.92%**（対前年度▲0.10ポイント）、平成30年度就学援助率は**14.72%**（対前年度▲0.20ポイント）で6年連続減少。
- 就学援助対象者数の主な減少要因としては、「児童生徒数全体の減少」に加え、「経済状況の変化」と回答した市町村が多い。



※ 要保護児童生徒数：生活保護法に規定する要保護者の数

※ 準要保護児童生徒数：要保護児童生徒に準ずるものとして、市町村教育委員会がそれぞれの基準に基づき認定した者の数

政府による子供の貧困対策の実施状況

【平成30年度】

- ・ 児童扶養手当全部支給の所得制限引上げ
(全部支給所得制限限度額を年収130万円から160万円に引き上げ) ※扶養親族等の数が1人の場合
- ・ 生活保護世帯の子供の大学進学時の進学準備給付金支給開始

【平成29年度】

- ・ 給付型奨学金創設
- ・ 社会的養護自立支援事業創設

【平成28年度】

- ・ 児童扶養手当の多子加算額の倍増
(第2子加算額を月額5千円から最大1万円。第3子以降の加算額を月額3千円から最大6千円へ増額)
- ・ 子どもの生活・学習支援事業開始

【平成27年度】

- ・ 地域未来塾創設
- ・ 生活困窮世帯等の子供への学習支援事業開始
- ・ 子供の未来応援国民運動始動
- ・ 地域子供の未来応援交付金創設

【平成26年度】

- ・ 幼児教育・保育の段階的無償化
(毎年度拡大)
- ・ 高校生等奨学給付金事業 創設

H26.1.17.

子どもの貧困対策の推進に関する法律

H26.8.29.

子供の貧困対策に関する大綱

H27.12.21.

すくすくサポート・プロジェクト策定

H28.6.2.

ニッポン一億総活躍プラン策定

H29.12.8.

新しい経済政策パッケージ閣議決定

【令和2年度】

- ・ 高等教育無償化
- ・ 改正民事執行法施行
(養育費の確保に資するよう、離婚相手の財産開示手続の実効性を向上)

R1.6.17.

子どもの貧困対策推進法改正

R1.11.29.

子供の貧困対策に関する大綱閣議決定

大綱のポイント

<子供の貧困に関する指標>

- ・ 39の指標を設定（ひとり親の正規雇用割合、食料又は衣服が買えない経験等を追加）

<指標の改善に向けた重点施策>

- ・ 教育の支援
- ・ 生活の安定に資するための支援
- ・ 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援
- ・ 経済的支援

<施策の推進体制等>

- ・ 地方公共団体の計画策定等支援
- ・ 子供の未来応援国民運動の推進

子どもの貧困対策の推進に関する法律

(平成25年6月26日法律第64号)
(令和元年6月19日改正(令和元年法律第41号))

(注) 赤字は令和元年改正による主な変更部分

目的

- ・子どもの**現在**及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないようにする
- ・**全ての**子どもが心身ともに健やかに育成され、及びその教育の機会均等が保障され、**子ども一人一人が夢や希望を持つことができる**ようにする
- ・**子どもの貧困の解消**に向けて、**児童権利条約の精神**に則り、子どもの貧困対策を総合的に推進する

基本理念

- ・**社会のあらゆる分野**において、子どもの年齢及び発達程度に応じて、その**意見が尊重**され、その**最善の利益が優先して考慮**されること
- ・子ども等の生活及び取り巻く環境の状況に応じて**包括的かつ早期**に講ずること
- ・背景に**様々な社会的な要因**があることを踏まえること
- ・国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携の下に、関連分野における総合的な取組として行うこと

子どもの貧困対策を総合的に推進する枠組み

国	・「子どもの貧困対策に関する大綱」を策定（閣議決定） ※子どもの貧困対策会議（会長：内閣総理大臣）が案を作成 案の策定時に子どもや保護者等の意見を反映させるための措置を講ずる ・子どもの貧困の状況・子どもの貧困対策の実施状況の公表（毎年1回）
都道府県	・都道府県計画を策定（努力義務）※大綱を勘案
市町村	・市町村計画を策定（努力義務）※大綱及び都道府県計画を勘案

《附則第2項》

政府は、この法律の施行後5年を目途として…必要であると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

子供の貧困対策に関する大綱（概要）

I 目的・理念

- 現在から将来にわたって、全ての子供たちが前向きな気持ちで夢や希望を持つことのできる社会の構築を目指す。
- 子育てや貧困を家庭のみの責任とするのではなく、地域や社会全体で課題を解決するという意識を強く持ち、子供のことを第一に考えた適切な支援を包括的かつ早期に講じる。

II 基本的な方針

- 親の妊娠・出産期から子供の社会的自立までの切れ目ない支援
- 支援が届いていない、又は届きにくい子供・家庭への配慮
- 地方公共団体による取組の充実など

III 子供の貧困に関する指標

- 生活保護世帯に属する子供の高校・大学等進学率
- 高等教育の修学支援新制度の利用者数
- 食料又は衣服が買えない経験
- 子供の貧困率
- ひとり親世帯の貧困率

など、39の指標

IV 指標の改善に向けた重点施策

教育の支援

- 幼児教育・保育の無償化の推進及び質の向上
- 地域に開かれた子供の貧困対策のプラットフォームとしての学校指導・運営体制の構築
 - ・ スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーが機能する体制の構築、少人数指導や習熟度別指導、補習等のための指導体制の充実等を通じた学校教育による学力保障
- 高等学校等における修学継続のための支援
 - ・ 高校中退の予防のための取組、高校中退後の支援
- 大学等進学に対する教育機会の提供
- 特に配慮を要する子供への支援
- 教育費負担の軽減
- 地域における学習支援等

保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

- 職業生活の安定と向上のための支援
 - ・ 所得向上策の推進、職業と家庭が安心して両立できる働き方の実現
- ひとり親に対する就労支援
- ふたり親世帯を含む困窮世帯等への就労支援

生活の安定に資するための支援

- 親の妊娠・出産期、子供の乳幼児期における支援
 - ・ 特定妊婦等困難を抱えた女性の把握と支援 等
- 保護者の生活支援
 - ・ 保護者の自立支援、保育等の確保 等
- 子供の生活支援
- 子供の就労支援
- 住宅に関する支援
- 児童養護施設退所者等に関する支援
 - ・ 家庭への復帰支援、退所等後の相談支援
- 支援体制の強化

経済的支援

- 児童手当・児童扶養手当制度の着実な実施
- 養育費の確保の推進
- 教育費負担の軽減

施策の推進体制等

<子供の貧困に関する調査研究等>

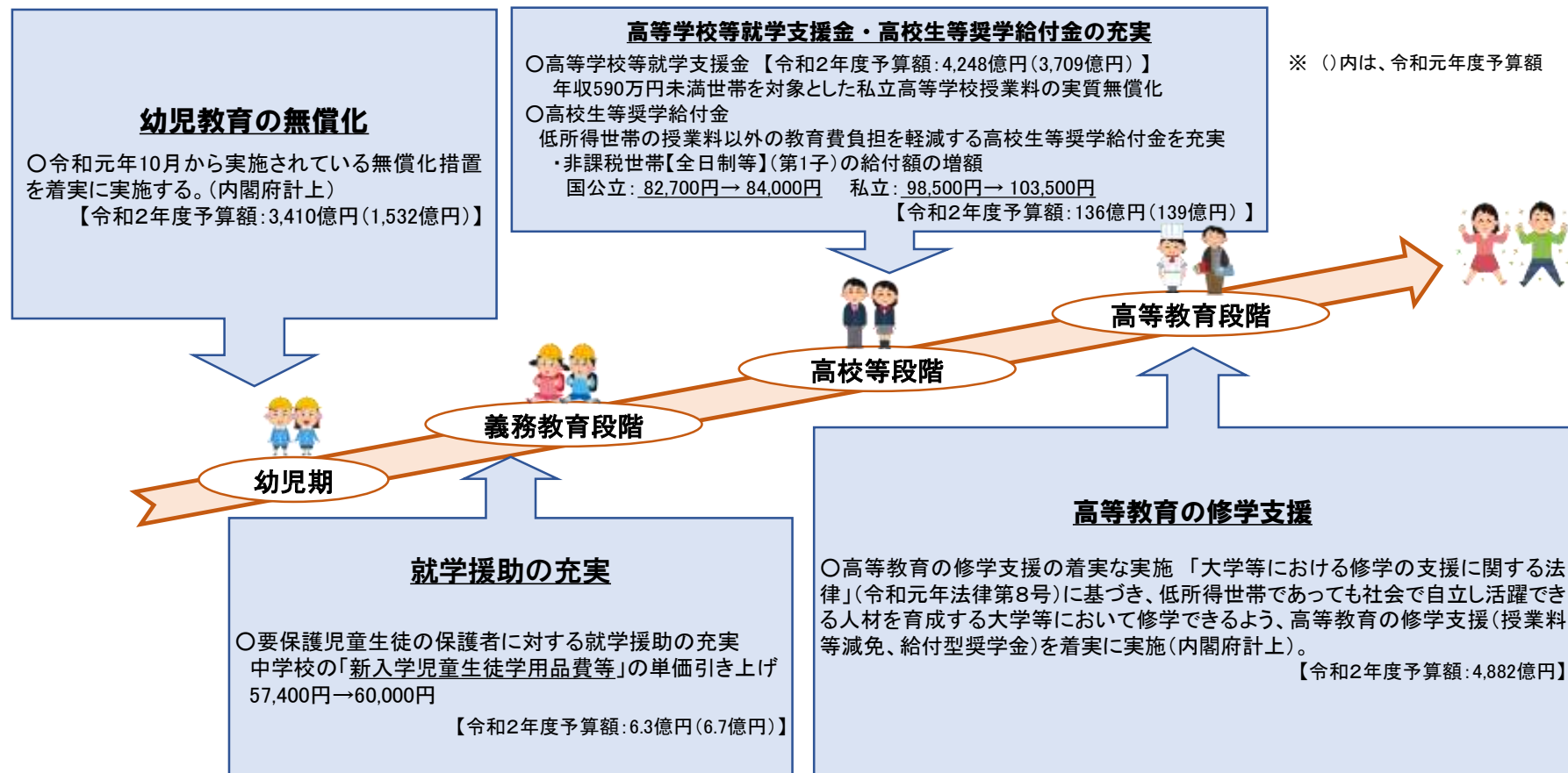
- 子供の貧困の実態等を把握するための調査研究
- 子供の貧困に関する指標に関する調査研究
- 地方公共団体による実態把握の支援

<施策の推進体制等>

- 国における推進体制
- 地域における施策推進への支援
- 官公民の連携・協働プロジェクトの推進、国民運動の展開
- 施策の実施状況等の検証・評価
- 大綱の見直し

文部科学省における子供の貧困対策の推進（令和2年度予算等）

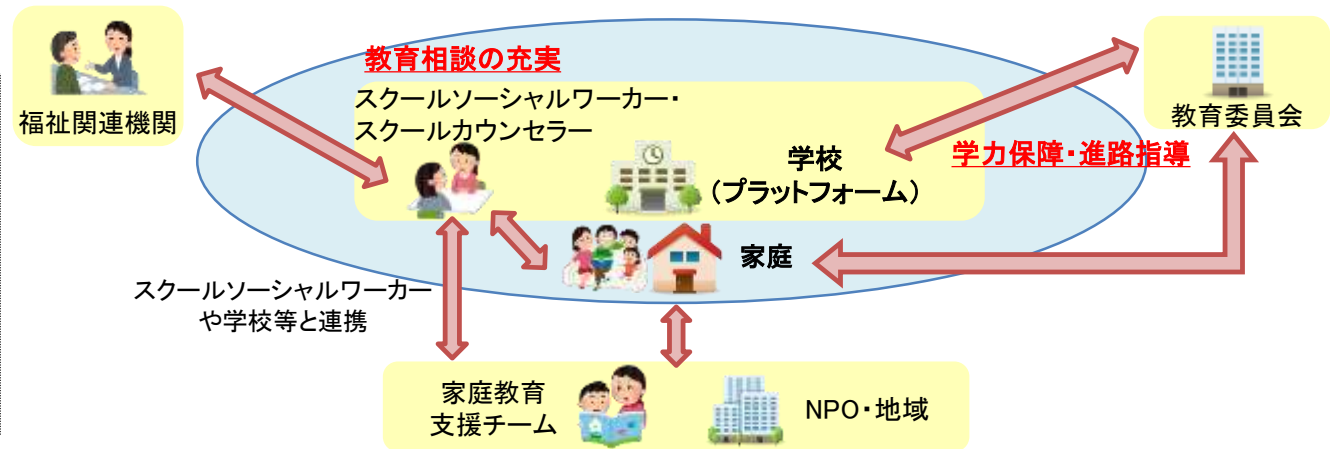
幼児期から高等教育段階まで切れ目のない教育費負担の軽減を目指す



希望する質の高い教育を受けられる社会を実現

学校をプラットフォームとした総合的な子供の貧困対策の推進

全ての子供が集う場である学校を、子供の貧困対策のプラットフォームとして位置づけ、学校における学力保障・進路支援、子供の貧困問題への早期対応、教育と福祉・就労との組織的な連携、地域による学習支援や家庭教育支援を行うことにより、貧困の連鎖を断ち切ることを目指す。



学校教育における学力保障・進路支援

※ ()内は、令和元年度

- 貧困等に起因する学力課題の解消のための教員定数の加配措置 【令和2年度 350人(300人)】
- 定時制・通信制課程における多様な学習ニーズに応じた指導方法等の確立・普及（高等学校における教育の質確保・多様性への対応に関する調査研究）【令和2年度予算額:55百万円の内数(130百万円の内数)】

教育相談の充実

※ ()内は、令和元年度予算額

- スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラーの配置充実 【令和2年度予算額:67億円(65億円)】

①福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーの配置充実

②心理の専門家であるスクールカウンセラーの配置充実

○全中学校区(10,000校)への配置

○全公立小中学校(27,500校)への配置

○貧困対策のための重点配置(1,400校) 等

○貧困対策のための重点配置(1,400校) 等

地域の教育資源を活用した子供の貧困対策の推進

家庭の社会経済的背景(家庭所得、両親の学歴に基づく指標)と児童生徒の学力には相関関係があり、同背景が高い児童生徒ほど正答率が高いところ、

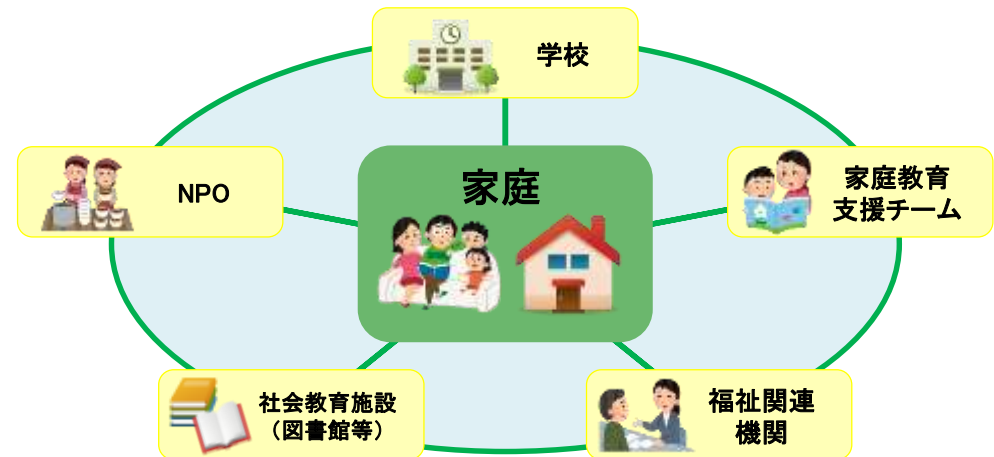
○不利な環境を克服している児童生徒は、

- ・放課後・土曜日に勉強や読書をして過ごす
 - ・学校の宿題・学校の授業の復習をする
- 等の特徴が見られ、

○また、その保護者は、

- ・規則的な生活習慣を整える働きかけを行う
 - ・文字に親しむよう促す
 - ・一緒に社会教育施設に行く頻度が高い
 - ・PTA活動や保護者会等を通じて学校の教育活動に参加する
- 等の特徴が見られる。

(出典)文部科学省委託調査研究 平成30年度お茶の水女子大学委託研究報告書



⇒ 地域の多様な資源による子供の貧困対策が重要

※ ()内は、令和元年度予算額

学習支援

■地域と学校の連携・協働体制構築事業

【令和2年度予算額: 67億円(59億円)】

家庭での学習習慣が十分に身につけていない児童生徒を含む全ての小・中・高校生を対象に、地域学校協働活動の一環として、大学生や元教員等の地域住民の協力による、原則無料の学習支援等を実施。

■高校中退者等に対する学習相談・学習支援の促進

【令和2年度予算額: 69百万円(23百万円)】

高校中退者等を対象に、地域資源を活用しながら高等学校卒業程度の学力を身に付けさせるための学習相談及び学習支援を実施する地方公共団体の取組を支援するとともに、新たな支援体制のモデル開発を実施。

家庭教育支援

■地域における家庭教育支援基盤構築事業

【令和2年度予算額: 75百万円(73百万円)】

地域人材等を活用した家庭教育の支援体制の構築、保護者への学習機会の提供や相談対応・情報提供、支援が届きにくい家庭への対応など地域における家庭教育支援の取組を支援。

■家庭教育支援推進事業

【令和2年度予算額: 13百万円(14百万円)】

家庭教育支援の更なる充実に向けて、家庭教育支援チーム等と子育て支援などの福祉関係機関等との連携体制を構築し、妊娠から学齢期までの切れ目のない支援体制の整備に向けた実践検証を実施。

自然体験活動等の推進

■青少年の「自立する」力応援プロジェクト (国立青少年教育振興機構)

生活習慣や自立的行動習慣の定着のための「生活・自立支援キャンプ」、体験活動等への参加にかかる経済的負担を軽減する「子どもゆめ基金」事業による支援、学生生活を経済的に支援する「学生サポーター制度」による支援を実施。

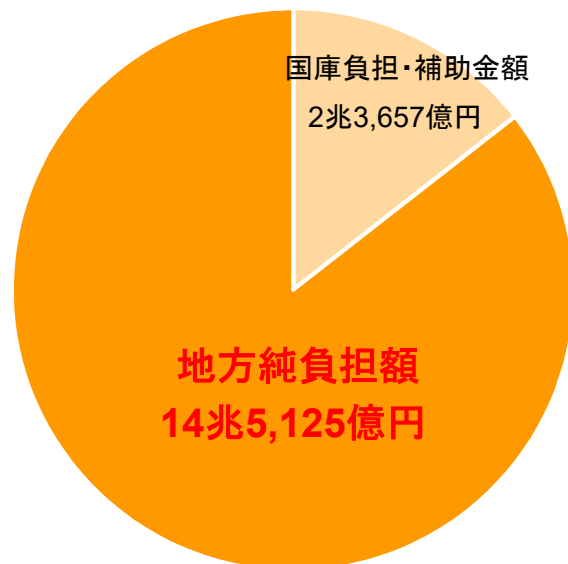
地方財政措置について

地方財政制度

「福祉、学校教育、消防、道路や河川等の社会基盤の整備を始めとした国民生活に密接に関連する行政はその多くが地方公共団体の手で実施されており、地方財政は国の財政と並ぶ車の両輪として、極めて重要な地位を占めている。」(出典:総務省ウェブサイト)

例 地方交付税: 教職員定数の改善、義務教育諸学校における教材整備、教育のICT化に向けた環境整備 等
地 方 債: 公立学校施設整備 等

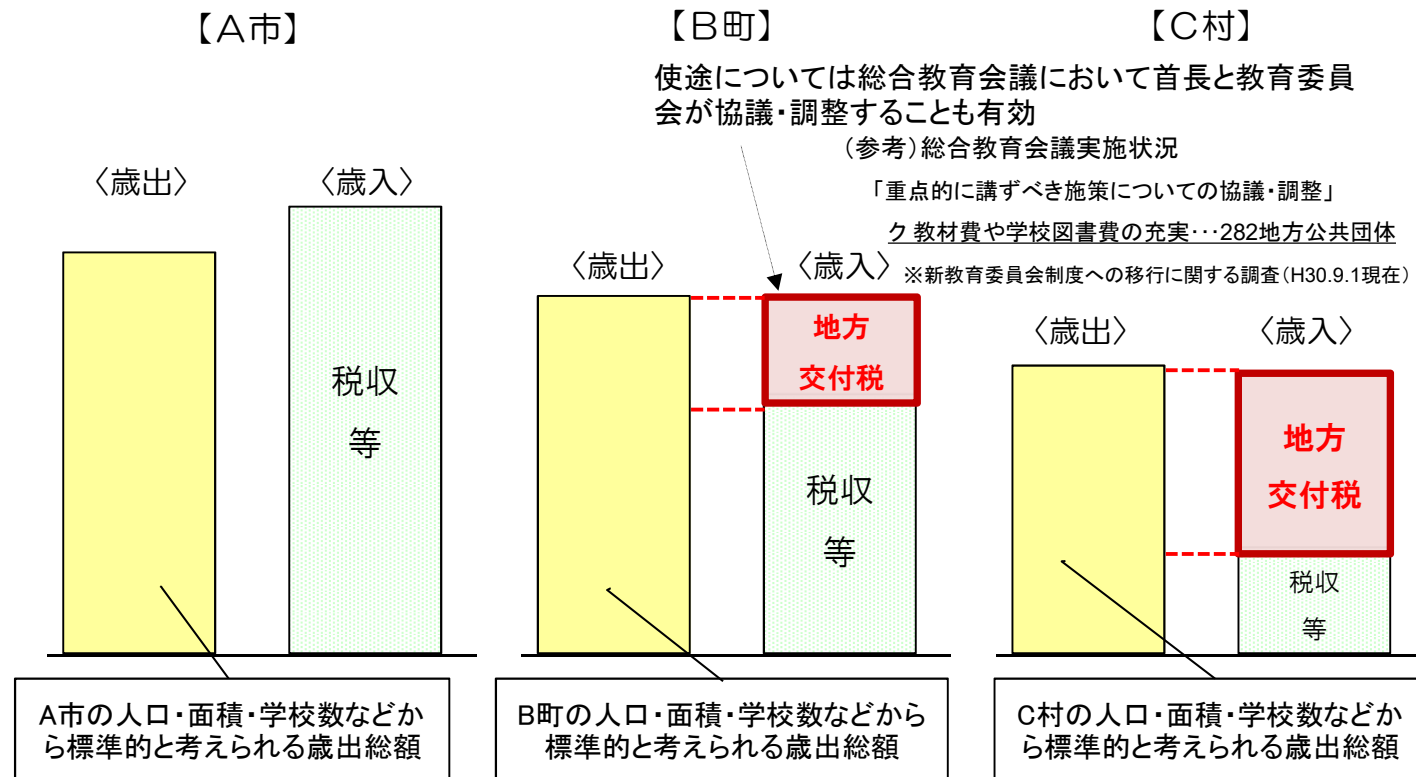
<地方財政における教育費>



※ 総務省「地方財政の状況」を参考に作成

- ⇒ 地方教育費に占める**地方純負担額の割合は8割超**
- ⇒ 学校教育費等、国民生活に直接関連する経費については、最終的に地方公共団体を通じて支出される割合が高い

<地方交付税の配分のイメージ>



- ⇒ どのような地域であっても、「**税収等+地方交付税**」の**一般財源**が、標準的な行政サービスを提供するための**歳出規模を賄えるように**、**地方交付税の配分を通じて財源を保障**

令和2年度文教関係地方財政措置予定(主要事項)

教育政策推進のための基盤の整備

【単独事業】

◇教育のICT化に向けた環境整備5か年計画(2018年度～2022年度)

【継続】

新学習指導要領に対応したICT環境の整備充実を図るため、「教育のICT化に向けた環境整備5か年計画(2018年度から5年間、単年度約1,805億円)」の第3年次分について措置。

＜普通交付税＞

※GIGAスクール構想の実現のための国庫補助事業(令和元年度(補正予算)～令和5年度)と合わせて、令和5年度までに学習者PCについて「1人1台」端末の整備を実現。

◇義務教育諸学校における教材整備計画(2020～2029年度)【新規】

令和元年8月に策定した「教材整備指針」を踏まえ「義務教育諸学校における教材整備計画」(2020年度から10年間、総額で約8,000億円(単年度約800億円))を策定。この初年次分について措置。

また、同指針の例示品目であり教師等の業務負担軽減にも資する「複合機(印刷、スキャナ、丁合、ステープラー等)」、「拡大プリンター」等の整備費用の見直しとして「学校における働き方改革のための事務機器整備5か年計画」(2020年度から5年間、総額で240億円(単年度約48億円))もあわせて策定(上記計画の内数)。

＜普通交付税＞

※今後、教材整備の状況やICT環境整備の状況等を踏まえ、措置額の見直しがあり得る。(詳細は「参考1」参照)

◇学校図書館図書整備等5か年計画(2017～2021年度)【継続】

学校図書館図書等及び学校司書の安定的かつ計画的な整備・配置を促進するため、「学校図書館図書整備等5か年計画(2017年度から5年間、総額で約2,350億円(単年度約470億円))」の第4年次分について措置。

＜普通交付税＞

【単独事業・補助事業】

◇新学習指導要領の円滑な実施と学校における働き方改革のための指導・運営体制の構築(チームとしての学校運営体制の推進)

新学習指導要領の円滑な実施と学校における働き方改革を目指し、学校における指導・運営体制の効果的な強化・充実を図り、「チーム学校」を実現するため、教職員定数の改善、専門スタッフや外部人材の配置拡充、業務の適正化などを一体的に推進するための経費について措置。

●教職員定数の改善〔義務教育費国庫負担金〕【拡充】(国費15,221億円、地方負担額30,443億円)

学校における働き方改革や複雑化・困難化する教育課題へ対応するため、教員配置の見直し(▲2,000人)を行った上で、小学校の専科指導をはじめとした学校における指導・運営体制の充実に必要な3,726人の定数改善を行うための経費について措置。

＜普通交付税＞

●多彩な人材の参画による学校の教育力向上〔補習等のための指導員等派遣事業〕

【拡充】（国費 51 億円、地方負担額 102 億円）

スクール・サポット・スタッフや学力向上を目的とした学校教育活動を支援する人材の配置といった多彩な人材が学校の教育活動に参画する取組を支援するための経費を措置。

＜普通交付税＞

●公立の中学校・高等学校における部活動指導員の配置【拡充】

（中学校：国費 11 億円、地方負担額 23 億円、高等学校：単独事業）

適切な練習時間や休養日の設定など部活動の適正化を進めている教育委員会を対象とした部活動指導員の配置を支援するための経費を措置。

＜普通交付税＞

●教育委員会における法務相談体制の整備【新規】

近年、学校が抱える問題が複雑化、多様化する中、いじめや暴力行為、保護者対応等で法的見地を踏まえた対応が求められる場面が増加していることを踏まえ、都道府県及び指定都市教育委員会における法務相談経費を措置（単位費用積算の需用費等として人口 170 万人規模の都道府県で 130 万円を積算）。

＜普通交付税＞

●タイムカードや ICT の活用等の記録による客観的な勤務時間把握のための対応【継続】

タイムカードの設置等、教師の勤務時間の把握等に必要な経費は、標準的な行政経費として普通交付税により措置。

＜普通交付税＞

※ 労働安全衛生法令の規定等により、校長や服務監督権者である教育委員会は、「タイムカードによる記録、パーソナルコンピュータ等の電子計算機の使用時間の記録等の客観的な方法その他の適切な方法」により教職員の勤務時間管理を行うこととされている。（詳細は「参考 6」参照）

各教育委員会等においては、上記に照らし適切な方法により勤務時間管理を行う必要があるが、例えば、統合型校務支援システムと勤務時間を管理するシステムの連携・一体的運用を行うことも考えられる。

夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力の育成

【単独事業】

◇JET プログラムによる外国語指導助手及び JET プログラムコーディネーターの配置等【継続】

外国語教育の充実等のため、JET プログラムによる外国語指導助手及び JET プログラムコーディネーターの配置等に要する経費を措置。

＜普通交付税・特別交付税＞

【補助事業】

◇いじめ対策・不登校支援等の推進（いじめ対策・不登校支援等総合推進事業）【拡充】（国費 70 億円、地方負担額 136 億円）

いじめ等の未然防止、早期発見・早期対応のためのスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用した教育相談体制の整備や、不登校児童生徒の支援に係る関係機関との連携強化など、地方公共団体における生徒指導上の諸課題への対応のための支援体制の整備に必要な経費を措置。

＜普通交付税＞

【補助事業】

◇夜間中学校の設置促進・充実【新規】（国費 0.6 億円、地方負担額 1.1 億円）

夜間中学校の新設準備に係る補助事業の地方負担分（市町村）について措置。

＜特別交付税＞

生涯学び、活躍できる環境の整備

【単独事業】

◇特別支援教育支援員の配置の充実【拡充】

公立幼稚園、小・中学校、高等学校において、障害のある幼児児童生徒に対し、学習活動上のサポート等を行う特別支援教育支援員の配置経費を措置。（詳細は「参考 2」参照）

＜普通交付税＞

◇高等学校における障害に応じた特別の指導（通級による指導）制度化に伴う体制整備【拡充】

高等学校における通級による指導のために必要な加配教員 207 人（対前年度 47 人増）や、当該指導のための教材・教具の整備に必要な経費を措置。

＜普通交付税＞

【補助事業】

◇切れ目ない支援体制の整備充実【拡充】（国費 19 億円、地方負担額 38 億円）

「特別な支援を必要とする子供への修学前から学齢期、社会参加までの切れ目ない支援体制整備」や「看護師・外部専門家配置」に必要な経費を措置。

＜普通交付税＞

誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットの構築

【単独事業・補助事業】

◇大学等における修学の支援に関する法律に基づく高等教育の修学支援（授業料等減免）の着実な実施【新規】

（私立専門学校分：国費 264 億円、地方負担額 264 億円、公立大学等分：単独事業）

「大学等における修学の支援に関する法律」に基づき、高等教育の修学支援を着実に実施するため、対象となる大学等が行う授業料及び入学料の減免に要する費用の支弁に必要な経費を措置。（詳細は「参考 7」参照）

＜普通交付税＞

【補助事業】

◇高等学校等専攻科生徒への修学支援制度の創設【新規】（国費 2.5 億円、地方負担額 2.5 億円）

高等学校及び特別支援学校の専攻科に通う低所得世帯の生徒に対して、授業料の支援（補助率 1/2）及び授業料以外の教育費負担軽減（補助率 1/3）を行うために必要な経費を措置。

＜普通交付税＞

※授業料以外の教育費については、高校生等奨学給付金の内数

◇高校生等奨学給付金（奨学のための給付金）の充実【継続】

（国費 136 億円、地方負担額 272 億円）

低所得世帯の授業料以外の教育費負担を軽減するために必要な経費を措置。高等学校の専攻科に通う生徒について、新たに支援の対象とする。

＜普通交付税＞

◇共生社会の実現に向けた帰国・外国人児童生徒等教育の推進事業【拡充】

（国費 7 億円、地方負担額 14 億円）

公立学校における帰国・外国人児童生徒等に対する日本語指導補助者や母語支援員の配置等の校内の支援・指導体制の構築、多言語翻訳システム等 ICT を活用したきめ細やかな支援や外国人の子どもの就学を促進するために必要な経費を措置。

＜普通交付税＞

東日本大震災の被災地域の復旧・復興支援

【単独事業・補助事業】

◇福島県双葉郡中高一貫校設置運営等に係る財政措置の充実【継続】

（施設整備：国費 0.2 億円、地方負担額 0.1 億円、運営等費：単独事業）

福島県双葉郡に整備している中高一貫校の設置に要する施設整備、寮及び食堂の運営等に係る経費を措置。

＜震災復興特別交付税＞

【補助事業】

◇福島県イノベーションコースト構想等を担う人材育成に関する事業の充実【継続】（国費 2.6 億円、地方負担額 1.3 億円）

イノベーションコースト構想の中心となる浜通り地域等の高等学校における特色ある教育プログラムの実施に必要な施設・設備の整備等に係る経費を措置。

＜震災復興特別交付税＞

◇公立社会教育施設に係る災害復旧【継続】（国費 85 億円、地方負担額 42 億円）

東日本大震災により被害を受けた特定地方公共団体が設置する公立社会教育施設の復旧に係る経費について措置。

＜震災復興特別交付税＞

公立大学の運営費等に対する支援

【単独事業】

◇公立大学経常費助成の充実【継続】

公立大学を人口減少の悪循環を断ち切るための「地域再生」の拠点として位置づけ、未来への先行投資として、公立大学の教育研究、地域貢献等の活動に支障がないよう、必要な経費を措置。

＜普通交付税＞

◇公立大学・公立高等専門学校における授業料減免等の充実【継続】

「大学等における修学の支援に関する法律」に基づく支援の対象とならない学生に対し、引き続き、公立の大学・公立高等専門学校が実施する授業料減免相当分に要する経費を措置。

＜普通交付税＞

私立高等学校等に対する支援

【単独事業】

◇私立高等学校等経常費助成の充実【継続】

都道府県が実施する私立学校（高等学校以下）の経常費助成に要する経費を措置。
（詳細は「参考 4」参照）

< 普通交付税 >

◇私立高等学校の授業料減免等に対する支援【見直し】

都道府県が地域の実情に応じて実施する低所得者等に対する私立高等学校の授業料減免を含めた支援に要する経費を措置。

< 普通交付税 >

地方公共団体と大学の連携による雇用創出・若者定着の推進

【単独事業】

◇地方公共団体と大学の連携による雇用創出・若者定着の推進【拡充】

雇用創出・若者定着に向け、大学と地方公共団体の連携のもとで実践的な教育プログラムを実施する「大学による地方創生人材教育プログラム構築事業」について、地方公共団体の取組に必要な経費を措置。

< 特別交付税 >

社会的・経済的価値を育む文化政策の推進

【補助事業】

◇博物館等を中核とした文化クラスターに関する補助【新規】

「博物館等を中核とした文化クラスター推進事業」のうち、国の認定を受けた事業に係る地方負担分について措置。（詳細は「参考 3」参照）

< 特別交付税 >

【参考】

（令和元年度からの措置）

◇文化財の防火対策の推進【新規】

令和元年度補正予算（第 1 号）において、「国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金」から切り出された新規補助金である「重要文化財等防災施設整備事業費国庫補助金」の地方負担について、引き続き「一般補助施設整備等事業債」の対象とする。
（充当率：90%、元利償還金に対する交付税措置：30%）

世界遺産又は国宝（建造物）及び国宝・重要文化財（美術工芸品）を保管する博物館等の防火対策に係る民間所有者への補助については「世界遺産・国宝等における防火対策 5 か年計画」（令和元年 12 月 23 日文部科学大臣決定）により実施される世界遺産又は国宝の防火対策事業のうち、文化庁長官裁定（※）に基づき補助率の加算が行われる場合に、地方公共団体の当該事業に係る民間所有者への補助経費について特別交付税措置。

< 地方債、特別交付税 >

※「令和元年 9 月 2 日付け元文庁第 793 号による依頼に基づく実地調査等により整備等が必要と判明した世界遺産、国宝（建造物）又は重要文化財（美術工芸品）を保管する博物館等の防火施設・設備の設置工事等に係る文化財補助金の補助率について」（令和元年 12 月 13 日文化庁長官裁定）

◇「GIGA スクール構想の実現」に向けた校内通信ネットワーク整備事業に係る補正予算債【新規】

令和元年度補正予算案（第 1 号）に計上された「GIGA スクール構想の実現」に向けた校内通信ネットワーク整備事業については、「補正予算債」の対象とする。（充当率：100%、元利償還金に対する交付税措置率：60%）（詳細は「参考 5」参照）

＜地方債＞

注：文部科学省において令和元年度補正予算を繰り越し、令和 2 年度事業として実施する場合、「学校教育施設等整備事業債」の対象。

- ・ 充当率：90%（学校教育施設等整備事業債分 75%、財源対策債分 15%）
- ・ 元利償還金に対する普通交付税措置：学校教育施設等整備事業債分 70%、財源対策債分 50%
- ・ 実質的な地方負担：20.0%

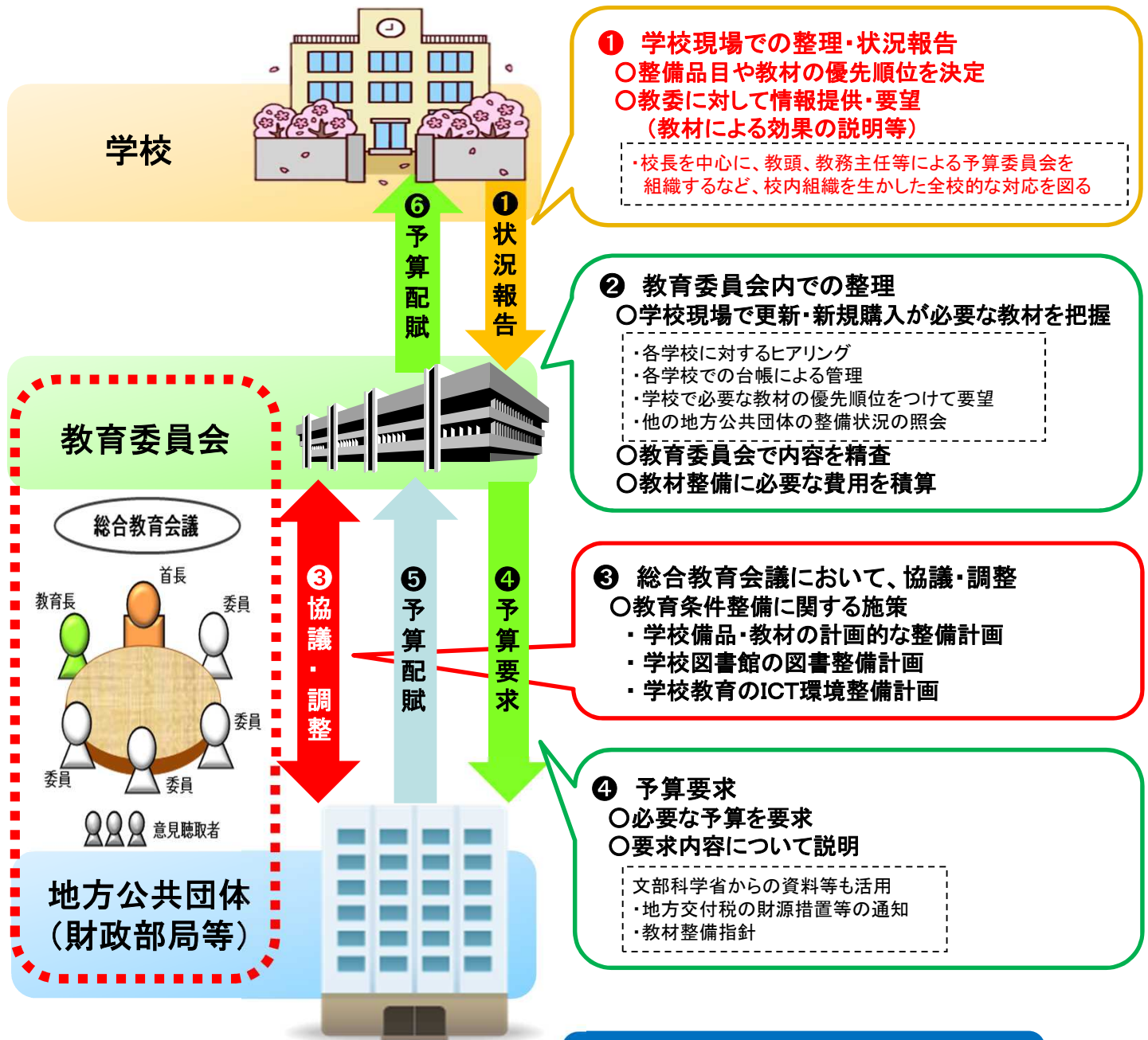
※国費の額はいずれも令和 2 年度予算額（案）

【問い合わせ先】

文部科学省 大臣官房会計課 地方財政室 岩田・内田・手塚・賀佐
電話：03-6734-2926, 2924

学校教材の整備の進め方について

- ◆ 教材整備計画における教材費は地方交付税措置であるため、各地方公共団体が予算措置することが必要です。
- ◆ 教育委員会においては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、各地方公共団体に設置されている総合教育会議において、首長と教育委員会が協議・調整することも有効であると考えられます。
- ◆ 各学校においては、校長を中心に、整備品目や優先順位の決定、教育委員会への要望等を行い、計画的・安定的な教材整備を進めていただきますようお願いします。



POINT

- 首長と教育委員会が協議・調整することにより、両者が教育政策の方向性を共有し、一致して執行にあたることが可能に

標準的な1校当たりの財政措置額

令和元年度措置額 約800億円 (全国ベース)

《積算基礎》

・ 小学校(18学級規模)	2,878千円
・ 中学校(15学級規模)	2,908千円
・ 特別支援学校(35学級規模)	84,804千円

教材整備指針について

文部科学省では、各教育委員会、各学校で教材を整備する際の参考資料として、「教材整備指針」を策定しています。

令和2年度から全面実施となる新学習指導要領の趣旨等を踏まえ、「教材整備指針」の一部改訂を行いました。

こうした資料も御活用いただきながら、各学校における計画的・安定的な教材整備を進めていただきますようお願いいたします。

○現行の教材整備指針イメージ

国語、算数など教科等ごとに分類

各教科等ごとに必要となる教材を例示

学校1、学級1など、整備数の目安も例示

小学校教材整備指針

教科等	機能別分類	整理番号	例示品名	目安番号	新規
学校全体で共用可能な教材	発表・表示用教材	1	発表板	⑦	△
		2	パネルシアター	③	△
		3	レーザーポインター (PSCマーク付)	②	
		4	テレビ	③	△
		5	DVDプレーヤー・ブルーレイプレーヤー	②	
		6	デジタルオーディオプレーヤー	②	
		7	映写幕	②	
		8	無地黒板	②	
		9	紙芝居舞台	②	
		10	行事告知板	②	
		11	ワイヤレススピーカー	②	
		12	マイクロスコープ	⑧	
		13	放送設備一式	①	
	ICT教材	-	大型提示装置	-	△
		-	実物投影装置	-	△
		-	学習者用コンピュータ	-	△
		-	指導者用コンピュータ	-	△
		-	学習用ツール	-	△
		-	インターネット接続機器 (無線LAN等)	-	△
		-	充電保管庫	-	△
	道具・実習用具教材	-	サーバ	-	△
		14	裁断機	①	
		15	紙折機	①	
		16	製本機	①	
		17	ラミネート作成機	①	
		18	巻き尺	③	
		19	ストップウォッチ	③	
		20	ソフト収納戸棚	②	
		21	AV機器保管戸棚	②	
		22	キーボード入力練習教材	⑧	○
		23	プログラミング教育用ソフトウェア・ハードウェア	⑧	○
	実験観察・体験用教材	24	携帯用拡声機	②	
		25	トランシーバー	②	
		26	交通安全用具一式(道路標識など)	①	

学校教材の整備

検索

指針のデータはコチラに掲載

URL: https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyozai/index.htm

令和2年度からの教材整備計画等に係る財政措置について

背景・概要

文部科学省では、これまで地方公共団体における学校教材の安定的かつ計画的な整備に資するよう、複数年にわたる教材に関する整備計画を策定してきたところ。

平成29年度の学習指導要領改訂や学校における働き方改革の進展等を踏まえ、各教育委員会、各学校の教材整備の参考資料となる「教材整備指針」(※)を令和元年8月に改訂。これを踏まえ、令和2年度からの計画的な教育環境整備に関する財政措置の見通しとなる「義務教育諸学校における教材整備計画」を策定し、あわせて「学校における働き方改革のための事務機器整備5カ年計画」を策定する。

※教材整備指針・・・義務教育諸学校に備える教材の例示品目、整備数量の目安を参考資料としてまとめたもの。



教材整備計画の内容

「義務教育諸学校における教材整備計画」＜令和2年度から11年度までの10年間＞

単年度措置額(普通交付税) 約800億円(10カ年総額 約8,000億円(見込み))

(小学校: 約500億円、中学校: 約260億円、特別支援学校: 約40億円)

積算内容 「教材整備指針」(令和元年8月改訂)の例示教材等の整備に必要な経費を積算

✓ 新学習指導要領(H29改訂)関連

- ・プログラミング教育用ソフトウェア・ハードウェア(小学校)
- ・発表板 など新学習指導要領に対応する教材

✓ 技術革新等関連

- ・視線／音声入力装置(特別支援学校)
- ・3Dプリンター(中学校)
- など、昨今の技術革新等を踏まえた教材

✓ 学校における働き方改革関連

- ・拡大プリンター、複合機等、学校における教育環境改善に資する教材

※ 上記計画は、従来の「義務教育諸学校における教材整備計画」＜平成24年度から令和3年度まで＞を更新し策定。

※ 今後、教材整備の状況やICT環境整備の状況等を踏まえ、措置額の見直しがあり得る。

事務機器整備計画の内容

「学校における働き方改革のための事務機器整備5カ年計画(令和2～6年度)」

単年度措置額(普通交付税) 48億円(5カ年総額 240億円) (小学校: 約34億円、中学校: 約12億円、特別支援学校: 約2億円)

積算内容 「教材整備指針」(令和元年8月改訂)の例示品目である「複合機(印刷、スキャナ、丁合、ステープラー等)」、「拡大プリンター」等の整備に必要な経費を積算(上記「義務教育諸学校における教材整備計画」＜令和2年度から11年度までの10年間＞の内数として策定)

ガイドブック

学校/教育委員会向け

学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック(改訂版)・(追補版)

地震による落下物や転倒物から子供たちを守るために -耐震点検の実施-

○何を点検するの？

学校にある非構造部材について、錆やひび割れなどの劣化状況や、家具の使われ方などを点検します。

○いつ、誰が点検するの？

教育委員会と学校が役割分担しながら、地震に備えて定期的、継続的に点検します。

○どうやって点検するの？

解説を参照しながら点検チェックリストを使って点検します。

(追補版)

○ブロック塀等や庇などの点検ポイントを紹介

ガイドブック全文は文部科学省ホームページでダウンロードできます。

http://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/shuppan/1291462.htm

学校施設の 非構造部材の耐震化ガイドブック (改訂版)

地震による落下物や転倒物から子供たちを守るために
- 耐震点検の実施 -



平成27年3月改訂版

文部科学省

主な非構造部材

天井材



照明器具



窓・ガラス



内外壁



地震による被害例

天井材



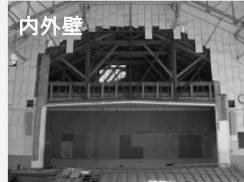
照明器具



窓・ガラス



内外壁



YouTube 動画

学校教職員向け

地震のとき「落ちてこない・倒れてこない・移動してこない」安全な学校へ

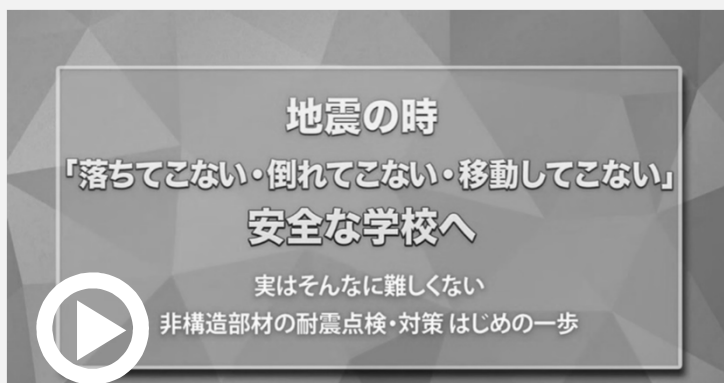
実はそんなに難しくない非構造部材の耐震点検・対策 はじめの一歩

学校にある非構造部材の耐震点検のうち、主に教職員向けの内容について解説した動画です。

ガイドブックを基に、非構造部材の危険性や点検の仕方について分かりやすくまとめているので、是非御覧下さい。

この動画は文部科学省の動画チャンネル(MEXTch)で視聴できます。

<https://www.youtube.com/watch?v=WE8XVlgPrz4>



- 令和元年度に防災機能に関する事例集を作成
- 全国の学校の取組事例を掲載

1. 学校施設の防災機能

A photograph showing three portable toilets in a row. They are white with blue lower sections and blue doors. They are situated in an outdoor or semi-outdoor area with a concrete floor and a brick wall in the background.

学校施設の利用計画

[illegible]

3. 特徴的な取組

3. 特徴的な取組

避難路の整備



校舎裏の高台への避難路の整備 ＜高知県東洋町＞

LPガスを用いた体育館の空調システム
＜大阪府箕面市＞

台風等の風水害に対する学校施設の安全のために～風水害対策のパンフレット～

近年、平成30年7月豪雨や台風第21号、令和元年房総半島台風（台風第15号）や令和元年東日本台風（台風第19号）が発生し、**記録的な暴風や大雨等により、校舎や屋内運動場が損壊、浸水するなどの被害**が発生。

これらの被害を踏まえて、文部科学省では、風水害対策のパンフレット「台風等の風水害に対する学校施設の安全のために」を作成（令和2年3月）。



本パンフレットは、台風や集中豪雨等により発生する風水害に対して、学校施設の安全の確保や被害の軽減のため、各学校の設置者及び管理者において、主に施設面について点検、実施されることが望まれる措置等のポイントをまとめたもの。また、これらに関連する管理運営面等についても一部記載。

本パンフレットを参考に、**日頃から学校施設の安全点検・対策等を実施して被害の軽減を図るとともに、被災した場合には、早期に教育活動が再開できるよう施設の復旧等に努めていただきたい。**

<関連通知>

「「台風等の風水害に対する学校施設の安全のために」について（通知）」（令和2年3月31日付け元施参事第42号）

<掲載内容>

1 事前の対応

- 1-1 まずはじめに ～リスクの把握等～
- 1-2 施設・設備の点検等
- 1-3 平時からの確認

2 台風等の気象情報が発表された際の対応

- 2-1 台風等の危険が迫った場合の応急措置

3 被災後の対応

- 3-1 被災後の学校の応急対応
- 3-2 被災した施設の早期復旧に向けて

メールマガジン《初中教育ニュース》の ご登録をお願いします

メールマガジン【通称：初中メルマガ】では、初等中等教育関連の最新トピックやニュース、募集やイベント等お知らせを月2回配信しています。

他にも、初等中等教育局職員の教育に関する熱いコラムなど、ここでしか聞けない文科省職員の声も配信していますので、ぜひこの機会に登録をお願いいたします。

◇メールマガジンについて

正式名称：メールマガジン「初中教育ニュース」
(初等中等教育局メールマガジン)

創刊：平成17年10月

登録件数：約37,000件(令和2年4月現在)

配信状況：月2回(第2・4金曜日)

主な内容：初等中等教育行政に関する情報・イベント・コラム等



◇登録方法について

方法①「初中メルマガ 登録」とWeb検索

初中メルマガ 登録	検索
-----------	----



方法②二次元コードの読み取り



スマホでも
簡単に登録できます！

方法③文部科学省ホームページから

文科省HP▶メールマガジン配信について▶初中教育ニュース▶新規登録

URL：<http://www.mext.go.jp/magazine/index.htm#003>

文部科学省初等中等教育局内「初中教育ニュース」編集部
TEL 03-5253-4111 (内線3749)
E-mail sy-mel@mext.go.jp

夜間中学の現状

1. 歴史的背景等

- 戦後の混乱期の中で、生活困窮などの理由から昼間に就労または家事手伝い等を余儀なくされた学齢生徒が多くいたことから、それらの生徒に義務教育の機会を提供することを目的として、昭和20年代初頭に中学校に付設された。
- 昭和30年ごろには、設置中学校数は80校以上を数えたが、就学援助策の充実や社会情勢の変化に伴って減少してきた(令和2年4月現在、10都府県28市区34校)。
- 現在、夜間中学は、義務教育を修了していない学齢経過者や、不登校など様々な事情により十分な教育を受けられないまま中学校を卒業した者、本国や我が国において十分に義務教育を受けられなかった外国籍の者などの義務教育を受ける機会を実質的に保障するための様々な役割が期待されている。

※関連法令：義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律

第4章 夜間その他特別な時間において授業を行う学校における就学の機会の提供等

(就学の機会の提供等) 第14条

(協議会) 第15条

2. 設置状況 (令和2年4月時点)

設置主体	学校名	設置主体	学校名
茨城県常総市	水海道(みつかいどう)中学校	大阪府大阪市	文(ふみ)の里(さと)中学校
埼玉県川口市	芝西(しばにし)中学校陽春(ようしゅん)分校	大阪府大阪市	東生野(ひがしいくの)中学校
千葉県市川市	大洲(おおす)中学校	大阪府堺市	殿馬場(とのばば)中学校
千葉県松戸市	第一中学校みらい分校	大阪府岸和田市	岸城(きしき)中学校
東京都墨田区	文花(ぶんか)中学校	大阪府東大阪市	布施(ふせ)中学校
東京都大田区	糺谷(こうじや)中学校	大阪府東大阪市	意岐部(おきべ)中学校
東京都世田谷区	三宿(みしゅく)中学校	大阪府八尾市	八尾(やお)中学校
東京都荒川区	第九中学校	大阪府守口市	さつき学園
東京都足立区	第四中学校	大阪府豊中市	第四中学校
東京都江戸川区	小松川(こまつがわ)第二中学校	兵庫県神戸市	丸山(まるやま)中学校西野(にし)の分校
東京都葛飾区	双葉(ふたば)中学校	兵庫県神戸市	兵庫(ひょうご)中学校北分校
東京都八王子市	第五中学校	兵庫県尼崎市	成良(せいりょう)中学校琴城(きんじょう)分校
神奈川県川崎市	西中原(にしなかはら)中学校	奈良県奈良市	春日(かすが)中学校
神奈川県横浜市	蒔田(まいた)中学校	奈良県天理市	北中学校
京都府京都市	洛友(らくゆう)中学校	奈良県橿原市	畝傍(うねび)中学校
大阪府大阪市	天王寺(てんのうじ)中学校	広島県広島市	観音(かんおん)中学校
大阪府大阪市	天満(てんま)中学校	広島県広島市	二葉(ふたば)中学校

(参考1) 平成29年7月1日現在、1,687人の生徒が学んでいる。(平成29年度夜間中学等に関する実態調査)

(参考2) 未就学者数の状況 (人)

調査実施年	昭和35年	昭和45年	昭和55年	平成2年	平成12年	平成22年
計	1,488,300	599,755	308,639	217,605	158,891	128,187

※ ここでいう「未就学者」とは、平成22年国勢調査において、在学したことのない人又は小学校を中途退学した人とされている12万8,187人(日本国籍12万239人、外国籍7,948人)をいう。したがって、小学校は卒業したが中学校に入学しなかった人や、中学校を中退した人の数は含まれていないため、次期調査(令和2年)においては項目見直しの上実施予定。

夜間中学に関する法律等

【義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律(平成二十八年法律第百五号)(抄)】平成28年12月14日 公布

第十四条 地方公共団体は、学齢期を経過した者(その者の満六歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから満十五歳に達した日の属する学年の終わりまでの期間を経過した者をいう。次条第二項第三号において同じ。)であって学校における就学の機会が提供されなかったもののうちにその機会の提供を希望する者が多く存在することを踏まえ、夜間その他特別な時間において授業を行う学校における就学の機会の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

第十五条 都道府県及び当該都道府県の区域内の市町村は、前条に規定する就学の機会の提供その他の必要な措置に係る事務についての当該都道府県及び当該市町村の役割分担に関する事項の協議並びに当該事務の実施に係る連絡調整を行うための協議会(以下この条において「協議会」という。)を組織することができる。

2 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

一 都道府県の知事及び教育委員会

二 当該都道府県の区域内の市町村の長及び教育委員会

三 学齢期を経過した者であって学校における就学の機会が提供されなかったもののうちその機会の提供を希望する者に対する支援活動を行う民間の団体その他の当該都道府県及び当該市町村が必要と認める者

3 協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

【義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針(抜粋)】

(平成29年3月31日)

3. 夜間その他特別な時間において授業を行う学校における就学の機会の提供等に関する事項

夜間中学等における就学の機会の提供等については、次に掲げる施策等を実施する。

(1) 夜間中学等の設置の促進等

① 設置の促進

法第14条では、全ての地方公共団体に夜間中学等の設置を含む就学機会の提供その他の必要な措置を講ずることが義務づけられている一方、平成28年度現在、夜間中学は8都府県25市区31校の設置に止まっている。このため、全ての都道府県に少なくとも一つは夜間中学等が設置されるよう、また、その上で、更に各地方公共団体においてニーズを踏まえた取組が進むよう、夜間中学等の設置に係るニーズの把握や設置に向けた準備の支援、法第15条に規定する都道府県及び市町村の役割分担に関する事項の協議等を行うための協議会の設置・活用、広報活動などを推進する。また、平成29年度から新たに、市町村が設置する場合だけでなく、都道府県が設置する場合においても、夜間中学等に係る教職員給与費の3分の1を国庫負担することとしたところであり、都道府県立によるものも含め、夜間中学等の設置を促す。

② 既設の夜間中学等における教育活動の充実

既設の夜間中学等における教育活動の充実が図られるよう、個々の生徒のニーズを踏まえ、小学校段階の内容を含め生徒の年齢・経験等の実情に応じた教育課程の編成ができることを明確化するとともに、必要な日本語指導の充実を図る。

③ 自主夜間中学に係る取組

ボランティア等により自主的に行われているいわゆる自主夜間中学についても、義務教育を卒業していない者等に対する重要な学びの場となっており、各地方公共団体において、地域の実情に応じて適切な措置が検討されるよう促す。

(2) 夜間中学等における多様な生徒の受け入れ

夜間中学等については、戦後の混乱期の中で様々な事情により義務教育未修了のまま学齢を超過した者に対して教育の機会を提供してきた。現在、このような義務教育未修了者に加えて、本国において義務教育を修了していない外国籍の者、また、不登校など様々な事情から実質的に十分な教育を受けられないまま学校の配慮等により卒業した者で、中学校等で学び直すことを希望する者を受け入れ、教育機会の提供を行うことが期待されている。

さらに、不登校児童生徒の多様な教育機会を確保する観点から、不登校となっている学齢生徒を、本人の希望を尊重した上で夜間中学等で受け入れることも可能である。

引き続き、各地域の実情を踏まえつつ、法第15条に規定する協議会の活用や必要な環境整備の推進などにより、夜間中学等における教育活動を充実させるとともに、受け入れる生徒の拡大が図られるよう取り組む。

夜間中学に関する関連通知

- 様々な事情からほとんど学校に通えず、実質的に十分な教育を受けられないまま学校の配慮等により中学校を卒業した者のうち、改めて中学校で学び直すことを希望する者（入学希望既卒者）の受入れを開始（平成27年7月30日付「義務教育修了者が中学校夜間学級への再入学を希望した場合の対応に関する考え方について通知」）」
- 小学校未修了者が中学校相当年齢に達しており、中学校夜間学級等に入学を希望する場合、入学を認めることが適当（平成28年6月17日付「小学校等の課程を修了していない者の中学校等入学に関する取扱いについて（通知）」）
- 不登校の学齢生徒について、本人の希望を尊重した上での受入れも可能（平成28年9月14日付「不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）」）
- 「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」制定以降の制度改正等の動きをまとめた通知（平成29年4月21日付「夜間中学等の設置・充実に向けた取組の推進について（依頼）」）

平成29年度夜間中学等に関する実態調査【概要】①

教育機会確保法において、地方公共団体は夜間中学における就学機会の提供等の措置を講ずるものとされたこと等を踏まえ、各地方公共団体(都道府県・市町村)における就学機会の提供等に係る対応状況、協議会の設置状況、夜間中学に関する実態等について調査を実施。

平成29年7月1日現在

【1. 夜間中学の設置促進】

- (1) 「夜間中学の新設に向けた検討・準備を進めている」と回答
⇒ 6都道府県(12.8%)と74市町村(4.3%)
そのうち、夜間中学新設の具体的な時期が決まっているのは、2市(松戸市、川口市)
- (2) 教育機会確保法第15条に基づく協議会について
⇒ ①「設置予定」と回答 … 1都道府県(2.1%)
②「協議会に類する検討組織を設置済」と回答 … 13都道府県(27.7%)と29市町村(1.7%)

【2. 夜間中学における多様な生徒の受入れ拡大】

- (1) 夜間中学に通う生徒数
⇒ 1,687名 そのうち、義務教育未修了者は258名(15.3%)、入学希望既卒者は73名(4.3%)
- (2) 夜間中学で学ぶ生徒の属性について
⇒ ① 60歳以上の生徒 … 456人(27.0%) ② 15～19歳の生徒 … 342人(20.3%)
- (3) 夜間中学卒業後の進路について(本年3月の卒業生:344名)
⇒ ① 高等学校進学 … 155人(45.1%) ② 就職 … 60人(17.4%) など

平成29年度夜間中学等に関する実態調査【概要】②

夜間中学を設置する教育委員会調査 (回答)域内に夜間中学を設置している25市区

1. 学齢超過者の入学要件

① 中学校卒業に関して

中学校を卒業していない者、または十分な教育を受けられないまま学校の配慮等により中学校を卒業した者

中学校を卒業していない者のみ

0 5 10 15 20 25 30

② 在住・在勤に関して

設置されている都道府県内在住者のみ

設置されている都道府県内在住者、または在勤者のみ

設置市町村内在住者、または在勤者のみ

設置市町村内在住者のみ

在住・在勤の場所を問わない

0 2 4 6 8 10 12 14 16

2. 不登校となっている学齢生徒の受入れに向けた検討状況

受け入れる方向で検討・調整中である

今後、ニーズを把握しつつ、検討を開始する予定である

検討していない

0 5 10 15 20 25 30

学校調査 (回答)夜間中学31校

2-3. 属性別の生徒数

(対象)夜間中学に通う全生徒数:1,687人

義務教育未修了者

入学希望既卒者

不登校となっている学
齢生徒

日本国籍を有しない者

0 500 1,000 1,500

3. 夜間中学における教育課程特例の導入状況

既に導入している

導入していない

現在、検討中である

今後、検討の予定である

今のところ、検討の予定は無い

0 5 10 15 20 25

背景説明

- 全国には義務教育未修了が少なくとも約12.8万人いるほか、近年不登校児童生徒が増加。さらに、出入国管理法の改正により、外国人の数は増加する見込み
- 平成28年12月に「教育機会確保法」が成立。平成30年6月、「第3期教育振興基本計画」で全都道府県に少なくとも一つの夜間中学設置を目指すこととした。平成31年度に2校新設され、現在、全国9都府県27市区に33校。各地で設置の機運が高まっている。
- 今後、全ての指定都市における設置も促進。

目的・目標

- 教育機会確保法等に基づき、義務教育の機会を実質的に保障するため、以下を進める。
- ・ 都道府県、指定都市等における夜間中学の設置促進（特に、未設置の38道県、13指定都市）
 - ・ 多様な生徒に対応するための夜間中学の教育活動の充実

夜間中学のさらなる設置促進

● 夜間中学新設準備・運営補助（補助事業）【新規】 55,000千円

夜間中学新設準備に伴う協議会等の設置、コーディネーターの雇用、ニーズ調査実施、広報活動などの設置に向けた準備に係る経費及び開設後の円滑な運営に係る経費について、設置準備を行う2年間は4,000千円、開設後3年間は2,500千円を上限に補助（補助率1／3）

◆夜間中学についての広報活動

教育機会確保法の趣旨や基本指針の内容、夜間中学の活動等を周知するための説明会の開催や夜間中学を周知するポスターを作成・配布等し、国民の理解を促進。

夜間中学の教育活動の充実

● 夜間中学における教育活動充実（委託） 10,000千円

夜間中学における多様な生徒の実態等に応じて教育活動を充実していくために必要な環境整備の在り方を検証。

- ・ 高齢者や外国人向けのカリキュラム開発
- ・ 不登校経験者支援のための相談体制の整備
- ・ 他市町村の夜間中学や域内の昼間の中学校、近隣の定時制高校との連携
- ・ 効果的な学校行事や校外活動等の在り方
- ・ 遠方から通学する生徒への支援の在り方など
- ・ 教育機会確保法第15条に基づく協議会の設置・活用

※SC・SSW、日本語指導補助者、母語支援員等は関係事業で対応

◆ 必要な日本語指導を充実するため夜間中学に携わる教職員に向けた研修を実施。

◆は文部科学省が直接執行する予算を表す。

事業を実施して、期待される効果

- ⇒夜間中学のない43地域における設置
- ⇒協議会等が設置されていない30地域への設置
- ⇒既設の夜間中学の教育活動の充実・受入れ拡大

義務教育の段階における普通教育に相当する教育を十分に受けていない者の意思を十分に尊重しつつ、その年齢又は国籍その他の置かれている事情にかかわらず、その能力に応じた教育を受ける機会が確保されるようにするとともに、その者が、その教育を通じて、社会において自立的に生きる基礎を培い、豊かな人生を送ることができる（教育機会確保法第3条）こと

夜間中学新設準備・運営補助（全地域への設置に向けたイメージ）

- 準備2年、開設後3年の計5か年の補助事業を、期間を区切って行うことで、夜間中学未設置の43地域の設置を促す。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
【新設準備期間の補助のイメージ】	新設準備		運営				
・開設コーディネーター人件費							
・ニーズ調査実施経費							
・会議費							
・先進地視察経費							
・広報、説明会開催経費							
12件							
【運営期間の補助のイメージ】	新設準備		運営				
・夜間中学の教育活動に要する経費							
・夜間中学の教材整備等に必要経費							
・人件費（非常勤講師、看護師等）							
※加配職員、SC、SSW、日本語指導補助者、母語支援員等は関係予算で総合的に対応							
15件							
【新設準備期間の補助のイメージ】	新設準備		運営				
・開設コーディネーター人件費							
・ニーズ調査実施経費							
・会議費							
・先進地視察経費							
・広報、説明会開催経費							
16件							

や か ん ち ゅ う が く 夜間中学

を、知っていますか？

やかんちゅうがくでは、さまざまな理由により義務教育を修了できなかった人や、
ふとうこうとうの不登校等のためにほとんど学校に通えなかった人、また本国内で義務
教育を修了していない外国籍の人などが学んでいます。



◇ やかんちゅうがく ひ る ま ちゅうがっこう おな こうりつ ちゅうがっこう
夜間中学も昼間の中学校と同じ、公立の中学校です。

- 授業料は、無償です。
- 週5日間、授業があります。
- 教員免許を持っている公立中学校の先生が教えてくれます。
- 全ての課程を修了すれば、中学校卒業となります。

いま まな
「今からでも学びたい」

まえむ きも こた ちゅうがっこう
前向きな気持ちに応える 中学校 があります

くわ どうしょう
詳しくは、当省ホームページまたは最寄りの市区町村教育委員会へ

夜間中学

検索

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/yakan/

もんぶかがくしょう かくとどうふけん すく ひと
文部科学省では、各都道府県に少なくとも1つは
やかんちゅうがく せつち せつち そくしん
夜間中学が設置されるよう、設置を促進しています。



文部科学省

や かんちゅうがく せい かつ いち れい
夜間中学での生活の一例

- 17:00 とうこう 登校
- 17:25 ホーム ルーム
- 17:30 いち じ かん め 一時間目 こくご 国語
- 18:10 きゅうしょく 給食
- 18:40 に じ かん め 二時間目 えいご 英語
- 19:25 さん じ かん め 三時間目 かてい か 家庭科
- 20:10 よ じ かん め 四時間目 すうがく 数学
- 20:50 ホーム ルーム
- 21:00 げ こう 下校



や かんちゅうがく かよ せい と き
夜間中学に通う生徒に聞いてみました。

ひる ま ちゅうがく けい しき てき そつぎょう 昼間の中学を形式的に卒業したものの、じっ しつ てき まな 実質的に学ぶことができなかった方 (20 代)



Q やかんちゅうがく にゅうがく 夜間中学に入学したきっかけは？
はは しょうかい ちゅうがく だい 母が紹介してくれた。中学時代は
やす がっこう かよ 休みがちであまり学校に通えな
い ち ど ちゅうがく べんぎょう かったが、もう一度中学の勉強を
こうこう しんがく して、高校に進学したかったため。

Q そつぎょうご もくひょう しょうらい ゆめ 卒業後の目標は？将来の夢は？
がっこう せんせい やかんちゅうがく 学校の先生になること。夜間中学
にゅうがく せんせい やき かん に入学して先生の優しさを感じる
こうこうそつぎょうご だいがく ようになった。高校卒業後は大学
しんがく きょういんめんぎょ しゅとく に進学し、教員免許を取得したい。

Q にゅうがく か 入学して、変わったことは？
ちゅう いもうと べんぎょう おし 中1の妹に、勉強を教えてあげられるよう
おほ おし になった。覚えたことを教えることができるの
うれ やかんちゅうがく ひと は嬉しい。また、夜間中学は、いろいろな人
い けん き か ち かん ちが し の意見を聞くことができ、価値観の違いを知
な に まいにち がっこう ることができた。そして何よりも、毎日学校
い にち やす がっ に行くことができている。1日でも休むと学
こう い すこ いや おも 校に行きづらくなるので、少し嫌だなど思う
ひ がん ぼ がっこう かよ 日も、頑張って学校に通った。

Q やかんちゅうがく あなたにとって夜間中学とは？
きちょう けいけん ば なお ば 貴重な経験ができる場、やり直しができる場。
じ ぶん こうこう い だい いっ ぽ 自分にとっては、高校に行くための第一歩で
だれ いっ ぽ め ば しょ あり、誰にとっても、一歩目になる場所。
やかんちゅうがく し ちか 夜間中学を知らなかった、あるいは近くにな
かよ いま ぜん ぜん せい かつ ちが くて通えなかったら、今とは全然生活が違っ
おも ていたと思う。

とう じ やかんちゅうがく ねんせい ざいせき
(インタビュー当時：夜間中学3年生に在籍)

や かんちゅうがく くわ し ば あい らん
夜間中学についてもっと詳しく知りたい場合はこちらをご覧ください。

せい ふ 政府インターネットテレビ「いまからでも、まなぼう！」 こうりつちゅうがっこう や かんがっきゅう 公立中学校の夜間学級

【日本語】 <https://www.gov-online.go.jp/useful/article/201601/1.html>
【English】 <http://nettv.gov-online.go.jp/eng/prg/prg4638.html>
【中 文】 <http://nettv.gov-online.go.jp/eng/prg/prg4637.html>
【한 국 어】 <http://nettv.gov-online.go.jp/eng/prg/prg4636.htm>



もん ぶ か がくしょう や かんちゅうがく すいしん
文部科学省ウェブサイト「夜間中学の推進について」

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/yakan/index.htm



専門高校等の生徒による学習成果発表の祭典
第30回全国産業教育フェア大分大会

さんフェアおおいた 30th National Industrial Education Fair 2020 in OITA

「一生懸命」
しらしんけん
努力は未来を変える
産業の力は世界を変える



開催 2020年(令和2年)

10月24日(土) 25日(日)

会場(予定) ①別府ビーコンプラザ

②J:COM ホルトホール大分

③昭和電工 武道スポーツセンター

④国際調理フラワーカレッジ

主催(予定) 文部科学省、大分県、大分県教育委員会、大分市、別府市、大分市教育委員会、別府市教育委員会、公益財団法人産業教育振興中央会、全国産業教育振興会連絡協議会、大分県産業教育振興会

お問い合わせ先 〒870-8503 大分県大分市府内町3丁目10番1号 関屋友惟 (令和元年年度)
大分県教育庁高校教育課 TEL / 097-506-5608 FAX / 097-506-1796

第30回全国産業教育フェア大分大会 開催日程

会場		日程		10月24日(土)												10月25日(日)																	
		9時	30	10時	30	11時	30	12時	30	13時	30	14時	30	15時	30	16時	9時	30	10時	30	11時	30	12時	30	13時	30	14時	30	15時				
別府市	別府ビーコンプラザ	エントランス(1F)	受付・総合案内															受付・総合案内															
		レセプションホール(2F)	受付	受付	受付	受付	受付	受付	受付	受付	受付	受付	受付	受付	受付	受付	受付	受付	受付	受付	受付	受付	受付	受付	受付	受付	受付	受付	受付	受付			
		コンベンションホール(B1F)	全国高校生フラワーアレンジメントコンテスト															全国高校生フラワーアレンジメントコンテスト作品展示															
		国際会議場ホワイエ(3F)	作品展示(全国) 展示・販売・体験・実演(農業・水産・家庭・看護) 展示・体験(世界農業遺産・企業・大学・専門学校等) 参加交流イベント															作品展示(全国) 展示・販売・体験・実演(農業・水産・家庭・看護) 展示・体験(世界農業遺産・企業・大学・専門学校等) 参加交流イベント															
		国際会議場(3F)	展示販売(全国)															展示販売(全国)															
		国際会議場(3F)	展示・体験・実演(特別支援) 技能検定優秀者実演(特別支援)															高校生カフェ 展示・体験・実演 技能検定優秀者実演(特別支援)															
		中会議室ホワイエ(1F)	SPH事業発表会(展示)															SPH事業発表会(展示)															
		中会議室(1F)	意見・体験発表															SPH事業発表会(発表)															
大分市	ホルトホール大分	屋内・屋外エントランス(1F)	展示・販売・体験・実演(商業・福祉・総合・情報)															展示・販売・体験・実演(商業・福祉・総合・情報)															
		201・202会議室(2F)	プログラミングコンテスト															ビジネスマナーグランプリ (開閉会式・グランプリ・表彰)															
		大会議室(3F)	全国高校生介護技術コンテスト(準備)															全国高校生介護技術コンテスト(開閉会式・コンテスト・表彰)															
		広場C(南側)	キッズビジネスタウン															キッズビジネスタウン															
		カフ国レラ舞踊館ジ1連	全国高校生スイーツコンテスト(準備・リハーサル)															全国高校生スイーツコンテスト(開閉会式・コンテスト・表彰)															
		武道スポーツセンター	多目的競技場(1F)	全国高等学校ロボット競技大会(公式練習・開会式・競技者会議)															全国高等学校ロボット競技大会(競技・閉会式)														
		エントランス(2F)	展示・ものづくり体験・実演(工業)															展示・ものづくり体験・実演(工業)															
		ホテル日航大分オアシスタワー(3F)	全国産業教育振興大会															全国産業教育振興大会															

※開催日程及び内容は、変更になる場合があります。

(各会場周辺図)



※当日は、シャトルバスの運行を予定しております。

「専門職大学・専門職短期大学・専門職学科」について

平成31年4月、質の高い実践的な職業教育を行う大学制度「専門職大学・専門職短期大学・専門職学科」がスタートしました。制度の概要や特徴をご紹介します。

※ 以下、パンフレットより（パンフレットは文部科学省ホームページに掲載しています。）

【URL】 http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2018/12/07/1410448.001.pdf

専門職大学・専門職短期大学とは？

平成31（2019）年度から、「専門職大学」「専門職短期大学」が開設されます。
どのようなことを学ぶ大学なのか？これまでの大学や専門学校とどのように違うのか？など、新しいタイプの大学についてご紹介します。

「専門職大学・専門職短期大学」とは？

特定の職業のプロフェッショナルになるために必要な知識・理論、そして実践的なスキルの両方を身に付けることができる大学です。

教育課程（カリキュラム）は、産業界、地域社会と大学が連携して編成し、講義だけでなく、学内・学外での実習が豊富に組まれています。

卒業後は、即戦力の専門職として、そして現場の最前線に立つリーダーとして活躍が期待されます。

さらに、専攻する職業に関連する他分野の学びとかけあわせることで、前例にとらわれないイノベーションを起こし、就職した業界や職業の変化をリードする人材が育つことも期待されています。

専門高校で学んだ経験を活かしたい生徒の進路の一つになることも期待されています。



例えば、このような分野での開設が期待されています

- 農業 ● 情報 ● 観光 ● 医療・保健
- クールジャパン分野（マンガ、アニメ、ゲーム、ファッション、食など、日本が強みとする諸分野のこと。）

※なお、6年制の教育となる分野（医学、歯学、薬学、獣医学）での開設はできません。



従来の大学や専門学校との違い

専門職大学・専門職短期大学では、従来の大学と専門学校の長所を取り入れて、理論にも裏付けられた「高度な実践力」「豊かな創造力」を身に付けることができます。





「専門職大学・専門職短期大学」の5つの特徴

授業の3分の1以上は実習・実技

- ▶ 豊富な実習で、就職後に役立つ高度な「実践力」を身に付ける



理論と実践をバランスよく学ぶ

- ▶ 理論に精通した研究者と、各業界の現場経験豊富な実務家の両方から授業を受けられる
- ▶ 原則40人以下の少人数授業



超・長期の企業内実習で現場を体験

- ▶ 学外の企業・診療所等での実習は、通算600時間以上(4年制の場合)実際の現場で知識と技術を学び、問題解決できる思考力も養う

※1日あたり8時間、週5日で実習を行った場合、3～4ヶ月(15週間)が学外実習期間



専攻する職業に関連する他分野も学び、応用力を身につける

- ▶ 一つの専門にとどまらない学びにより、新しいアイデアを生み出せる人材、就職した業界・職業の変化をリードする人材になれる

大学卒(短大卒)の学位がとれる

- ▶ 卒業生には「学士(専門職)」「短期大学士(専門職)」の学位が授与される
- ▶ 大学卒(短期大学卒)の人材として就職や大学院進学、留学ができる



既存の大学の一部の学部・学科でも、同様の教育上の特徴を持った「専門職学部」「専門職学科」の開設が可能となります。

専門職大学等についての資料

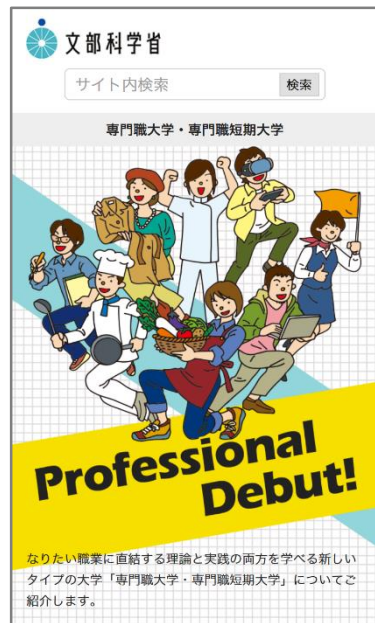
1. スマートフォン向けサイト

【URL】http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/senmon/index.htm



以下の情報を掲載しています。

- YouTube動画
- 専門職大学・専門職短期大学って何？
- 専門職大学・専門職短期大学ってどんなところ？
- お答えします！よくある質問（Q&A）
- 開設している学校が知りたい！



2. YouTube動画

※ スマートフォン向けサイト、文部科学省動画チャンネル（MEXT ch）に掲載。3分45秒

【URL】<https://youtu.be/AlgWklOo8Ho>



3. ポスター



ポスター・パンフレットの送付依頼や、制度に関する御質問等は、以下担当へご連絡ください。

【担当】高等教育局専門教育課 専門職大学係 TEL：03-5253-4111（内線3128）

更に詳しいことを知りたい方は、文部科学省ホームページ（PC向けサイト）もご参照ください。

【URL】http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/senmon/index_pc.htm

文部科学省 専門職大学

検索

【参考】専門職大学・専門職短期大学の概要

■専門職大学

静岡県立農林環境専門職大学	静岡県
生産環境経営学部 生産環境経営学科	
【学校紹介】 本学は、農林業経営のプロフェッショナルを養成する専門職大学であり、基礎的な生産技術に加え、経営管理や加工・流通・販売の知識、先端技術への対応力などの幅広い知識・技術を身に付けて、将来の農林業経営の現場を支えていくとともに、農山村の景観や環境、文化などについても学び、地域社会のリーダーとしてそれらを守り育ていくことができる人材の養成を目指しています。生産環境経営学部生産環境経営学科の1学部1学科で、2年次から、「栽培」、「林業」、「畜産」の3コースに分かれて各分野の専門科目を履修します。	 キャンパスイメージ (令和3年3月完成予定)
国際ファッション専門職大学	東京都、大阪府、愛知県
国際ファッション学部	
【学校紹介】 本学は日本で唯一、「ファッション」「ビジネス」の専門職大学として、世界のファッション産業界と連携し、国際的に活躍できるリーダーを育成します。 本学部では、クリエイションからビジネスに至るまでのファッション業界の流れを包括的に理解し、産業界の未来を創造する国際教養を養います。指導陣には、国内外の有名ブランドやファッション業界のプロ経験を持つ実務家教員を多数配置しています。海外実習・インターンシップ先は、欧米・アジアなど海外の幅広い地域から選択できます。	 国際ファッション専門職大学テレビCM
東京国際工科専門職大学	東京都
工科学部 情報工学科／デジタルエンタテインメント学科	
【学校紹介】 本学は、日本初「AI・IoT・ロボット」「ゲーム・CG」の専門職大学です。世界のICT・デジタルコンテンツ産業界と連携し、最先端のテクノロジーを駆使して新たな価値やサービスを生み出し、社会課題を解決する人材を育成します。 AI・人工知能、VRをはじめとした最先端のソフト・ハードがそろった環境で、業界経験豊富な指導陣と一緒に実践・研究を行うことで、企業のニーズに即応した実践力が身につきます。また、600時間を超える企業内実習や海外インターンシップなどを通して、学生のうちからビジネスの最前線に身を置くことができます。	 世界は、 新しい答えを 待っている。 東京国際工科専門職大学

開志専門職大学

新潟県

事業創造学部/事業創造学科、情報学部/情報学科、国際観光学部/国際観光学科
(※仮称・2021年4月設置認可申請中)、アニメ・マンガ学部/アニメ・マンガ学部(※仮称・2021年4月設置認可申請中)

【学校紹介】

＜事業創造学部＞ ビジネス活動や新規商品開発を行うために必要となる専門的知識を備え、地域資源の活用、地域経済の活性化に貢献できる人材を育成。

＜情報学部＞ 情報技術者としてユーザーの視点に立った新サービスを企画・開発し、地域社会の情報化に貢献できる人材を育成。

＜国際観光学部＞

国際的視野を持ち、将来の交通等に係る科学技術等の発展を予測し、地域振興に貢献する国際観光事業の展開ができる人材を育成。

＜アニメ・マンガ学部＞

日本のアニメ・マンガ分野の作品の質、文化的・学問的水準、産業的価値を向上させることに貢献できる人材を育成。



新潟市の中心地に3キャンパス。
総合専門職大学。

岡山医療専門職大学

岡山県

健康科学部 理学療法学科／作業療法学科

【学校紹介】

本学は健康寿命の延伸、地域社会づくりに貢献する人材の輩出を目的に、多様化する地域や医療のニーズに新たなソリューションを提示し、多職種と連携して医療現場を牽引しマネジメントしていく、ワンランク上の理学療法士・作業療法士を育成します。

絶えず変化する医療の中で、常に中核的存在として求められる医療人となるため、生涯にわたる基盤力・人間力の形成を重視。また理論と実践を連動させた高度なリハビリ技術の修得、新たなサービスを創出する創造力の養成を行い、時代のニーズに柔軟に対応できる力を養います。医療、リハビリなどの学術分野で高い実績を誇る教授陣により、最高水準の教育を提供します。



岡山医療専門職大学の医療人の育成

高知リハビリテーション専門職大学

高知県

リハビリテーション学部

【学校紹介】

本学では、全国に先行し高齢化が進行する高知県という地域の特性を踏まえ、健康寿命の延伸や介護予防等の地域住民の健康増進、高齢者や障がい者の自立支援、障がい児の教育支援、障がい者の就労支援や生活活動支援等の地域社会の取り組みにおいて、多職種と連携・協働し、中核的な役割を担える理学療法士、作業療法士、言語聴覚士を育成します。基盤となる実践的な知識と技術に加え、医療や介護に資する機器の研究・開発や、支援サービスの開発等、専門性を主体的に探究する能力も育成します。



高知リハビリテーション専門職大学校舎

■ 専門職短期大学

静岡県立農林環境専門職大学短期大学部	静岡県
生産科学科	
【学校紹介】 本学は、農林業生産のプロフェッショナルを養成する2年制の専門職短期大学であり、近年のスマート農業の進展や消費者ニーズの多様化などに対応していくため、理論にも裏付けられた確かな生産技術を有するとともに、先端技術の生産現場への導入や生産物の高付加価値化などにも取り組み、生産現場をリーダーとして牽引していくことができる人材の養成を目指しています。生産科学科の1学科で、1年次後半から、「栽培」、「林業」、「畜産」の3コースに分かれて各分野の専門科目を履修します。	 キャンパスイメージ (令和3年3月完成予定)
ヤマザキ動物看護専門職短期大学	東京都
動物トータルケア学科（修業年限3年）	
【学校紹介】 1967年の創立以来、動物看護分野のパイオニアとして教育・研究に邁進してまいりました学校法人ヤマザキ学園は、産業界とともにつくる新制度の専門職短期大学の第1号として、東京都渋谷区松濤に本学を開学しました。本学科では、日本の高齢社会に対応し、コンパニオンアニマルの生から死までに寄り添う「訪問看護・在宅ケア」を特色に科目を配置しました。人と動物の豊かで平和な社会を構築し、ペット関連産業の発展に寄与すべく、産業界と消費者（飼い主）と動物をつなぐ新しい価値観を持った動物看護師を養成します。	 ヤマザキ動物看護専門職短期大学 訪問・在宅看護イメージ

この他にも、以下の専門職大学が開学しています。（令和2年5月現在）

- ・情報経営イノベーション専門職大学（東京都）
 - 情報経営イノベーション学部 情報経営イノベーション学科
- ・東京保健医療専門職大学（東京都）
 - リハビリテーション学部 理学療法学科／作業療法学科
- ・びわこリハビリテーション専門職大学（滋賀県）
 - リハビリテーション学部 理学療法学科／作業療法学科

マナビィ・メルマガ ご活用ください！

文部科学省の
生涯学習関連情報など

月2回 **配信中！！**



マナビィ

◎どんな内容？

- ・リレートーク
- ・今月のニュース・お知らせ
- ・総合教育政策局の施策紹介
- ・**全国地方公共団体や学校等**
からの生涯学習関連情報 等

◎誰が読んでる？

子供から高齢者まで、
自治体職員、学生、先生、
企業のCSR担当など
様々

◎取組をPRしたい方

地域学校協働活動や
公民館活動など、みなさんの取組を
全国のみなさんへPRしませんか？
記事掲載については下記担当まで
ご相談ください！！

 **ご登録方法はこちら！**

STEP 1

下記QRコードを読み取り、【新規登録】から必要事項を入力してください。



PCの方は
ネットで検索

マナビィ・メルマガ|

検索



STEP 2

毎月 8 日・24 日にメルマガが届きます。

<担当>

文部科学省総合教育政策局
地域学習推進課 地域学習推進係・地域振興係
電話：03-6734-2974（直通）
e-mail：manaby@mext.go.jp

バックナンバーはコチラ↓



（文部科学省ウェブサイトへリンク）

国立教育政策研究所における研究成果の例

1. 教育課程

◆全国学力・学習状況調査 解説資料・報告書・授業アイディア例・理科映像指導事例集

：各教育委員会・学校等における学習指導の改善・充実に資するために作成するもの。

<https://www.nier.go.jp/kaihatsu/zenkokugakuryoku.html>

「解説資料」出題の趣旨，正答や予想される誤答の解説，学習指導の改善・充実に資する際のポイント等をまとめたもの。調査実施日にホームページ上に掲載。

「報告書」正答率，分析結果と課題，学習指導の改善・充実に資する際のポイント等をまとめたもの。調査結果公表日にホームページ上に掲載。

「授業アイディア例」課題が見られた事項について，授業のアイディアの一例を示したもの。

「理科映像指導事例集」平成30年度の調査において明らかになった課題を踏まえ，理科の学習指導の改善・充実に資するポイントを15分程度の授業映像にまとめたもの。

◆学習評価に関する参考資料の作成

：学習指導要領改訂の趣旨を実現するために，各学校等における学習指導の改善・充実に資するために作成するもの。

<https://www.nier.go.jp/kaihatsu/shidousiryu.html>

「学習評価の在り方ハンドブック（小・中学校編）（高等学校編）」（令和元年6月公表）

「『指導と評価の一体化』のための学習評価に関する参考資料」（小学校・中学校）
（令和2年3月公表）

2. 生徒指導・進路指導

【不登校・いじめ等】

◆「継続数・新規数を用いて各校に不登校の取組の点検・見直しを促す指導主事向け資料」

：不登校に関する調査や資料作成，それらを踏まえた指導助言の視点と具体例をまとめた資料。
（平成31年3月発行）

<https://www.nier.go.jp/shido/centerhp/pdf/h3103.pdf>

◆「生徒指導リーフ」シリーズ

：生徒指導に関して，ピンポイントで解説や提案を行う資料。

最新号：Leaf22「不登校の数を『継続数』と『新規数』とで考える」（平成30年7月公表）

<https://www.nier.go.jp/shido/leaf/index.html>

【キャリア教育】

◆キャリア教育に関する総合的研究

：キャリア教育の現状と課題に焦点を当て，総合的に調査・分析。（令和2年3月第一次報告書公表）

https://www.nier.go.jp/shido/centerhp/career_SogotekiKenkyu/

◆キャリア教育リーフレットシリーズ特別編

：キャリア教育に関して，ピンポイントで解説や提案を行う資料。

最新号：5「キャリア・パスポートを『自己理解』につなぐ」（平成31年3月公表）

https://www.nier.go.jp/04_kenkyu_annai/pdf/div09-shido_201903-01.pdf

【非認知的能力等】

◆質問紙調査結果に見る我が国児童生徒の意欲・態度等に関する調査研究報告書

：国や当研究所が行った調査について，児童生徒の意欲・態度等に関し二次分析等を実施。非認知的能力の関係では，その中核的な内容を「社会情緒的コンピテンス」と定義し，我が国の児童生徒の社会情緒的コンピテンスの実態について調査・分析。（平成31年3月公表）

https://www.nier.go.jp/05_kenkyu_seika/pdf/seika/h30/20200203-02.pdf

3. 学校教育全般・条件整備

◆高度情報技術を活用した教育革新の展望と検討課題（キックオフシンポジウム） 報告書

：進展する高度情報技術を学校教育に積極的に取り入れることにより「教育の革新」を推進するための方策検討に資する知見を提供することを目的としたプロジェクト研究「高度情報技術の進展に応じた教育革新に関する研究」（令和元～3年度）における論点整理班が行ったキックオフシンポジウム「高度情報技術を活用した教育革新の展望と検討課題」の講演録と関連資料をまとめたもの。（令和2年2月公表）

https://www.nier.go.jp/05_kenkyu_seika/seika_digest_r02.html

4. 幼児教育

◆幼小接続期の育ち・学びと幼児教育の質に関する研究 報告書

：幼小接続期（主に5歳児後半から1年生前半）を対象に、幼小接続期カリキュラムの実態の分析や育ち・学びを支える力を捉える手法の検討状況をまとめた。また、幼児期の教育の質について海外における主要な評価指標の概説とその日本における活用可能性、更には日本の幼児教育に適した評価指標案の検討などをまとめた。（平成29年3月公表）

https://www.nier.go.jp/05_kenkyu_seika/pdf_seika/h28a/syocyu-5-1_s.pdf

5. 学校施設

◆アクティブ・ラーニングの視点に立った学習空間に関する調査研究報告書

：新学習指導要領が求める「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善や授業実践をよりよく行う上で、学習空間（施設・学校用家具・設備等）の活用状況や課題等について、小中学校を対象に質問紙調査等を行い、分析した成果を報告書として取りまとめた。（平成31年4月公表）

<https://www.nier.go.jp/shisetsu/pdf/20190409-02.pdf>

◆学校施設のエネルギー使用実態等調査報告書（平成30年度）

：効果的なエコスクールの整備方策を明らかにするため、スーパーエコスクール実証事業において、環境に配慮した改修整備を行う学校施設を4校取り上げ、改修前後の建物性能や設置されている設備機器の仕様、運用実態及びエネルギー使用量等の継続した調査を行い、その相関性を分析把握。その3校目の報告書を取りまとめた。（令和元年10月公表）

https://www.nier.go.jp/shisetsu/pdf/201910-01_energy_research_H30.pdf

6. 社会教育

◆社会教育主事講習の充実に資する教材等の開発に関する調査研究 ほか

：令和2年4月から施行される社会教育主事講習等規程の一部を改正する省令において新設された「社会教育経営論」及び「生涯学習支援論」において使用するハンドブックを作成した。その他、公民館やボランティアの学びに関する調査研究報告書を公表した。（いずれも令和2年3月公表）

<https://www.nier.go.jp/jissen/chosa/houkokusyo1-r01.htm>

◆社会教育情報番組「社研の窓」の制作、配信

：地域における社会教育事業を支援するため、全国の特色ある実践事例を紹介し、各地域における社会教育の振興や事業計画の立案に資することを目的として、社会教育情報番組「社研の窓」を制作し、インターネットで配信を行っている。（令和元年度制作：「地域課題の解決に資する社会教育委員の役割と可能性」地域で積極的に実践されている取組・事例）

<https://www.nier.go.jp/jissen/el-Net/R1/index.html>

7. 生涯学習

◆社会的活動に必要な成人スキルと多様な学習機会に関する基礎的研究 報告書

：成人の社会的活動において、現在どのような学習活動が行われており、それら実践の場でどのようなスキルが重要だととらえられているかを、ヒアリング調査により実証的に明らかにしたもの。（令和2年3月公表）

https://www.nier.go.jp/05_kenkyu_seika/seika_digest_r01a.html

8. その他

◆国立教育政策研究所 研究成果

：本研究所の研究成果を所外に分かりやすく示しその普及に資するため、毎年度、報告書を刊行した調査研究について、その概要や報告書をホームページ上に掲載。（平成18年度分より公表）

https://www.nier.go.jp/05_kenkyu_seika/seika_digest_bk.html

◆国立教育政策研究所 研究成果アーカイブ

：本研究所における調査研究の報告書等の書誌情報等をデータベース化し、ホームページ上での検索を可能としている。（平成21年3月開設。順次データを更新中）

<https://nier.repo.nii.ac.jp/>

◆国立教育政策研究所教育図書館

：教育図書館は教育関係の図書・資料を約55万冊所蔵し、研究所内外の研究活動を支援している。

<https://www.nier.go.jp/library/>

○近代教科書デジタルアーカイブ

：国立教育政策研究所教育図書館が所蔵する教科書のうち、明治期小学校用教科書、国定期教科書約12,000冊の全文閲覧・ダウンロードが可能。（平成30年8月公開）

<https://www.nier.go.jp/library/textbooks/>

○貴重資料デジタルコレクション

：国立教育政策研究所教育図書館で所蔵する貴重資料のうち、78点を全文カラーで閲覧・ダウンロードできる。（平成30年8月公開）

<https://www.nier.go.jp/library/rarebooks/>

以上は、主として最近更新された、又は新たに公表した成果です。

これらのほか、当研究所の活動状況については、<https://www.nier.go.jp> をご覧ください。

